

令和7年第1回定例会

新十津川町議会定例会会議録

令和7年3月11日 開会

令和7年3月21日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和7年第1回新十津川町議会定例会

令和7年3月11日（火曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
 - 4) 議員研修報告
 - 5) 一部事務組合議会報告
- 第5 行政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 議案第2号 令和6年度新十津川町一般会計補正予算（第11号）
（内容説明まで）
- 第8 議案第3号 令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
（内容説明まで）
- 第9 議案第4号 令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（内容説明まで）
- 第10 議案第5号 令和6年度新十津川町下水道事業会計補正予算（第3号）
（内容説明まで）

◎出席議員（10名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 加藤敏晃君 | 2番 工藤健君 |
| 3番 深瀬美奈子君 | 4番 三師優美君 |
| 5番 大畠光敬君 | 7番 杉本初美君 |
| 8番 鈴井康裕君 | 9番 樋坂里子君 |
| 10番 西内陽美君 | 11番 小玉博崇君 |

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長 谷口秀樹君

副町長	寺 田 佳 正 君
教育長職務代理	松 倉 寿 人 君
代表監査委員	岩 井 良 道 君
監査委員	奥 芝 理 郎 君
総務課長	久保田 篤 司 君
住民課長	佐 藤 武 久 君
保健福祉課長	窪 田 謙 治 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	鎌 田 章 宏 君
建設課長	千 石 哲 也 君
会計管理者	平 川 宏 之 君
教育委員会事務局長	小 松 敬 典 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	坂 下 佳 則 君
--------	-----------

◎町民憲章朗誦

- 議長（小玉博崇君） 皆さん、おはようございます。
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。
皆さん、ご起立ください。

〔全員起立〕

- 議長（小玉博崇君） 私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦してください。
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（小玉博崇君） ご着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（小玉博崇君） ただいまから、令和7年第1回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

- 議長（小玉博崇君） ただいま出席している議員は、10名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、
順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、7番、杉本初美議員。
8番、鈴木康裕議員。両議員を指名いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（小玉博崇君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
報告を求めます。
鈴木議会運営委員長。

〔議会運営委員長 鈴木康裕君登壇〕

- 議会運営委員長（鈴木康裕君） 皆さん、おはようございます。議長の指示がございましたので、議会運営委員会の報告をいたしたいと思っております。

日時、場所、出席者については、記載のとおりでございます。説明員として、寺田副町長、久保田総務課長にお越しいただきました。

協議結果でございます。

- （1）令和7年第1回町議会定例会の会期は、3月11日火曜日から3月21日金曜日まで

の11日間とする。

(2) 日程については、裏面に記載のとおり執り進めます。

(3) 付議案件は、令和6年度会計補正予算4件、令和7年度に係る条例の制定4件、条例の一部改正4件、令和7年度会計予算4件、規約の変更1件、指定管理者の指定1件の計18件である旨、総務課長から説明を受けております。

(4) 一般質問の通告は、3人から3件を受理しております。

(5) 令和7年度予算に関連する条例案及び令和7年度各会計予算案の審議については、議長を除く議員9名による予算審査特別委員会を設置して行うこととなります。

(6) 請願、陳情等の受理は、ありませんでした。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（小玉博崇君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会期の決定

○議長（小玉博崇君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日から3月21日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月21日までの11日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小玉博崇君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、4番の議員研修報告をお願いいたします。

はじめに、加藤敏晃議員より報告をお願いいたします。

〔1番 加藤敏晃議員登壇〕

○1番（加藤敏晃君） 議長の指示がございましたので、1月17日に受講した自主研修について報告いたします。

研修名、新たな知と方法を生む地方創生セミナー。

テーマは、新しい地域づくりへの挑戦、農村振興のために地方議会議員ができることでございます。

主催は、一般財団法人地域活性化センター。

研修地は、東京都日本橋でございました。

受講者は60人で自治体議員のほか、農村振興に興味がある行政職員やNPO法人職員、銀行員の参加もありました。

本研修の目的は、地方の過疎化や高齢化といった社会的背景を踏まえ、農村振興に必要な施策や、地方議会議員が果たすべき役割について考えるというものです。

基幹産業を農業としている当町において、議員が農村振興に必要な施策を理解すること

は大変重要なことだと考え受講を希望したところでございます。

この研修は、三つの講義のほか、トークセッションによる振り返りで構成されました。

一つ目の講義は、農村における地域づくりをテーマに、明治大学の小田切教授から、関係人口や田園回帰の現状の解説、目指す姿として、にぎやかな過疎の紹介がありました。

二つ目の講義は、人口減少下の成長戦略というテーマで、新潟県津南町の桑原町長から、津南町で実際に取り組んでいる成長戦略などについて説明がありました。

三つ目の講義は、地域力創造施策の活用可能性と題し、総務省地域振興室の近藤室長から、地域づくりに挑戦する際に活用できそうな補助事業等の説明がありました。

受講の効果につきまして、ここでは厳選してお伝えしますが、本研修は非常に多くの学びを得る大変有意義な研修でしたので、お時間の許す際に、ぜひとも一度報告書をご確認いただきたく存じます。

それでは、報告書の別紙2をご覧ください。

講義1では、関係人口の意味や役割について深く考えさせられました。関係人口には、関係人口が地域の中に入り、地域の活動を刺激することで地域の内発的発展、これがいわゆる地域づくりなんですけれども、この内発的発展を支えるという効果がありました。

関係人口の関わりによって、この地域の中にも「まだまだ可能性があるんだ」という認識が住民の中で形成されていくプロセスが重要であり、関係人口は単なる好きものではなく、その人たちの関わりによって地域そのものが再編される可能性があることが大事であるとのことでした。

ほかには、地域づくりについての説明もありました。

地域づくりには、内発性、多様性、革新性という三つの原則があり、地域にいる自分たちで自分たちなりに新しいやり方で取り組むということが重要でございました。また、地域づくりの要素としては、人財づくり、しごとづくり、コミュニティづくりの三つがあり、特に人財づくりは地方創生の最重要課題と言われていました。ここで言う人財とは、当事者意識を持つ人々のことでございます。

講義1の最後には、にぎやかな過疎の関係で、徳島県美波町と高知県大川村の事例紹介がありました。特に大川村は、地域づくりにより移住や婚姻が増え、地域内でベビーブームが起これ、その結果、人口再生産力が向上し、2040年以降の推計人口が増加に転じているとのことでした。

講義2では、地域の中と外をつなぐ取組が特に参考になりました。

一つ目は、「おてつたび」との連携です。

このおてつたびとは、地域のお手伝いや仕事をして報酬を得ながら地域を旅することができるサービスです。募集するための費用は発生しますが、田舎に興味のある人に必ず届くツールになっているため、広告費をかけるよりも効率的に暮らし体験ツアーを実施することができたとのことでした。

おてつたびの利用者は、旅費を浮かせながら旅をすることができるほか、お手伝いを通じて地域住民と関係性を構築できることが大きな魅力となっています。

おてつたびの利用者はリピート率が高く、年代は幅広く、特に女性や学生の利用者が多いとのことでした。

二つ目は、商店街の空き店舗を活用したテレワーク施設の設置です。

多様な人々が集い、交流を通じて地域を発展させる場所として、桑原町長が設置した誰でもいろいろな使い方ができるテレワーク施設となっています。

この施設が整備されたことで、サテライトオフィスやワーケーションの利用で県外企業からの注目が集まっており、町の若者にも仕事への期待感が生まれているとのことでした。

三つ目として、株式会社フェイガーによる農業者への脱炭素の収益化支援のお話がありました。こちらは地方の農業者と都会の企業のマッチングも行っているそうです。

四つ目は、ココホレジャパンの継業バンクでございます。

後継者のいない事業者と担い手をつなげるサービスで、空き家バンクの事業承継版のイメージです。実名でストーリー付きで事業者を紹介し、継ぎたい人を探す取組になっています。

基本的には空き家バンクと同じように、当人同士でやり取りをするんですが、それではなかなか成功事例が生まれなため、津南町では、間に地域活性化企業人制度によるコーディネーターを入れて成功事例を作成しているとのことでした。

講義3では、特に地域運営組織という制度のPRがありました。

地域運営組織は、地域のなりわいや地域づくりに非常に有効だと思われるため、ぜひ設置を検討していただきたい。設置後は柔軟な最適化をキーワードにPDCAサイクルなどを回して、自発的に改善して欲しいとのことでした。

なお、この地域運営組織は、普通交付税の対象で、つまり、あまねく自治体が標準的に組織するべきものという認識に立ち、標準的財政需要に組み込まれているものでございます。さらに、普通交付税の金額を超えた分については、特別交付税の対象になっているなど、非常に手厚い支援がされているので、ぜひ取り組んでほしいとのことでした。

2ページ目に戻ります。

受講の感想としまして、農村振興に必要な施策とは、「つなぐ」をキーワードにした地域づくりでありました。地域の中と外とのチームづくりや地域の内側、地域内をつなぐ仕掛けが大切でございました。また、地域づくりの研修の中で、人材育成や公民館活動といった言葉が出てきたこともとても印象的でございました。やはり、社会教育が担っていた役割は、地域づくりとして非常に重要であると感じました。

当町の行政区活動を考慮しますと、首長部局において公民館的役割を持ち、幅広く地域づくりを実践する部署が必要ではないかと思われました。

以上で、私からの研修報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） 続いて、大畠光敬議員より報告を願います。

〔5番 大畠光敬議員登壇〕

○5番（大畠光敬君） 議長のお許しをいただきましたので、去る1月27日から28日までの2日間行われました、地方議会議員政策セミナーの研修報告をさせていただきます。

研修名は、地方議会議員政策セミナーでございます。

研修期間は、令和7年1月27日から令和7年1月28日の2日間でございます。

主催は、株式会社自治体研究社。企画は、自治体問題研究所。

会場は、東京都の会場にて行われました。

受講の人数は、2日間総勢で116名でございます。

報告書のページを開いていただきまして、研修の目的でございます。

1日目は、二つの講義がございました。

一つ目は、政府の地方財政抑制策は限界に来ており、地方財政審議会もそのことを強く指摘している。2024年度は物価高騰や人事院勧告を反映した一般財源保障及び子ども・子育て支援に関わる財政措置は十分なものとは言えないのではないか。2025年度の一般財源保障、また、子ども・子育て支援の財政措置はどうなるのかなど、2025年度政府予算と地方財政対策の注目すべき点が多くあるので、これらをテーマにポイントを絞って解説していただきました。

それに基づき、各自治体の新年度予算議会に向けて、対応すべき課題を学ぶといったテーマでございました。

1日目の2講目は、災害の時代を迎えている昨今、災害が進化すれば防災も進化しなければならない。阪神・淡路大震災や能登半島地震で問われた災害対応の反省を踏まえ、来たるべき南海トラフ地震への備えのあり方を自律連携、市民主体、公衆衛生、個別対応、最悪想定といったキーワードに即して明らかにするといったテーマで講義がございました。

2日目は選択講義となっており、私は、急速に関心が高まっております学校給食の無償化と学校給食の有機化についてのテーマを受講させていただきました。

このセミナーでは、少子化における学校給食の無償化の意義と課題を踏まえ、無償化の進め方を考えるといったテーマでございました。さらに、こんにちの食料・農業政策における学校給食の無償化と有機農業の意義を問い、地域活性化としても注目されている有機農業の取組と学校給食への導入のあり方や工夫、公共調達の先進事例に学び、各地域で取り組む際の参考となる視角を提示するといった内容でございました。

受講の動機といたしましては、政府予算案と地方財政の対策のポイントについて理解を深める。本町では既に行っている給食無償化と、有機農業の地方活性化との関わり方について学ぶためでございました。

参加者数は、先ほど申しあげました総勢116人でしたが、初日は103名、2日目の選択講義につきましては40名の受講でございました。

受講の効果でございます。

1日目の1講目の平岡和久講師、立命館大学教授からのご説明ですが、2024年度までの予算案と比べ、これまでと異なる点に留意する必要がある。

一つ、少数与党下の予算案のため、減税など一部野党への配慮が反映される面が出てくるとともに、予算審議の過程で修正される可能性がある。

二つ、インフレへの対応を十分に考慮する必要がある。インフレによる実質賃金の低下に対応した公務員の処遇改善や現金給付、公共サービスコストの上昇に対応した財源確保が求められ、自治体予算においてもこの点を反映させていくことが重要である。

三つ、少子化、人口減少社会への対応の優先度がさらに高くなる点。人口減少社会の問題は、日本経済に深刻な影響をもたらすことから、経済界においても危機感が強まっている。

四つ、能登地震からの復旧、復興への課題への対策強化が求められる。初動対応の遅れによる様々な問題や遅れのほか、創造的復興方針のもとで、二拠点居住の推進が過疎化を加速させる恐れがあるなどの指摘もある。

1日目の2講目、室崎益輝講師からの受講の効果でございますが、能登半島地震から1

年、南海トラフ地震などへの備え。

災害の時代の昨今ですが、旧態依然の体制のままではいけない。自治体防災やコミュニティ防災も飛躍的に進化すべき。横つなぎ行政とブリッジ型コミュニティへと考え方をシフトし、ゼロリスクを追い求めてはいけないということでした。

2日目、学校給食無償化と学校給食の有機化についてですが、朝岡幸彦講師からの講義でした。

本町は既に学校給食が無償化されておりますが、無償化されていない自治体の方が多い。2023年9月文科省の調査によりますと、全員無償化されている小中学校は547自治体ということでした。基礎自治体にとって、給食無償化の有無が子育て世代の居住動機になる。義務教育は本来無償であるべき。また、地域で差があるべきではない。給食無償化は、低所得者層の子育て支援には不可欠で、長期休業中の給食や朝の給食など、学校給食の範囲を広げる必要性についても検討しなければならないといった講義の内容でした。

その後、報告として3名の講師からの実例の報告がありました。

3名の講師の報告によれば、学校給食における地産地消や有機、無農薬食材の活用が過疎化が進む農村地域の活性化の鍵になるとされている。学校給食に地元産の安全で新鮮な食材を供給することは、子どもたちの健康を育むことに寄与する。また、農家を励まし、意欲的な生産活動が再生することで、食材を生産することへの誇りともつながる。販路の確保や価格保証によって、安定した経営を支えることが可能となる。これにより、後継者不足を含め、疲弊しつつある農村地域の振興策となりうる。また、1軒の農家では難しい有機農業での栽培品の食材提供については、生産者同士のネットワークの構築や、自治体内での様々な立場の人々が集まっての連絡協議会の設立が重要な点なのではないだろうかというような報告がありました。

受講を終えての感想、また、本町議会への提言でございます。

インフレ下における現状では、減税が行われなければ実質的に増税となってしまいます。そのため所得税の課税最低限を123万円に引き上げることはインフレへの対応とはなりません。物価高騰への対応や人事院勧告などを反映して、地方一般財源総額は増額させる必要があると考えられます。地方歳出の構造は、社会保障関係費の増加を給与関係経費、投資的経費、公債費の削減、減少で吸収するという平成10年代以降続いてきた構造から大きく変化してきており、今後、喫緊の課題への取組も求められる中で、増加する経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、所要の一般財源総額を確保することが求められ、このような意見に同意するものでございます。

激甚災害が起こる可能性が高まっている昨今、災害の進化に応える自治体防災も進化していかななくてはならないと考えられます。

生活全般を見直し、SDGsの達成を目指す公衆衛生。

多様な担い手の連携をはかり、受援力に磨きをかける連携協働。

地域や個人の多様性に配慮し、オーダーメイドの減災を目指す個別対応。

想定外を起こさない・起きてても慌てない、複合災害の想定も考える最悪想定。

地域力のスキルアップに心がける地力醸成。

講師から示されたこの5点を目指して、今後の災害について考えていかななくてはならな

いのではないか。

給食無償化につきましては、本町で既に導入済みでございますが、農業の町を自負する本町で、農業を中心とした活性化策、今後、新規就農を目指す農家の中や既存の農家から有機農業や減農薬などにこだわった生産を目指す農家を支援する取組の一つとして、今まで以上に地元産の安心安全な有機農業や減農薬の農産品を使って給食を作ることで、子どもたちへの食育、農村地域の環境保全、農家の経営安定などにつながるのであれば、農林水産省のみどりの食料システム戦略などの交付金も活用して、環境保全型農業への取組を支援することなども検討に値するのではないのでしょうか。

以上をもちまして、研修報告とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 続いて、深瀬美奈子議員より報告を願います。

〔3番 深瀬美奈子議員登壇〕

○3番（深瀬美奈子君） 議長からご指示がございましたので、令和7年2月6日から2月7日の2日間で開催され、参加させていただきました研修、「自治体財政の見方、健全化判断比率を中心に」の内容を報告いたします。

研修地は、滋賀県の全国市町村国際文化研修所で、141名の参加がございました。

研修の目的は、財政健全化法に基づき、財政状況を正しくチェックし、住民に説明するための能力を養うもので、受講の動機は、健全財政を堅持している新十津川町は、今後も健全財政を維持しつつ、必要な未来投資を行っていく必要があります、そのためには投資の額や方向性を判断するために自治体財政について学び、理解する必要があると考えたためです。

1日目の座学では、静岡県立大学経営情報学部教授の小西敦氏や、有限責任監査法人トーマツ パートナーの公認会計士、小室将雄氏から、財政健全化法の交付に至るまでの経緯や、健全化比率や自治体財政指標について、基礎的な内容をご教授いただきました。

2日目のグループワークでは、自治体名が伏せられた決算カード、財政状況資料集が配付され、ワークシートに沿ってその自治体の課題分析を行いました。

私が所属していた班は、京都府宮津市のものが配られ、海辺の町ならではの産業があり、財政力指数は0.4と本町の倍ほどあり、下水道やゴミ処理に関する課題を抱えている状況や、単年度収支をマイナスにしてまで、前年度の豪雨災害によって大幅に使用した財政調整基金を積み立てている状況が見てとれました。資料を基に分析するうちに、その町の姿がどんどんと鮮明になっていく体験は、大変興味深いものでした。

今回の受講を通じて、新十津川町の財政状況を改めて調べました。

新十津川町は、健全化法の交付以降、財政の健全化を進め、平成19年度には60.9パーセントあった将来負担比率を平成21年には4.4パーセント、平成22年度にはゼロ以下にまで下げ、その後も維持してきました。

また、実質公債費比率も平成19年度には11.6パーセントだったものが、平成28年度にはマイナス0.7パーセントと大幅に改善されています。

しかし、コロナの影響や新庁舎建設の影響もあり、令和2年度には0.5パーセント、令和4年度には4.7パーセント、令和5年度には6.3パーセントと増加傾向にあります。この数値は全国市町村の平均5.5パーセントと比較して若干高いものとなっておりますが、早期健全化基準が25パーセント以上と設定されているので、危険な状況ではありません。

他市町村の議員との意見交換を通じて、本町の財政状況について分析をいたしました。

まず、新十津川町は国が示した健全化目標を守り、堅実な行政運営を続けてきています。一方、近隣市町村や類似規模の自治体と比較すると財政基盤が弱く、稼ぐ力が不足していると言えると思います。こうした中で町は、国、道等の補助金を活用しながら支出を抑え、健全財政を維持する努力を重ねており、この姿勢は今後も継続すべきで、不要な支出を抑える意識は町政運営において重要な柱になると思います。

しかし、財政の健全化を進める中で、守りの姿勢に偏りすぎて、支出削減の意識が強くなりすぎた結果、必要な行政サービスにまで削減の目標を置かれてしまったり、必要なサービスが行えないとなってくると本末転倒になってしまいます。

町民の方に安心して暮らし続けていただける環境を提供するためには、教育、福祉、医療、防災といった行政サービスの維持、またさらには、より良いサービスを提供していくことが求められます。

そのためには支出を減らすだけではなく、財政基盤そのものを強化していくことが不可欠であると主張させていただきます。

財政基盤の強さを示す財政力指数は、本町は0.19となっており、若干低い数字でございます。財政基盤を強くするためには、この町の「稼ぐ力」というものを向上させる必要があります。そのためにも産業の活性化や今ある産業の後押し、新たな収入源を確保していくことが重要となります。地域の魅力を生かした産業の振興や観光資源の活用、新たなビジネス誘致などで、行政として稼ぐ力を高めるために戦略的な投資を進めていくべきです。支出を削るだけでは、いずれ町の衰退を招きかねないですが、効果的な投資によって産業を活性化し、行政収入を増やすことができれば、必要なサービスの提供や産業への投資が可能になり、持続可能なまちづくりにつながります。

私はこうした観点から、町の発展と行政収入の増加を目指した取組を進めたいと考えております。財政の健全化とその維持は大変重要ですが、それを理由に住民サービスが低下することはあってはならない、産業の活性化を通じて財政基盤を強化し、行政サービスをより良いものにしていくための方策を議論し、推進していきたいと考えます。

最後に、講義の最後に講師の先生から頂いたお言葉を共有させていただきます。

これから社会環境が大きく変化する中で、舵取りが難しい時代にどんどんなっています。大きな変化の中で未来志向型のフレームを取り入れていく必要があります。現在は、現状起点方の思考フレーム、未来に向けて思考を進めるフォーキャストというような方法で課題分析を行っている自治体が多いとおっしゃってございました。今ある課題を分析し、それらを課題解決するために政策を行っていくというような進め方になります。ただ、これから少子高齢化が進み、問題が多岐にわたる中で、このような方法ではすべてを網羅し、課題を解決していくことが難しくなってくるとおっしゃられてございました。すべての課題を網羅し、来るべき未来を明るいものにするためには、明るい未来を築き上げるためには未来を起点にして、今何するべきかという課題を整理し、来るべき未来に向けて今何をすべきかということを考えていく、未来から現在に矢印が向いていくバックキャスト的な思考法、未来型思考型フレームで政策を考えていく必要があるとのことでした。共有させていただきます。

以上で、研修報告とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議員研修報告を終わります。

次に、5番の一部事務組合議会報告を行います。

はじめに、私が関係しております石狩川流域下水道組合議会の報告をいたします。

去る2月26日に召集されました石狩川流域下水道組合第1回定例会の報告をいたします。

まず、先の選挙で当選されました芦別市、北村市長、上砂川町議会、高橋議長の議席の指定が行われております。

報告第1号、例月現金出納検査報告は、特に誤りが認められなかった旨、書面での報告となっております。

議案第1号、令和7年度石狩川流域下水道組合一般会計予算について。歳入歳出それぞれ6億3,280万7千円と定めるものであり、前年度予算額より889万5千円の増額となるものであります。増額の主な理由は、下水道管理費の修繕費の増額が理由であり、提案どおり承認されてございます。

議案第2号では、任期満了による監査委員を選任するものであり、宮崎英彰氏が再任されています。

議案第3号、石狩川流域下水道組合への派遣職員の給与に関する条例については、派遣職員の給与に関する規定を明確にし、事務の効率化及び適正な運営を図るために制定するものであり、提案どおり承認されております。

議案第4号、石狩川流域下水道組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定中の懲役を拘禁刑に改めるものであり、提案どおり承認されております。

議案第5号、石狩川流域下水道組合の議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、旅費の暫定措置を廃止するものであり、提案どおり承認されております。

議案第6号、滝川市の条例の準用に関する条例の一部を改正する条例については、石狩川流域下水道組合の運営について必要な準用すべき滝川市条例を既定するために改正するものであり、提案どおり承認されております。

以上、石狩川流域下水道組合議会の報告とさせていただきます。なお、ご報告させていただきました会議資料を事務局に保管しておりますので、ご覧いただければと思います。

○議長（小玉博崇君） 石狩川流域下水道組合議会の報告を終わります。

続いて、西空知広域水道企業団議会の報告を大畠光敬議員よりお願いいたします。

〔5番 大畠光敬議員登壇〕

○5番（大畠光敬君） 議長のお許しをいただきましたので、去る令和7年2月26日に開催されました、令和7年第1回西空知広域水道企業団議会定例会の報告をさせていただきます。

日時は、令和7年2月26日、午後1時30分より開会いたしました。

場所は、西空知広域水道企業団会議室でございます。

出席議員は6名で、2月26日1日限りの会期となっております。

諸般の報告は、監査委員より報告書により例月出納検査報告が報告済みとなっております。

企業長行政報告につきましては、企業長より業務量の報告、給水収益の状況、給水装置

工事の実施状況、工事及び業務の進捗状況について説明がございました。

業務量の報告といたしましては、配水量、当初予定97万7,000立方メートルに対し、合計84万5,442立方メートル、執行率86.5パーセント。有収水量、当初予定79万9,000立方メートルに対し、合計68万327立方メートル、執行率85.1パーセント。給水件数、当初予定5万868件に対し、4万3,018件で、執行率84.6パーセント。

給水収益の状況につきましては、1月末までの実績2億3,235万826円で、当初予算2億7,445万3千円に対する執行率は84.7パーセント。

給水装置工事の実施状況につきましては、新設給水装置工事は完了18件、工事中2件の合計20件。改造給水装置工事は完了13件、工事中2件の合計15件。

工事及び業務の進捗状況につきましては、検定期間満了水道メーター取替工事が3町合わせて598台のメーター取替工事があったなどの説明がございました。

議案第1号、令和6年度西空知広域水道事業会計補正予算補正第2号につきましては、水道事業収益が1,984万9千円の増収見込み。特別利益2,145万5千円の増額。水道事業費用が439万円の減額。最終的な当年度純利益が2,047万7千円などの説明があり、そのほか事務局長より説明がございました。

議案第2号、議会議員の費用弁償に関する条例の一部改正について。議案第3号、非常勤特別職職員の費用弁償に関する条例の一部改正について。議案第4号、企業長等の旅費に関する条例の一部改正につきましては、関連があるため一括して説明をいただき、審議いただき、原案のとおり可決いたしました。

議案第5号、西空知広域水道企業団議会の個人情報保護条例の一部改正について。議案第6号、西空知広域水道企業団個人情報保護審査会条例の一部改正につきましては、こちらも関連があるため一括して説明があり、審議の結果、原案のとおり可決となっております。

議案第7号、職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告に伴う国家公務員の給与等の改定に伴い、管理職員特別勤務手当の対象時間を改めるといった条例第13条第3項の一部を改正するといった説明があり、審議の結果、原案のとおり可決となっております。

議案第8号、令和7年度西空知広域水道事業会計予算につきましては、業務概要といたしまして、年間予定配水量99万4,000立方メートル、年間予定有収水量79万4,000立方メートル、年間予定有収率79.9パーセント、総予定給水件数5万1,060件、うち新十津川町は2,585件などがございます。

建設投資概要といたしまして、老朽管の更新7,563万9千円、西空知浄水場膜ろ過設備シーケンス装置改修5,060万円、中央監視装置機器更新951万5千円などの説明がございまして、原案のとおり可決となっております。

なお、関係書類につきましては、規定に沿って保管してございます。以上をもちまして、西空知広域水道企業団議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 西空知広域水道企業団議会の報告を終わります。

続いて、中空知広域市町村圏組合議会の報告を西内陽美議員よりお願いいたします。

〔10番 西内陽美議員登壇〕

○10番（西内陽美君） 議長のご指示がございましたので、令和7年第1回中空知広域市

町村圏組合議会定例会の内容についてご報告申し上げます。

日時は、令和7年2月28日、午後2時。

場所は、滝川市役所10階議場でございます。

小玉議長と私、西内が出席いたしました。

審議内容と結果でございます。

報告第1号、専決処分について。内容は、令和6年度中空知広域市町村圏組合一般会計補正第1号でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万9千円を追加し、総額を2,052万円とする報告があり、これを承認いたしました。

報告第2号、例月現金出納検査報告について。検査の対象は、令和6年10月分から12月分までの現金の出納保管状況でございまして、各会計及び基金とも誤りは認められなかったとの報告があり、これを報告済みといたしました。

議案第1号、中空知広域市町村圏組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例。内容は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正でございます。いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴う条項ずれに対応するための改正を行うとともに、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の規定中、懲役を拘禁刑に改正し、罰則の適用等に関して必要な経過措置を設けるとするものでございまして、原案どおり可決いたしました。

議案第2号、監査委員の選任について。内容は、本組合監査委員の北村真氏が令和7年1月7日で退職されたことによりまして、後任に、芦別市議会大鎌光純氏を選任したいとするものでございまして、これに同意いたしました。

議案第3号、監査委員の選任について。内容は、本組合監査委員の宮崎英彰氏が令和7年5月28日で任期が満了となりますことから、再度同氏を選任したいとするものでございまして、これに同意いたしました。

議案第4号、令和7年度中空知広域市町村圏組合一般会計予算。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,223万円とするものでございまして、原案どおり可決いたしました。

議案第5号、令和7年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計予算。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ967万5千円とするものでございまして、原案どおり可決いたしました。

議案第6号、令和7年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計予算。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153万5千円とするものでございまして、原案どおり可決いたしました。

議案第7号、令和7年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計予算。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,662万円とするものでございまして、原案どおり可決いたしました。

なお、行政報告、参考資料、議案書、決算書等は、規定に沿って保管してございますので、後ほどお目通しいただきたく存じます。以上で、令和7年第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） 中空知広域市町村圏組合議会の報告を終わります。

続いて、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を深瀬美奈子議員よりお願いいたします。

〔3番 深瀬美奈子議員登壇〕

○3番（深瀬美奈子君） 議長からのご指示がございましたので、令和7年1月15日、水曜日、14時から開催された令和7年滝川広域消防事務組合議会第1回臨時会、令和7年2月28日、金曜日、15時15分より開催された令和7年滝川広域消防事務組合議会第1回定例会の内容を報告いたします。

まず、第1回臨時会の内容を報告いたします。

報告第1号、令和6年度滝川地区広域消防事務組合一般会計補正予算第6号の専決処分については、赤平消防署の温度センサーが故障したため、令和6年12月11日に修繕料23万4千円を専決処分したもので、原案承認されました。

報告第2号、令和6年度滝川地区広域消防事務組合一般会計補正予算第7号の専決処分については、滝川消防署の車両において、変速機の故障により、車両走行に不具合が発生したため、令和6年12月11日に修繕料61万2千円を専決処分したもので、原案承認されました。

報告第3号、令和6年度滝川地区広域消防事務組合一般会計補正予算第8号の専決処分については、各市町の保有する救急車に設置している設備において、現在使用している機種の販売が終了となり、新たな機種に更新する必要があるため、滝川消防署47万6千円、江竜支署23万8千円、芦別消防署47万6千円、赤平消防署47万6千円の備品購入費、計167万6千円を令和6年12月16日に専決処分したもので、原案承認されました。

続きまして、議案第1号、第2号は、人事院勧告に基づき、職員の給与及び費用弁償等に関する内容で、一括決議となりました。

議案第1号、令和6年度滝川地区広域消防事務組合一般会計補正予算第9号については、歳入歳出それぞれ4,343万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,552万6千円とするものです。

議案第2号、一般職員の給与に関する条例及び滝川地区広域消防事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、行政報告、参考資料に詳細が掲載されていますので、ご確認ください。議案第1号、第2号は、原案可決となりました。

続いて、第1回定例会の内容を報告いたします。

報告第1号、例月現金出納検査報告は書面のとおりで報告済みとなりました。書面は、規定に沿って保管しておりますので、ご確認ください。

議案第1号、令和6年度滝川地区広域消防事務組合一般会計補正予算第10号については、高規格救急車、水槽付消防ポンプ自動車等の備品購入に伴う事業費の確定による補正で、歳入歳出それぞれ2,556万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,996万3千円とするもので、原案可決されました。

議案第2号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、刑法等の一部を改正する法律、令和4年法律67号の施行に伴い、該当する条例を改正するもので、原案可決されました。

議案第3号、滝川地区広域消防事務組合職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、機構改革に伴い、消防職員の職員数を174名から180名に増員するために改正するもので、原案可決されました。

議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い改正するもので、原案可決されました。

議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例及び滝川地区広域消防事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員の給与改定に準じ、一般職職員の給与等を改定したいとするもので、原案可決されました。

議案第6号、令和7年度滝川地区広域消防事務組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ29億4,829万5千円とするもので、原案可決されました。

議案第7号、滝川地区広域消防事務組合監査委員の選任については、宮崎英彰氏が再任となり、原案のとおり可決されました。以上で、報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

続いて、中空知衛生施設組合議会の報告を加藤敏晃議員よりお願いいたします。

〔1番 加藤敏晃議員登壇〕

○1番（加藤敏晃君） 議長の指示がありましたので、令和7年第1回中空知衛生施設組合議会定例会についてご報告いたします。

令和7年2月26日、午前9時55分から滝川市議会議場で行われました。

主な審議内容と結果を申し上げます。

議案第1号、監査委員の選任について。識見監査委員である宮崎英彰氏の再任について同意いたしました。

議案第2号、令和7年度中空知衛生施設組合一般会計予算。歳入歳出予算の総額を9億1,916万9千円とするもので、前年度対比9,715万5千円の増となっています。増額の主な要因としては、人件費や資材の高騰により業務委託料等が増加したものでございます。なお、歳入における構成市町負担金としての本町の負担は8,682万3千円となっています。

また、債務負担行為として埋立ごみの運搬に用いる4トンダンプの購入費を計上しており、原案のとおり可決されました。

議案第3号、令和6年度中空知衛生施設組合一般会計補正予算第2号。令和5年度の繰越金の精算に伴い、令和6年度の構成市町負担金等を減額するもので、予算総額の変更はなく、原案のとおり可決されました。なお、今回の補正予算により、令和6年度の本町の負担分の減額は738万8千円となっています。

議案第4号、中空知衛生施設組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例。刑法等の一部を改正する法律を受け、条例中の懲役という字句を拘禁刑に改めるものであり、原案のとおり可決されました。

なお、行政報告や議案書等は規定に沿って保管してございますので、後ほどお目通しください。ホームページには掲載されていませんので、ご注意ください。以上で、令和7年第1回中空知衛生施設組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） 中空知衛生施設組合議会の報告を終わります。

続いて、空知教育センター組合議会の報告を鈴木康裕議員よりお願いいたします。

〔8番 鈴木康裕議員登壇〕

○8番（鈴木康裕君） 議長の指示をいただきましたので、令和7年空知教育センター組

合議会第1回定例会の報告をしたいと思います。

日時は、令和7年2月28日、場所については、空知教育センターでございます。

報告第1号でございます。専決処分。令和6年度一般会計補正予算第1号について。歳入歳出予算の総額にそれぞれ11万9千円を追加し、1,139万2千円とするという報告でございました。

報告第2号、同じく専決処分。令和6年度研修事業特別会計補正予算第1号についてでございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ9万2千円を追加し、525万7千円とするという報告でございます。

続きまして、報告第3号、専決処分。令和6年度研究事業特別会計補正予算第1号についてでございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ12万円を追加し、382万5千円とするという報告でございました。

続きまして、報告第4号、例月現金出納検査報告について。監査委員から、令和6年10月から12月までの例月現金出納検査報告がありました。

続きまして、議案第1号でございます。空知教育センター組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。これは、ほかの一部事務組合と同様に第52条から第54条までの規定中の懲役を拘禁刑に改めるものでございます。原案どおり可決されております。

議案第2号、令和7年度空知教育センター組合一般会計予算について。歳入歳出予算の総額は1,239万6千円、前年比10パーセントの増と決めました。原案どおり可決でございます。

議案第3号、令和7年度空知教育センター組合研修事業特別会計予算について。歳入歳出予算の総額は535万5千円、前年比3.7パーセント増と定めております。原案どおり可決でございます。

議案第4号、令和7年度空知教育センター組合研究事業特別会計予算について。歳入歳出予算の総額は385万4千円、前年比4パーセント増と決めました。原案どおり可決でございます。

議案第5号、監査委員の選任については、空知教育センター組合議会の監査委員として宮崎英彰氏を選任いたしました。これは、原案どおり承認されております。

以上、行政報告、参考資料などは規定に沿って保管しておりますので、後にお目通しください。以上で、空知教育センター組合議会定例会の報告といたします。

○議長（小玉博崇君） 空知教育センター組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知中部広域連合議会の報告を三師優美議員よりお願いいたします。

〔4番 三師優美議員登壇〕

○4番（三師優美君） それでは、議長の指示がございましたので、令和7年空知中部広域連合議会第1回定例会についてご報告いたします。

令和7年2月17日、月曜日、午前10時より、空知中部広域連合広域介護予防支援センターにて第1回定例会が開催されました。小玉議長と私、三師が参加いたしました。

では、審議内容と結果についてです。

例月出納検査報告並びに一般行政報告につきましては、報告書による報告で報告済みとなっております。

報告第1号、空知中部広域連合介護保険事業計画の変更について。こちらは第9期空知中部広域連合介護保険事業計画の内容で、広域型の介護老人福祉施設での増床の予定でしたが、地域密着型の介護老人福祉施設での増床への変更等の報告があり、報告済みとなっております。

では、続きまして、議案第1号、令和6年度空知中部広域連合一般会計補正予算第3号。歳入歳出それぞれ490万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,278万2千円とするもので、原案のとおり可決されております。

議案第2号、令和6年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算第2号。こちらも歳入歳出それぞれ7,114万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,068万1千円とするものであり、こちらも原案のとおり可決されました。

議案第3号、令和6年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算第2号。こちらは歳入歳出それぞれ1億801万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,633万2千円とするものであり、こちらも原案のとおり可決されました。

議案第4号、令和6年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算第2号。こちらは歳入歳出それぞれ8万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ648万8千円とするものであり、こちらも原案のとおり可決されております。

続きまして、議案第9号、空知中部広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。こちらは国家公務員等の旅費に関する法律の改正及び物価高騰やインバウンド需要等の経済社会情勢の変化による宿泊価格の高騰に対応するための条例の一部改正をするものであり、こちらも原案のとおり可決されております。

議案第5号、令和7年度空知中部広域連合一般会計予算について。こちらは歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,930万円と定めるものであり、こちらは原案のとおり可決されております。

議案第6号、令和7年度空知中部広域連合介護保険事業会計予算について。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億3,240万円と定めるものであり、こちらも原案のとおり可決されております。

議案第7号、令和7年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計予算について、こちらは歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億700万円と定めるものであり、原案のとおり可決されました。

議案第8号、令和7年度空地中部広域連合障害支援事業会計予算について。こちらは歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ690万円と定めるものであり、こちらも原案のとおり可決されております。

議案第10号から第12号の条例の一部を改正する条例につきましては、すべて原案のとおり可決された旨、こちらの書面での報告とさせていただきますので、お目通しください。

なお、ご報告させていただきました関連資料につきましては、規定に沿って保管しておりますので、後ほどお目通しください。以上で報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） 空知中部広域連合議会の報告を終わります。

続いて、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を杉本初美議員よりお願いいたします。

〔7番 杉本初美議員登壇〕

○7番（杉本初美君） それでは、議長のご指示をいただきましたので、2月28日に召集されました令和7年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

午前10時に第1回定例会が開催され、出席議員は18名でございました。

まず、議席の指定がありまして、これは上砂川町において議員改選が行われ、新たに高橋成和の議席を11番とするものでございます。

会期を2月28日1日間と決定し、その後、広域連合長による一般行政報告がありました。これは書面にて報告となっております。

議案第1号、令和7年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算について。内容ですけれども、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億3,421万2千円とする。本町の負担金は3,203万1千円でございます。

議案第2号、令和6年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算第1号について。内容といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58万7千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億7,110万8千円とするものでございまして、市町負担金の減額1,366万2千円のうち、本町は64万4千円減額し、3,775万2千円となっております。

議案第3号、中・北空知廃棄物処理広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例についてですが、従前の刑法の一部を改正するもので、懲役、禁固刑を拘禁刑に単一化されることによる改正でございます。施行期日、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。経過措置といたしまして、施行前に行為の処罰については、なお従前の例による。これは令和7年6月1日より施行されます。

議案第4号、中・北空知廃棄物処理広域連合計画について。令和6年度で計画期間が終わるため、新たに計画を策定したもので、目的、基本方針などの特に大きな変化はございません。広域計画の期間及び改定は、令和7年度から令和9年度までの3年間とするものでございます。

報告第1号、例月現金出納検査報告についてですが、書面にて報告がございました。検査の対象は、令和6年10月から12月の現金出納保管状況でございます。検査の期日は、令和7年2月10日。検査の結果は、現金出納検査表に基づき、預金残高証明書を照合した結果、計数上のは誤りは認められなかった。

上程されました議案第1号から第4号までは、いずれも原案どおり可決されており、報告第1号につきましては、報告済みとなっております。

以上で報告を終わります。なお、議案等関係書類は、事務局に保管してありますので、ご覧ください。終わります。

○議長（小玉博崇君） 中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

ここで、11時35分まで休憩といたします。

（午前11時25分）

○議長（小玉博崇君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午前11時35分）

◎行政報告

○議長（小玉博崇君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） 議長からお許しをいただきましたので、令和6年第4回議会定例会以降における行政報告を申し上げます。

はじめに、総務課関係でございます。

まず、合同葬。

12月18日、元新十津川町長であります安藤君明様のご逝去されたことに伴い、12月22日、23日の両日で、安藤家と役場による合同葬を執行いたしました。故人のご功績に深く感謝を申し上げ、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

次に、表彰。

12月17日、副町長として多年にわたり地方自治の伸展に貢献されたご功績により、小林透様に、北海道知事から北海道社会貢献賞が贈られました。

同日、多年にわたり地域の林産業に貢献されたご功績により、金野眞幸様に、北海道知事から北海道産業貢献賞が贈られました。

1月17日、目の不自由な方へ町広報誌を音読したテープを提供するボランティア活動を、32年の長きにわたり実施されたボランティアグループあんだんて様に対し、新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈しました。

3月4日、子育て支援のため町に多額のご寄附をいただきました佐藤章様に、新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈いたしました。

次のページをお願いいたします。

叙位。

平成25年春の叙勲で瑞宝双光章を受賞した元新十津川小学校校長故工藤健様が、令和6年7月27日付けで正六位授与され、2月10日ご遺族に位記の伝達を行いました。

次に、企業版ふるさと納税。

12月26日に株式会社セコマ様からドローンのまちづくり事業への支援を目的に、2月17日にホクレン農業協同組合連合会様からスマート農業推進支援事業への支援を目的に多額のご寄附をいただきました。

次に、ふるさと納税です。

町外の方から本町を応援していただくことを目的とした、ふるさと応援寄附金は、2月末現在で全国各地から9,441人、2億1,262万1千円の寄附が集まりました。寄附金の額は、前年同月比で約3.7倍となっております。

次に、消防関係です。

12月1日から2月28日までに町内の出動件数は、火災による出動が0件、救急出動が80件、その他危険排除等の出動が3件でした。また、避難訓練は、町内事業所9か所で実施し、延べ346人が参加しました。

下段になりますけれども、1月7日、令和7年新十津川消防出初式がゆめりあで実施され、消防職員、消防団員など87人が参加いたしました。

次のページです。

3月3日、安全性が大幅に向上された高規格救急自動車が納車され、新十津川支署に配置されました。

次に、住民課関係についてでございます。

最初に人口動態。

2月28日現在の人口動態は、人口が6,216人で、前年同期と比べ88人減少し、世帯数は2,955戸で、前年同期と比べ8戸の減少となりました。

65歳以上の高齢者数をみますと、2,450人と前年同期と同数でした。高齢化率は39.41パーセントで前年同期と比べ0.55ポイントの上昇となりました。

また、12月1日から2月28日までの間の出生数は、10人でした。

令和6年1月から12月までの1年間の人口動態は、自然動態としては出生数33人、死亡者数107人で、74人の減少となり、社会動態としましては転入者164人、転出者173人で、9人の減少となりました。令和6年全体では、83人の減少となったところでございます。

次に、証明書交付窓口キャッシュレス導入、住民票等コンビニ交付でございます。

住民票などの証明書交付窓口において、クレジットカードや電子マネーなどで精算ができるように、キャッシュレス決済機器及びセミセルフレジを設置し、令和7年1月6日から供用を開始いたしました。また、平日の時間外や土日などにも住民票や印鑑登録証明書を取得することのできるコンビニ交付システムを導入し、1月15日から供用を開始いたしました。

次に、運転免許証自主返納等奨励事業でございます。

運転免許証自主返納等奨励事業につきましては、12月1日から2月28日までに13件の申請があり、4月からの累計申請は47件となっております。

次のページをお開きください。

保健福祉課関係でございます。

まず、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当でございます。

2月28日現在、児童手当の受給者数は389人、対象児童数は710人、児童扶養手当の受給者数は52人、対象児童数は84人、特別児童扶養手当の受給者数は17人、対象児童数は17人となっております。

次の7ページでございます。

児童館。

12月1日から2月28日までににおける児童館の利用状況は、開館日数が78日、利用者数は小学生1,489人、中学生3人、その他20人、合計1,512人で、1日の平均利用者数は約19.4人でした。

次に、放課後児童クラブです。

12月1日から2月28日までににおける放課後児童クラブの利用状況は、開館日数が67日、延べ利用者数は1,321人で、1日平均利用者数は約19.7人でした。2月28日現在の登録児童数は50人となっております。

次のページをお開きください。

冬期生活支援事業でございます。

灯油価格の高騰を踏まえ、高齢者世帯等の経済的負担軽減を図るため、当該世帯に対し

冬期間の暖房費用の一部を助成いたしました。2月28日現在における助成実績は、高齢者世帯99世帯、障がい者世帯23世帯、ひとり親世帯9世帯の計131世帯、計157万2,000ポイントとなっております。

次に、ボランティアポイント事業でございます。

高齢者や障がいのある方への見守り、給食サービス、ハートコール等のボランティア活動を行っているボランティアは、2月28日現在、6団体と個人で合計34人、また、介護予防サポーターは、41人となっております。ポイントは、9月末までの実績に応じて18万1,000ポイントを付与いたしました。

次のページです。

高齢者等除雪サービスです。

2月28日現在、除雪困難世帯生活通路等除雪事業の登録世帯数は39世帯、高齢者世帯等除雪費助成事業の利用申請175世帯となっております。

続いて、介護予防・日常生活支援総合事業でございます。

1月31日現在、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者数は、現行型デイサービスで9人、現行型訪問サービスで16人、簡易型訪問サービスで5人、相談・支援事業見守り支援で利用者なし、見守り配食サービス事業で24人、要介護者15人となっております。

次のページをお開きください。

母子保健関係でございます。

12月1日から2月28日までの間において、4回の乳幼児健診及び相談を実施し、1歳8か月から9か月と3歳1か月から2か月の幼児健康診査は10人が受診し、3か月から2歳6か月の乳幼児健康相談は36人が相談を受けました。

また、1月21日及び23日に実施した幼児フッ素塗布には20人が参加し、同日に実施した妊婦歯科健診では1人が受診しました。

産後ケア事業の12月1日から1月31日までの利用状況は、通所型が1件でした。

次に、産業振興課についてでございます。

令和7年産米生産の目安でございます。

米の生産は、需給状況等に対応した安定供給、作付面積の維持、確保を図るため、地域ごとの生産の目安が設定され、これに基づいて作付けを行っております。

本町に示された令和7年産主食用米の生産の目安は、数量が約1万9,981トン、面積換算値が約3,427ヘクタールであり、令和6年産と比較すると、数量は約876トンの増加、面積換算値は約134ヘクタールの増加となっております。

これを受け、2月19日の地域農業再生協議会総会を経て、令和7年産米の生産の目安について、3月3日に各農事代表者に説明を行い、作付の推進方針などが農業者へ示されたところでございます。

次のページでございます。

有害鳥獣駆除対策です。

ヒグマ対策として、捕獲用箱ワナを4月から11月までの7か月間、町内4か所に設置いたしました。また、クマよけ装置を河川敷を含め4か所に設置して、ヒグマの市街地への出没防止の措置を行っております。今年度は、ドングリなどの山の実なりも良かったこともあり、出没件数は13件となり、昨年の36件と比べて大幅に減少しております。

2月28日現在のヒグマ駆除実績につきましては11頭で、うち箱ワナでの駆除は10頭となっております。

次、13ページでございます。

地元消費拡大事業です。

町内の消費拡大と商業の活性化を図るため、商工会が主催するスタンプラリー抽選会事業を支援いたしました。12月21日から1月18日までの期間、ふれあい商品券加盟店を利用する形で行われ、1月19日に抽選会が開催されました。抽選会には、794人が来場し、抽選回数は1,482回でした。

また、しんとつかわポイントカード会が昨年度に引き続き企画しました、お買い物の際にとくとつぷカードのポイントが自動抽選により付与されるイベントが2月14日から3月4日までの期間で実施され、当選された方々に合計100万ポイントが付与されたところでございます。

次に、観光PRです。

本町の応援大使である五十嵐威暢さんが、2月12日にご逝去されました。令和元年5月に2人目の応援大使として委嘱させていただいて以来、五十嵐威暢美術館かぜのびでの活動などを通じて、本町の魅力を内外に発信してくださるとともに、役場新庁舎に展示しているテラコッタ作品など、本町の日常にたくさんのアートを残してくださいました。これまでの多大なお力添えに心より感謝の意を表し、慎んでご冥福をお祈りしたいと思います。

次に、観光イベントです。

下段になります。

本年度の主な観光イベントは、雪まつりで終了いたしました。本年度の本町の5大観光イベントの入込実績は、合計2万2,400人となりました。

次のページでございます。

建設課関係でございます。

安心すまいる助成事業・住宅耐震化助成事業です。

安心すまいる助成事業につきましては、2月28日現在で145件の申請があり、費用概算額で1億6,218万円、そして、助成予定額2,644万円、うち助成決定件数は142件で、助成決定額は2,555万9千円となっております。

以上をもちまして、令和6年第4回議会定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

◎教育行政報告

○議長（小玉博崇君） 日程第6、教育行政報告を行います。

教育長職務代理。

〔教育長職務代理 松倉寿人君登壇〕

○教育長職務代理（松倉寿人君） 議長のご指示をいただきましたので、申し訳ございません、本日、久保田教育長は公務出張中のため、令和6年第4回議会定例会以降における主な教育行政報告を、私の方から申し上げます。

最初に教育委員会の報告です。

この間、定例会を3回、臨時会を1回開催いたしました。

定例会の報告でございます。主なものです。

1月20日の報告第5号、新十津川町図書館、学校図書館包括業務委託事業者の選考結果についてですが、令和4年度からの新規事業として、同委託業務を行ってきましたが、今月末で3年間の委託期間が終了することに伴い、昨年12月9日に委託事業者の選考委員会を行い、同月12日に審査会を開催した結果、令和7年度からの契約予定業者をシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社としたことについて報告いたしました。

2月4日の報告第9号、新十津川町子どもの読書活動推進計画（第4期）の策定についてですが、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、地方公共団体は地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定することとなっており、本町においては、5年ごとに計画を策定しています。今月末で第3期の計画期間が終了することから、今年度、計画の策定委員会を5回開催し、令和7年度以降の第4期子どもの読書活動推進計画を策定したため、内容の報告をいたしました。

臨時会の報告をいたします。

2月28日の報告第11号では、4月1日付の令和7年度教職員人事異動内示についてを報告いたしました。

総合教育会議です。

2月4日に町長主宰の総合教育会議が開催され、令和7年度における重点施策案について説明を受け、承認されました。

2ページをご覧ください。

小中学校の関係です。

令和7年度小・中学校学級編成見込み。これにつきましては、普通学級は、小・中学校とも今年度同様、1学年2クラスの小学校12学級、中学校6学級となり、特別支援学級は、小学校は、肢体不自由学級と言語学級の2学級が増設となります。合計7学級となります。中学校は、3学級で変更ありません。

臨時休業について報告いたします。

2月6日、大雪のため通学路及び学校敷地の除雪が児童生徒の登校及び教職員の出勤時間に間に合わないという判断をいたしまして、小中学校を臨時休業いたしました。

小学校の関係です。

12月18日、特別クラブの音楽クラブがクリスマスミニコンサートを行い、日頃の活動の成果を発表いたしました。

1月30日に新入学児童入学説明会を行いました。入学予定者は、現在のところ51人で、前年対比12人減となります。

中学校関係です。

1月31日に小学6年生の児童と保護者を対象に入学説明会を行い、初めての取組として、国語と理科の授業体験を行いました。入学予定者は現在のところ43人、前年対比では4人減となります。

また、今年度外部講師を招き、3件の新規授業を行いました。

1月28日には3年生を対象に、JICA北海道から講師をお招きしワークショップを行い、世界各国の現状を学び、広い視野を持って物事を考える必要性を学びました。

次に、2月19日には体育の授業で外部講師からダンスを学んだ成果をクラスごとに披露する、全校ダンス発表会を行いました。

さらに、2月28日には3年生を対象に町内のKDDIスマートドローンアカデミーの小林校長他をお招きし、ドローンの操作を体験し、楽しくプログラミングを学びました。

次に、進路です。

受験した高校につきましては、3ページの表のとおりとなっております。空知北学区内の受験校は、新十津川農業高校6人、滝川高校全日制15人、定時制1人、滝川西高14人、滝川工業高校2人、砂川高校5人の43人。このほか私立高校を含めて、道内の高校への進学が10人となっております。

4ページをご覧ください。

学校教育関係で、学力向上長期休業中学習サポート事業、冬のやまびこですが、昨年度まで3日間実施していましたが、今年度から天候等も考慮して2日間とし、12月25日と26日の両日、ゆめりあで小学1年生から6年生まで合計145人が参加いたしました。

農業高等学校関係です。

1月22日に奈良県五條市立西吉野農業高校と新十津川農業高校の農生会執行部とのオンライン交流会を行いました。西吉野農高校は、葛の栽培方法の開発プロジェクトなどについて、また、新十津川農業高校は、環境負荷を減らす屋上緑化の研究などを紹介いたしました。

3月1日に第73回卒業証書授与式が行われ、31人が卒業され、そのうち本町出身者は2人でありました。

5ページにあるとおり卒業生の進路の状況でございますが、進学11人、就職19人、未定が1人となっております。

また、令和7年度入学出願状況についてであります。40人の定員のところ32人が出願いたしました。当日1人が辞退し31人が受験いたしました。

次に、学校給食センターの報告をいたします。

1月8日に北海道教育委員会、公益財団法人北海道学校給食会主催の12回北海道学校給食コンクールが札幌市で開催され、出場いたしました。テーマは、郷土愛を育む、地場産物たっぷり給食ということで、献立は、ナストマライス、白菜のサラダ、ネットメロン、牛乳の4品で、新十津川町学校給食センターの栄養教諭、調理員が出場し、見事最優秀賞に輝きました。

なお、本日から今月28日までホテルポールスターにおきまして、本町の給食センターを含む入賞した4給食センターのコラボメニューが提供されることになり、本日開催初日イベントに、中島北海道教育長など北海道教育委員会関係者と共に久保田教育長、栄養教諭、調理員が出席しております。

6ページをご覧ください。

子ども会かるた大会です。

中学生チームの魁が、1月19日の空知地区予選会で優勝し、2月16日に札幌市で開催された、令和6年度北海道子どもかるた大会で、昨年引き続き3位に入賞いたしました。

とっぷ子どもゆめクラブです。

2月15日に新十津川農業高校校舎の調理室を利用して、39人の児童が保護者と一緒に

カップ寿司づくりに挑戦いたしました。

7ページをご覧ください。

そっち岳スキー場の報告です。

2月28日現在のリフト乗車人数は21万5,614人、前年対比1万9,945人の増でございます。リフト利用料金は1,133万8,400円で、前年対比111万4,180円の増となっております。

はたちを祝う会を1月12日にゆめりあで行いました。二十歳となる42人が参列し、ご家族、ご来賓の皆さまの祝福を受け、同級生と旧交を温めつつ、大人の誓いを新たにしたいところでございます。

8ページをご覧ください。

ピアノです。

2月8日に東京都で開催された、第15回日本バッハコンクール全国大会の幼児A部門に出場した平尾花絵さんが金賞を受賞しました。

9ページをご覧ください。

バレーボール。

1月11、12日の両日、江別市で開催された第41回北海道小学生バレーボール選抜優勝大会で、アルテミス雨竜チームに所属するキャプテンで新小6年生の小玉陽葵さん、同じく6年生の高桑爽さん、4年の松川由奈さん、三上歩朔さんの4人が出場し、3位となりました。

スポーツ大会です。

近年のスキー大会出場者の減少に伴い、2月15日にスキー連盟がスキーを楽しむきっかけづくりを目的に、第1回そっち岳スノーフェスティバルを同スキー場で行い、親子連れなど150人の参加者がスキー、そり滑りなどを楽しみました。

10ページをご覧ください。

高齢者生きがい事業です。

ふるさと学園大学は、3月4日に修了式を行い82人が参加いたしました。また、10回以上講義を受講した48人の方に修了証書を授与いたしました。なお、修了証書を4回授与された方に授与する、今年度の学士新規取得者は10人となり、合計で23人となりました。

次に、図書館の利用状況です。

2月末現在で貸出冊数5万5,152冊、これは、前年対比2,598冊の減、貸出人数は9,168人で、前年対比481人の減となっております。

また、1月21日の絵本ふれあい事業セカンドですが、絵本が身近に感じられるよう2歳半の検診時に10組中8組の親子が出席し、うち7組がお子さん自身が主人公となるパーソナル知育絵本を希望され、贈呈させていただきました。

以上をもちまして、令和6年第4回定例会以降における教育行政報告とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

ここで、13時15分まで休憩といたします。

(午後0時03分)

○議長（小玉博崇君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

◎議案第 2 号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第 7、議案第 2 号、令和 6 年度新十津川町一般会計補正予算第11号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） 議長からお許しをいただきましたので、ただいま上程いただきました議案第 2 号、令和 6 年度新十津川町一般会計補正予算第11号。

令和 6 年度新十津川町一般会計補正予算第11号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億991万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億6,957万 9 千円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

継続費の補正。

第 2 条、継続費の変更は、第 2 表継続費補正による。

繰越明許費の補正。

第 3 条、繰越明許費の追加及び変更は、第 3 表繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第 4 条、地方債の追加及び変更は、第 4 表地方債補正による。

3 ページから 7 ページまでは、第 1 表歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをお願いいたします。

8 ページをお開き願います。

第 2 表継続費補正でございます。

そっち岳スキー場リフト制御盤制御装置の改修工事の中で、財源である過疎債の配分見込みの額に応じて、令和 6 年度分370万円を減じ、令和 7 年度分同額を増やし、それぞれ年割額を変更したものでございます。

8 ページ中段、第 3 表繰越明許費補正でございます。

追加が 3 件、変更が 1 件でございますが、いずれも国庫補助金の令和 6 年度配分額のうち、未執行額を令和 7 年度に繰り越すものでございます。

9 ページをお開きください。

第 4 表地方債補正でございます。

追加 1 件につきましては、かねてより北海道と協議していた事業について、適債性が認められ追加となったものでございます。また、変更12件につきましては、実績見込みに基づき限度額を整理したものでございます。加えて、記載の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以降につきましては、副町長がご説明申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第2号、令和6年度新十津川町一般会計補正予算第11号の内容をご説明申し上げます。

はじめに、このたびの補正の概要ですが、令和6年度末が近づき、事業実績見込み、あるいは収入の見込みが見えてまいりましたので、これらに合わせる形で予算を補正し、財源の調整を図るというのが主な内容となります。

したがって、補正の項目が多岐に亘ることとなりますので、別添として、議案第2号関係資料、歳出及び歳入一般財源一覧表を配付させていただきました。

資料、右端の欄に補正理由を記載しておりますが、先ほど申し上げたとおり、このたびの予算補正は、実績見込みを踏まえた予算額や財源の整理が主な内容でございますので、これらの理由による補正事業については、資料にお目通しいただくこととして説明を割愛させていただきます、増額補正あるいは大きな減額を行う項目を中心に説明をさせていただきます。

では、歳入歳出予算補正事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

議案書の60ページをお開き願います。

はじめに、2款1項3目財産管理費。補正額1億2,974万4千円。財源内訳は、その他財源464万5千円、一般財源1億2,509万9千円で、基金運用収入は、債券等による運用収入の増となります。

この後の科目にも、特定財源として、基金運用収入の項目が出てまいりますが、すべて同じ理由によるもので、収入と同額を基金に積み立てるという予算構成となっております。

内容を申し上げます。63ページ、10番、公共施設整備基金積立金1億3,397万9千円は、一般会計予算に剰余が見込まれることから、今後予定される公共施設の長寿命化を円滑に進めるための原資として、1億3,000万円、運用収入397万9千円の積立てを行いたいとするものです。

参考までに、補正後の公共施設整備基金の残高見込みでございますが、約38億円の見込みとなっております。

次に、5目企画費。補正額3,824万6千円の減額。財源内訳は、その他財源202万6千円の減、一般財源3,622万円の減で、事業実績見込みに合わせた財源補正となります。

内容を申し上げます。7番、定住促進対策事業3,811万円の減額は、住宅取得される方の減少によるもので、当初予算において、新築27件、中古8件として予算計上しておりましたが、今後の申請分も含めて、それぞれ新築10件、中古5件と見込んでの予算補正となります。

次に、6目交通安全企画費。補正額51万2千円の減額。財源内訳は、その他財源2万円の減、一般財源49万2千円の減で、交通安全指導員被服購入助成金は、購入実績が無かったことに伴う減額となります。

内容を申し上げます。1番、交通安全推進事業18万6千円は、交通指導員の被服購入の必要が無かったことに伴う減額分が17万6千円、運転免許証自主返納奨励事業における返

納者が、当初見込みを超えたことによる分で36万2千円の増となります。

免許証自主返納者は、当初見込み30人に対して、2月末現在で47人となっております。64ページになります。

3項1目戸籍住民登録費。補正額3,156万6千円の減額。財源内訳は、国道支出金2,275万5千円の減、一般財源881万1千円の減で、国道の補助金につきましては、事業実績見込みによる減額となります。

補正内容につきましては、3事業とも実績見込みによる事業費の減額となりますが、4番、総合行政システム管理事業の減額が2,433万3千円と大きくなっておりまして、当初予算編成時に、ガバメントクラウド移行に伴うシステムの仕様が国から公開されていなかったことから、予算額を最大値で計上していたことによる執行残となります。

続きまして、68、69ページとなります。

3款1項2目高齢者福祉費。補正額473万円の減額。財源内訳は、その他財源267万6千円、一般財源740万6千円の減です。その他財源は、それぞれ事業実績により財源の調整を行うものですが、一番下段、過年度地域支援事業過払消費税返還金は、昨年11月、町議会全員協議会において報告いたしました介護保険事業業務委託契約における消費税の取扱い誤り事案に関連して、該当事業所から、平成30年度から令和4年度まで分の消費税の返還を受けたもので、10番、介護保険事業の空知中部広域連合負担金精算金として返還を行ってまいります。

なお、令和5年度分の過払い消費税につきましては、令和7年度において最終的な地域支援事業交付金の額が確定しますので、次年度におけるの整理となります。

次に、70、71ページとなります。

3目障害者福祉費。補正額1,710万1千円。財源内訳は、国道支出金547万7千円の減、一般財源2,257万8千円です。国道補助金は、事業番号2番、5番、8番の特定財源で、実績見込みにより整理するものでございます。

内容を申し上げます。1番、障害者自立支援事業2,529万2千円は、障害介護給付費、障害児通所給付費の報酬改定に伴う増額が主な補正の内容となります。

なお、これらの給付に係る国、北海道の負担分は、次年度に精算されることとなっております。

次に、2項1目児童福祉費。補正額992万5千円の減額。財源内訳は、国道支出金が916万1千円の減で実績見込みによるもの、その他財源が4,565万8千円の減で、財源調整のための基金繰入金の減など、一般財源は4,489万4千円となります。

内容を申し上げます。10番、新十津川保育園管理運営事業313万7千円は、国家公務員の給与改定を踏まえ、人件費分の公定価格がプラス10.7パーセントと大きく引き上げとなったことから、指定管理委託料の増額を行うものでございます。

続きまして、72、73ページとなります。

4款1項4目予防費。補正額2,549万9千円の減額。財源内訳は、国道支出金が1,122万4千円の減で、予防接種事業の実績見込みによるもの、その他財源が603万2千円の減で、財源調整のための基金繰入金の減及び予防接種実績確定に伴う空知中部広域連合からの国保加入者分助成金の減、一般財源は824万3千円の減となります。

補正内容につきましては、5事業とも実績見込みによる事業費の減額となります。これ

らのうち、6番の新型コロナ予防接種事業の減額が1,722万円と大きくなっておりませんが、当初予算計上人数1,790人に対し、最終的な接種見込者数が約500人と、接種者が少なくなったことによるものでございます。

続きまして、76、77ページとなります。

2項2目し尿処理費。補正額44万4千円の減額。財源内訳は、その他財源、し尿くみ取り手数料が60万円の減、一般財源が15万6千円となります。

内容を申し上げます。2番、石狩川流域下水道組合負担金し尿共同処理25万6千円で、令和5年度負担金の調整額が確定したことによるものでございます。

続きまして、78、79ページとなります。

6款1項2目農業振興費。補正額326万8千円の減額。財源内訳、国道支出金230万3千円の減は、それぞれ実績見込みによる減額、その他財源65万5千円は、基金からの繰入金の整理となりますが、ふるさと応援基金繰入金100万円は、企業版ふるさと納税を寄附目的に沿って、スマート農業推進支援事業に充当するもの、一般財源は162万円の減となります。

内容を申し上げます。4番、ピンネ農業公社運営負担金49万9千円は、指定管理施設であります新規就農者技術修得センターに配備してありますトラクターのクラッチ部分が損傷したことから、この修繕料分について予算計上をするものでございます。

続きまして、84、85ページとなります。

8款2項1目道路維持費。補正額2,355万7千円の減額。財源内訳は、国道支出金404万4千円、地方債2,570万円の減、その他財源50万5千円、一般財源240万6千円の減となります。社会資本整備総合交付金は、除雪事業に係る交付金の増分で440万円、除雪機械購入に係る事業実績の精算分で35万6千円の減でございます。地方債2件は、それぞれ事業実績に伴う減額、物品売払収入49万円は、鉄くずの売払い収入となります。

内容を申し上げます。6番、除雪機械購入事業2,355万7千円の減額は、入札による執行残を減額するもので、残額は、除雪ドーザ分が2,086万5千円、ミニロータリー分が269万2千円となります。

次に、2目道路新設改良費。補正額390万9千円の減額。財源内訳は、国道支出金527万8千円、地方債1,030万円の減、その他財源8万6千円の減、一般財源119万9千円となります。財源は、すべて各事業の実績に合わせての補正となりますが、社会資本整備総合交付金の増は、事業番号1番、道路整備事業で措置した事業のうち、橋本1条通り外道路改築工事において、社会資本整備総合交付金の対象となる事業費に執行残が生じたことから、これを年度間調整により、令和7年度に繰越すための増額補正となります。

繰越事業費は、議案8ページの第3表、繰越明許費補正。追加、橋本1条通り外道路改築工事のとおり866万4千円で、社会資本整備総合交付金、補助率2分の1、433万2千円を伴って、令和7年度に繰り越しを行うものでございます。

次に、86、87ページを再びご覧ください。

4項1目都市計画総務費。補正額4,929万4千円。財源内訳、国道支出金68万2千円の減は、それぞれ実績見込みによる減額、一般財源は4,997万6千円となります。

内容を申し上げます。5番、下水道事業会計負担金44万4千円は、決算見込みによる負担金の増額計上でございます。

6番、下水道事業会計出資金5,000万円は、下水道事業会計の財政的基礎の充実を図るための出資を行うものでございます。下水道事業会計は、令和5年度の公営企業会計移行から間もなく2年を経過するところでございますが、移行の際には不明でありました通年での一時的な資金不足、とりわけ年末、年度末の状況が把握できたこと、また、将来の事業規模の見通しが立ち、必要となる出資額の整理がついたことから、今年度末に控える建設改良事業等の精算に必要な資金需要に対応すべく、一般会計から下水道事業会計に対して出資を行いたいとするものでございます。

次に、88、89ページ。

5項2目住宅建設費。補正額394万3千円。財源内訳は、国道支出金3,248万2千円、地方債6,050万円の減、一般財源は3,196万1千円となります。財源の補正は、さくら団地建設工事、南吉野団地解体工事の実績に合わせてのものとなりますが、さくら団地建設に係る社会資本整備総合交付金の特例加算が、予定額を超えての交付決定となりましたので、地方債との財源組替を行うものでございます。

事業番号1番、公営住宅建設事業394万3千円は、社会資本整備総合交付金の対象事業であります南吉野団地解体工事等の執行残分を、さくら団地の解体工事等に振り替えて執行するための増額補正で、議案の8ページ、第3表繰越明許費補正変更のとおり、712万4千円を既定の繰越明許費に加え、4,680万1千円を令和7年度に繰越して執行したいとするものでございます。

続きまして、90、91ページとなります。

9款1項1目消防総務費。補正額1,760万5千円の減額。すべて一般財源となります。

補正内容は、消防事務組合負担金が、令和5年度繰越金の整理及び令和6年度事業の実績見込みにより減額となったことによるものでございます。

続きまして、100、101ページとなります。

12款1項1目元金。補正額2億6,149万5千円。財源内訳は、その他財源が75万7千円、一般財源が2億6,073万8千円です。

公営住宅使用料の増額は、住宅管理費の実績見込みに合わせるための財源調整を行うものとなります。

補正の内容は、将来の財政負担を軽減するために2億8,306万8千円の繰上償還を行いたいとするもので、前年度末に行った繰上償還によって未執行となる予算2,157万3千円を差し引いた金額を計上しております。

続きまして、102、103ページとなります。

13款1項1目職員費。補正額7,290万2千円の減額は、すべて一般財源となります。

職員人件費で4,921万5千円の減額。会計年度任用職員人件費2,368万7千円の減額で、職員の早期退職、採用を予定していた社会福祉士、建築職が採用に至らなかったこと、共済費の掛金率が想定よりも低かったこと、配置予定でありました会計年度任用職員を職員により対応することで任用を行わなかったこと、町費で配置予定でありました会計年度任用職員であります教員が、北海道の予算において配置されたことなどによるものでございます。

以上が、歳出の説明となります。

次に、歳入となります。

議案書の12ページから57ページとなりますが、歳入につきましては、その多くが歳出の特定財源となっておりまして、事業実績見込みを基に整理したものでございますので、ここでの説明は割愛させていただきまして、一般財源の主なものについてご説明をいたします。

議案書、12ページから15ページ。

1款町税につきましてですが、2,793万8千円の増額で、町民税、法人が減額となりましたが、その他の税目につきましては、増額補正となっております。とりわけ固定資産税につきましては、予算編成終了後に町内事業所から令和5年に行った大型の設備投資に係る償却資産申告があったこと、評価替えの影響が想定よりも小さかったことなどによりまして、2,439万円の増として計上いたしました。

次に、16ページの2款地方譲与税から26ページ、11款地方交付税までは、実績見込みによる補正となります。

次に、42、43ページ。

17款財産収入、1目財産貸付収入40万円は、花月もみじ団地南側の町有地8,371平方メートルの貸付料で、令和6年11月から令和7年7月までの期間で借用の申込みがありましたので、これを貸し付けたものでございます。

次に、2項1目不動産売払収入のうち、土地売払収入716万9千円は、文京区にありました新小教員住宅跡地を宅地として販売したもので、販売した4区画が完売となっております。

次に、44、45ページ。

18款寄付金、1目一般寄附金401万2千円は、2月までにご寄附頂いた9件分でございます。うち30万円以上の高額寄附を2件頂いてございます。

次に、46、47ページ。

19款繰入金、1目基金繰入金のうち、1番、財政調整繰入金207万7千円の減額は、補正予算に係る財源調整のために減額するもので、今後、収入見込額全額を繰り入れた場合の基金残高は、約7億3,000万円となる見込みでございます。

次に、48、49ページ。

20款繰越金4,060万3千円は、令和5年度繰越金の予算未計上分を計上するものでございます。

次に、50、51ページをお開きください。

21款4項5目雑入のうち、14番、宝くじ交付金10万8千円及び56、57ページ、22款1項8目臨時財政対策債2,222万6千円の減額は、実績見込みによる補正となります。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第2号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第8、議案第3号、令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第3号、令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号。

令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ275万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,793万3千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

108、109ページは、第1表歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。

なお、これ以降につきましては、副町長からご説明申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました議案第3号、令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号の内容を申し上げます。

はじめに、このたびの補正の概要についてですが、歳入、歳出とも実績見込み額に合わせる形で予算を補正し、財源の調整を図りたいとしますのでございます。

補正の内容は、議案書の110ページからの歳入歳出予算補正事項別明細書に記載のとおりとなりますが、議案第3号関係資料として、歳入、歳出の一覧表を配付させていただきましたので、こちらで説明をさせていただきます。

先ほどもご覧いただきました別添の横長資料の15ページになります、こちらをお開きいただきたいと思えます。

はじめに上段、歳出については、実績見込に合わせて国民健康保険事業広域連合負担金、基金利子積立金を、それぞれ減額、増額するものでございます。

次に、下段、歳入、一般財源についても、1款一般被保険者国民健康保険税、5款繰越金、6款広域連合支出金を、それぞれ実績見込に合わせて減額、あるいは増額補正し、これらの歳入補正と歳出の補正に伴う財源調整として、4款一般会計繰入金、国民健康保険事業基金繰入金を減額補正したいとしますのでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第3号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

○議長（小玉博崇君） 日程第9、議案第4号、令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第4号、令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。

令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ735万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,039万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

120ページ、121ページは、第1表歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。

なお、これ以降につきましては、副町長からご説明申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第4号、令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の内容を申し上げます。

はじめに、このたびの補正の概要についてでございますが、歳入、歳出とも実績見込額に合わせる形で予算を補正し、財源の調整を図りたいとするものでございます。

補正の内容は、議案書の122ページからの歳入歳出予算補正事項別明細書に記載のとおりとなりますが、議案第4号関係資料として、歳入、歳出の一覧表を配付させていただきました。こちらで説明をさせていただきます。

先ほどの続き、資料の16ページをお開き願います。

はじめに上段、歳出については、後期高齢者医療広域連合負担金の実績見込みに合わせて減額補正を行うものでございます。

次に、下段、歳入、一般財源です。ここで恐縮ですが、資料に一部誤植がございましたので、訂正をお願いいたします。

ナンバー453と書いてある欄でございます。繰越金の欄ですが、款の番号が5となっておりますが、正しくは4の誤りでございました。お詫び申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。

補正の内容についてでございます。1款後期高齢者医療保険料、4款繰越金、5款広域連合支出金を、それぞれ実績見込に合わせて減額、あるいは増額補正し、これらの歳入補正と歳出の補正に伴う財源調整といたしまして、3款一般会計繰入金を減額補正したいと

する内容でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第4号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第10、議案第5号、令和6年度新十津川町下水道事業会計補正予算第3号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第5号、令和6年度新十津川町下水道事業会計補正予算第3号。

令和6年度新十津川町下水道事業会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

予定収入及び予定支出の補正。

第1条、既定の収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予定額を第1表予定収入及び予定支出補正のとおりとする。

企業債の補正。

第2条、企業債の変更は、第2表企業債補正による。

他会計からの補助金の補正。

第3条、下水道事業の運営経費に充てるために、一般会計からこの会計へ補助を受ける額は、既決予定額に44万3千円を追加し、1億3,573万9千円とする。

134ページをお開きください。

第2表、企業債補正でございます。

変更2件につきましては、いずれも実績見込みに基づき限度額を整理するものでございます。

これ以外につきましては、副町長からご説明申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました議案第5号、令和6年度新十津川町下水道事業会計補正予算第3号の内容を申し上げます。

補正の内容は、議案書、132、133ページの予定収入及び予定支出補正に記載のとおりとなりますが、補正の項目が多岐にわたりますので、議案第5号関係資料として、歳入、歳出の一覧表を配付させていただきましたので、こちらで説明をさせていただきます。

先ほどの続き、資料の17、18ページとなります。

まず、17ページをご覧いただきまして、款番号の欄に記されております記号についてお

話をしますが、Aと付されているものは、収益的収入及び支出、Bと付されているものは、資本的収入及び支出を表しておりますので、ご承知願いたいと思います。

また、資料右端の補正理由の欄に、実績見込みによる減額と記載しております事業は、補正予算の整理を行うものでございますから、これらにつきましては、資料にお目通しいただくこととして、説明を割愛させていただきます。

それでは、17ページ、歳出でございますが、3段目になります。

Aの1款1項6目流域下水道管理運営負担金99万4千円の増額は、石狩川流域下水道事務組合運営負担金の確定によるものでございます。

同じく、7目減価償却費12万2千円の増額は、固定資産台帳から予算として計上する際に、一部誤りがございまして、この修正を行いたいとするものでございます。

同じく、8目資産減耗費5万8千円の増額は、固定資産除却費の実績見込みによる増額となります。

次に、Aの1款3項1目その他特別損失860万3千円の減額は、令和5年度分消費税及び地方消費税の確定による減額となります。

次に、二つ飛びまして、B1款1項3目流域下水道建設負担金172万9千円の増額は、石狩川流域下水道事務組合建設負担金の確定によるものでございます。

同じく、2項1目企業債償還元金1,214万5千円の増額は、地方債の繰上償還に係るもので、公営企業会計に移行する際に、移行業務委託の財源として借入れを行った令和4年度、5年度2か年分の公営企業会計適用債、これを繰り上げて返済をするものでございます。

次に、18ページをご覧くださいまして、歳入についてでございます。

4段目になります。B1款2項1目他会計出資金5,000万円は、地方公営企業法に基づき、下水道事業の財政的な基盤を構築するために、一般会計から出資を受けるものでございます。

一番下段になります。B1款6項1目補償費279万円の減額は、上徳富丘陵堤移設整備事業の事業費確定に伴う補償費の減額となります。

その他の項目につきましては、歳出補正に伴う財源調整として、収益的収入、資本的収入に係る財源をそれぞれ増、減するものでございます。

以上、下水道事業会計補正予算の内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第5号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日12日は、午前10時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでした。

（午後14時03分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年第1回新十津川町議会定例会

令和7年3月12日（水曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 例月現金出納検査結果報告
- 第3 町政執行方針
- 第4 教育行政執行方針
- 第5 議案第6号 新十津川町犯罪被害者等支援条例の制定について
（内容説明まで）
- 第6 議案第7号 新十津川町長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について
（内容説明まで）
- 第7 議案第8号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
（内容説明まで）
- 第8 議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
（内容説明まで）
- 第9 議案第10号 新十津川町課設置条例の一部改正について
（内容説明まで）
- 第10 議案第11号 新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について
（内容説明まで）
- 第11 議案第12号 新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部改正について
（内容説明まで）
- 第12 議案第13号 新十津川町公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
（内容説明まで）
- 第13 議案第14号 令和7年度新十津川町一般会計予算
（概要説明まで）
- 第14 議案第15号 令和7年度新十津川町国民健康保険特別会計予算
（概要説明まで）
- 第15 議案第16号 令和7年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算
（概要説明まで）
- 第16 議案第17号 令和7年度新十津川町下水道事業会計予算
（概要説明まで）
- 第17 議案第18号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する

規約の変更について

(内容説明まで)

第18 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について

(内容説明まで)

◎出席議員（10名）

1番	加藤敏晃君	2番	工藤健君
3番	深瀬美奈子君	4番	三師優美君
5番	大畠光敬君	7番	杉本初美君
8番	鈴井康裕君	9番	樋坂里子君
10番	西内陽美君	11番	小玉博崇君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷口秀樹君
副町長	寺田佳正君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
総務課長	久保田篤司君
住民課長	佐藤武久君
保健福祉課長	窪田謙治君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	鎌田章宏君
建設課長	千石哲也君
会計管理者	平川宏之君
教育委員会事務局長	小松敬典君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	坂下佳則君
--------	-------

◎開議の宣告

○議長（小玉博崇君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、9番、樋坂里子議員。10番、西内陽美議員。両議員を指名いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小玉博崇君） 日程第2、例月現金出納検査結果報告を行います。

例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。以上で報告を終わり、報告済みといたします。

◎町政執行方針演説

○議長（小玉博崇君） 日程第3、町政執行方針演説を行います。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） 改めまして、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、令和7年度における、私の町政執行方針を述べさせていただきます。

はじめに。

令和7年第1回町議会定例会において、予算をはじめ関連議案の審議をいただくにあたり、町民の皆さま並びに町議会の皆さまに、町政執行への私の所信と施策の方針を申し上げます。

さて、私が町政を担う立場になりましてから、間もなく2年が経とうとしております。任期といたしましては折り返しの年度を迎えます。

これまでの間を振り返りますと、世界各地での武力紛争は落ち着く気配が見られず、また、アメリカ大統領交代による大幅な政策転換の表明もあり、世界経済にどれほどの影響を与えるかとの懸念や各国間における経済バランスがどのように変化していくかなど、様々な面で先行きの不透明感が増してきたと感じているところでございます。こうした要因の影響もあり、燃料をはじめ各種の物資価格が長期にわたり高止まりし、日本国内においては長引く円安も相まって、消費者が購入する商品、サービスへの価格転嫁が急速に進み、住民の暮らしにも大きな影響を及ぼしています。

国内では、このような喫緊の経済課題に対し、日銀においては、高水準の賃上げ及び物価上昇の傾向を見込み、景気回復を前提とした政策金利の利上げを行い、また、政府においては所得向上を目指す取組のほか、当面の急激な物価高から国民生活を守るための給付等に充てるための交付金事業などを進めています。本町においても、国の交付金を有効に活用し、町民が安心して暮らすことができ、かつ、まちの元気につながるような対策を実施していく考えであります。

次に、本町の状況を振り返りますと、昨年10月、株式会社リクルートが実施するアンケート、住みたい街ランキングにおきまして、子育て環境と教育環境の2つの部門で全道1位を獲得しました。ここ数年は子育て世代の転入のおかげもあって人口社会増の年が多く、これまで町が力を入れてきた定住促進、子育て支援、教育の充実の各施策が結実した表れであり、素直に喜ぶことができる明るいニュースであったと言えます。ただ、その一方で保育園や放課後児童クラブで、定数を超えるニーズにつながっている側面もあり、それらに対応するための環境整備はこれからも進めてまいります。

また、町内の各公共施設に目を向けますと、昭和の終わりから平成の初めまでに建設されたものの割合が多く、老朽に対する維持補修や、施設によってはゼロカーボンの視点も包含した上で長寿命化を見据えた大規模改修を、健全財政を維持しつつ執り進めていかなければなりません。

これらのことを踏まえ、新年度におきましても、町の第6次総合計画に掲げるまちの将来像「新たな未来へ ともに歩もう つながる絆 かわらぬ自然と笑顔のまち」に向かって前進していくための課題解決に努め、このまちに住む皆さまが、明るく笑顔で元気に過ごすことができる町政運営を念頭に、令和7年度の町政執行における6つの重点事項を申し上げます。

令和7年度の町政執行における重点事項。

まず、第1として、ゼロカーボンの更なる推進であります。

本町は、令和5年度にゼロカーボンシティ宣言を行い、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定して施策の方向を定め、令和6年度をゼロカーボンに向けた実行元年と位置付け、脱炭素に関する各種の事務事業に取り組んでまいりました。

新年度は、これらの事業の推進のほか、ハード面の整備といたしまして公共施設の照明のLED化に着手し、脱炭素の取組の更なる推進に努めてまいります。

第2として、待機児童ゼロの実現でございます。

保護者の就労意識や労働環境の変化に伴う保育ニーズの高まりから、現代的課題とされる待機児童につきましては、全国的に減少傾向にあるものの完全な解消には至っておらず、本町においてもゼロではありません。

このことは、子育て支援に力を入れる本町にとって大きな課題であり、令和7年度からの5か年を計画期間とする第3期新十津川町子ども・子育て支援事業計画において、質の高い保育サービスの充実を施策の一つに掲げました。

喫緊の待機児童の課題に対し、放課後児童クラブについては現在、令和7年度からの受入定数を増やすための施設改修を進めているところであります。また、乳幼児や未就学児においては、保育園の保育士確保に努めてまいりました。これらに加えまして、今春からは、認定こども園として運営されることとなる学校法人石狩学園新十津川幼稚園との緊密

な連携により、保育ニーズに応えられるよう環境の整備を目指してまいります。

第3として、持続可能な農業・商工業の支援でございます。

本町は、スマート農業機械の導入や商工業者の前向きな投資などに対し、これまで各種の支援策を実施してまいりました。

町内産業の振興発展は、まちの元気に直結することから、より使い勝手の良い制度となるような見直しも加えながら、引き続き支援を行っていくことで、農業経営基盤の安定や更なる強化、各事業所の経営の維持や利用者へのサービスの向上が図られるよう努めてまいります。

また、長引く物価高騰に対する町民の皆さまへの生活支援を実施していく上でも、町内経済の活性化に重点を置いた施策を展開してまいります。

第4として、交流人口の拡大でございます。

本町の観光拠点であるふるさと公園を核とした集客や、来町者に対するサービス向上に努め、交流人口の拡大を図ってまいります。

また、公式SNSの積極的な活用のほか、新たな広告媒体による本町の魅力発信により、まちの知名度やイメージの向上に繋げ、実際に訪れてみたいと感じていただけるような情報発信に取り組んでまいります。

第5として、部活動の円滑な地域移行でございます。

このことは、すでに、教育委員会、学校、関係者によります検討や協議の場が持たれ、議論が進められております。これからも本町の実態に沿った現実的な方法を基本としながら、活動の主体である子どもや指導者の思いをできる限り反映できるような議論が、今後も深まっていくよう教育委員会と連携を図ってまいります。

第6として、地域コミュニティの強化でございます。

コミュニティは、私が日ごろから最も大切だと考えていることでございます。

地域におけるコミュニティは、その地域に暮らす人の顔が相互に見える関係づくりそのものであります。

地域コミュニティの力は、日ごろ挨拶を交わす関係から始まり、清掃や花植えなど地域で共有する空間の環境整備、レクリエーションや防災訓練、趣味やサークルの集まり、盆踊りなど、地域の中で行われる様々な活動や行事を通じて深まっていきます。

地域コミュニティの強化は、普段の生活においては、隣近所のちょっとした困りごとの手助け、また、自然災害などの緊急時においては、安否の確認や避難の手助けなど、お互いの命を守る大きな力となります。

このようなことから、地域コミュニティの向上に大きな力を発揮する行政区の活動を支援していくとともに、町といたしましても各種場面や行事などを通じたコミュニティの強化について啓発と実践に努めてまいります。

令和7年度の主な施策でございます。

令和7年度の施策について、新十津川町第6次総合計画の6つの目標に沿って、重点事項を中心にご説明いたします。

1、住みやすい暮らしがある。

環境の保全。

環境の保全については、大きく二つの施策により取り組んでまいります。

一つ目は、環境そのものを守ることの大切さを伝える取組についてでございます。環境破壊や温暖化は地球規模での問題であり、C O P 2 1におけるパリ協定やSDG ‘sに代表される国際的な約束や目標が示される中、地方自治体としても環境の大切さを呼び掛けていく必要があります、それによる町民一人ひとりの環境に対する意識の変容や行動の実践につながるような取組を展開してまいります。

令和6年度に引き続き、ご家庭における二酸化炭素の排出を減らすためのアプリの活用について、北海道との連携の下で普及に努めてまいります。

また、昨年新たに組織されました環境啓発実行委員会が計画し実施するゼロカーボンに関連する環境のイベントに対する支援や、地域への出前講座等を通じ、ゼロカーボン社会の実現に向けた意識を高められるよう努めてまいります。

なお、公共施設におけるゼロカーボン推進の取組として、照明のL E D化を推進していくこととし、新年度は、ゆめりあ、児童館、保育園及び図書館の4施設の照明器具を更新いたします。

二つ目としましては、毎日発生するごみの処理にあらためて着目をし、ごみ減量大作戦と銘打ち、適正な分別の推進によってごみの減量化を図ります。例えば、燃やせるごみに捨てられがちな包装紙などを、紙資源として適正に分別するための学習会の開催や、資源ごみステーションの看板をリニューアルして適正な分別を分かりやすく表示することで、ごみの減量化を目指してまいります。

生活基盤の充実。

町道につきましては、令和5年度にリニューアルオープンしましたふるさと公園にアクセスする主要路線を改修していく3か年計画の2年目として、文京西4線の舗装改修工事を行います。

また、道路の照明については、町道の交差点や里見大橋に水銀灯として残存する照明33基をL E D化し、公共施設と同様にゼロカーボンの推進を図りながら道路施設の安全確保を進めてまいります。

公営住宅につきましては、さくら団地4棟20戸の建て替え事業を進めており、現在建設中の第1期工事の2棟10戸は、今年8月から入居開始の予定でございます。新年度は、第2期工事として残る2棟10戸を建設し、令和8年2月からの入居開始を見込んでおります。

公園、緑地の充実といたしましては、樹木の繁茂が著しい石狩徳富河川緑地の自然観察広場について、2か年計画で間伐を進めてまいります。

令和5年度から3か年計画で実施している新十津川ドローンプロジェクトは、最終年度を迎えますことから、プロジェクト終了以降における自走化を視野に取り組みでまいります。

ドローンスクールについては本格稼働に伴う受講コースの充実と受講者数の増、買い物代行サービスについては地元事業者とも連携した実証を重ね、町民生活の利便性の維持向上に繋げられるよう取り組んでまいります。加えて、旧大和小学校跡地を主とする飛行テストコースの利活用や観光コンテンツとしてドローンショーを実施し、交流人口及び関係人口の拡大も図ってまいります。

次に、交通環境の充実です。

地域公共交通の確保につきましては、現在の運行体系となってから4年目を迎えます。

令和6年度中は、利用者や関係機関からの意見や要望等の聞き取りを踏まえた協議を経まして、冬季における農業高校への登校便の運行を開始しました。今後におきましても持続可能な公共交通に向け、現状に即したあり方について地域公共交通活性化協議会を中心とした検討と議論を続けてまいります。

除排雪の充実につきましては、作業体制の強化に向けたハード整備として、令和6年度までに除雪機械の増強を進めてまいりました。

これからは、増強した体制で、安全を第一に効率的な作業の実施に努めるとともに、昨年から新たに始めました、より良い克雪に向けて行政、事業者、地域住民の皆さまで話し合う場を、除雪連絡協議会として今秋までに正式に立ち上げ、今般の除雪事情の情報共有、要望やアイデアの聞き取りなどを通じて意見交換を深めてまいります。そして、このような作業を進めることにより、除雪に対するそれぞれの立場の理解を深め合うとともに、町内の除雪環境が一步ずつでも良い方向に進むような改善点を見いだしていきたいと考えております。

2、笑顔がつづく健康がある。

地域福祉の推進。

子育て支援の充実につきましては、得きっずカードへのポイント上乘せ事業をはじめ、小中学校の給食費及び高校生までの医療費の無償化などを軸とした、子育て世帯の生活応援に引き続き取り組んでまいります。

次に、保育ニーズに応えるため、未就学児にあっては新十津川保育園における保育士の確保対策を継続するとともに、今春から保育機能を有する認定こども園として運営される新十津川幼稚園と連携し、両園で受入れができる人数の情報共有や調整などにより、保護者の保育ニーズに対応できる体制を整えられるよう努めてまいります。

高齢者福祉については、老人クラブの活動に対する支援、すまいるあっぷ事業による介護予防活動のほか、除雪に対する支援として令和6年度から対象世帯の要件拡充を行った生活通路等除雪事業と除雪費助成事業を引き続き実施いたします。

また、福祉用具の購入費用助成事業につきましては、助成の内容を見直すとともに、新たに補聴器を助成の対象に加え、在宅生活の充実を図ってまいります。

健康づくりの推進。

母子保健としましては、安心して出産できる環境の向上のため、これまでの妊婦超音波検査に対する費用助成14回分を、出産予定日の超過を見込んだ16回分までに拡充いたします。また、陣痛の際に、自宅から砂川市立病院まで安心して行くことができる陣痛タクシーの利用に対する支援制度を整備いたします。

感染症の予防対策については、妊婦及び高校生以下のインフルエンザ予防接種費用の全額助成を継続し、高齢者向けに助成している肺炎球菌、新型コロナ予防接種などへの助成に加え、高齢になるほど発症リスクが高まり、重症化、長期化しやすいとされる带状疱疹予防接種を助成対象とし、感染症予防対策の充実を図ってまいります。

健康の維持増進に向けた取組としては、成人基本健診無料、その他の健診項目や各がん検診を自己負担500円で受けられる事業を継続するほか、春と秋にゆめりあで行う集団健診に加え、札幌で基本健診やがん検診が送迎付きで受けられる機会も設けまして、受診率の向上を図ってまいります。

また、食を通じた健康づくりの実践及び町民向けの啓発活動をされている新十津川町食生活改善推進員協議会が、設立から30周年を迎えられることから、協議会の節目の事業に対して支援を行い、今後の活動の発展を後押ししてまいります。

3、活気あふれる産業がある。

農林業の振興。

基幹産業である農業の振興につきましては、これまで推進してきたスマート農業機械の導入支援の最終年度を迎えることから制度の周知に努め、機械導入により安定した農業経営が継続できる環境づくりに取り組んでまいります。

また、施設の管理や運営のあり方を検討してまいりました新規就農者技術修得センターについては、施設の維持管理及び適正な運営に係る指定管理料を計上し、令和7年度からの5か年間、指定管理者制度による管理運営を行います。

畜産の振興では、暑熱対策のための施設環境向上や優良血統品種の導入などの取組に対する支援を継続して実施いたします。

本町の8割近くを占める森林の整備については、造林や林道の維持補修など森林資源の保全に繋がる着実な取組が、CO₂の吸収量を増やし、町の脱炭素の進展に大きく貢献することから、森林環境譲与税の活用を図りながら、令和7年度は、幌加の町有林10ヘクタールの皆伐を行うとともに、5ヘクタールにクリーンラーチなどの植栽を実施し、計画的な整備による森林環境の保全に努めてまいります。

商工業の振興。

商工業の振興では、物価高騰の影響を受けている町民生活の支援策について、町内の消費喚起、地域経済の活性化にも繋げ、事業効果を大きなものとするため、商工会やしんとつかわポイントカード会と連携した取組を実施いたします。

具体的な取組の内容としましては、期限付きのとくとっぷポイント1口1万円分を、5,000円で購入することができるプレミアムポイント事業として実施してまいります。

また、来客に対するおもてなし環境や、従業員にとっての職場環境の向上による経営の継続や事業の更なる発展を後押しするため、中小企業者応援事業に、事業所や店舗の修繕などに対する支援メニューを3か年の時限で設けることといたします。

観光の振興。

観光の振興については、ふるさと公園を核とした賑わいを、観光協会との連携の中で取り組んでまいります。

観光情報の発信につきましては、新たな切り口としまして、アウトドア業界の国内大手ブランド「モンベル」が展開する発信ツールを活用し、全国に向けたPRを行います。

なお、道内における発信の取組としましては、人通りが多い札幌駅の地下の歩行空間に大型サイズのPR情報を掲出し、よりインパクトのある発信方法でまちの魅力を伝えてまいります。

また、道内の既存の道の駅の調査や視察等を行い、本町における道の駅整備の必要性について検討を行ってまいります。

4、心やすらぐ備えがある。

消防・救急体制の充実。

消防と救急体制については、消火及び救助活動の向上のため、火災や災害現場の状況を

記録し、フィードバックに活かすことができるよう隊員装着型のカメラ1台を導入するほか、消防団員の防火衣を更新いたします。

また、消防団第3分団及び第4分団のそれぞれの詰所を、合同の分団詰所として旧宮前区自治会館の跡地に新築することとし、令和8年度の建設工事に向けた地質調査と実施設計を行います。

防災体制の強化。

河川環境の整備及び防災力の強化のための河川浚渫事業を引き続き実施するとともに、日頃から河川環境の維持向上のために尽力されている河川愛護組合の皆さまの活動を支援します。加えて、ラジコン草刈り機をリースし、各組合に貸し出して現場で使っていただくことで、作業の効率化や負担軽減に繋げられるか検証してまいります。

また、排水施設の適正な維持管理として、弥生排水機場と志寸島排水機場につきまして、それぞれ長寿命化等の計画に沿った設備の保守、更新等を行ってまいります。

自然災害などに対する備えについては、3年に一度開催している全町総合防災訓練を行い、防災意識の更なる向上を図ってまいります。

加えて、河川氾濫などの水害の恐れがあるときに、ご自身やご家族が取るべき防災行動をまとめたマイ・タイムラインの普及に努めることとし、新年度は全町的な研修会を開催いたします。なお、開催した後は、各地域の自主防災組織での個別の研修会として展開できるように、地域の皆さまと連携して取り組んでまいります。

災害時における備蓄品については、ご家庭での備蓄を前提としながらも、能登半島地震の教訓として浮き彫りになったトイレ問題への対応のため、本町での備蓄が不足している災害時用の使い捨てトイレを3か年計画で増やしてまいります。

生活安全体制の充実。

毎日の生活が安全安心なものであり続けるには、日頃からの地道な活動が最も大切です。それらの活動を最前線で実践されている交通安全指導員会や、安全・安心推進協会との連携の下、防犯や交通安全の取組を進めてまいります。

また、痛ましい交通事故の当事者とならないよう、運転に不安を持つ方が運転免許証を返納するきっかけづくりとして開始しました自主返納奨励事業では、当初見込んでいた以上の実績があり、町内における交通安全の推進につながったと考えております。この事業につきましては継続をし、引き続き安全安心の推進を図ってまいります。

5、未来を叶える学びがある。

学校教育の充実。

学校教育の充実につきましては、学びの拠点である校舎の適正な維持管理や必要な改修を進めるとともに、授業用備品の更新、ICT教育や特色ある教育の推進を図ってまいります。

生涯学習の充実。

生涯学習の充実につきましては、魅力ある芸術鑑賞事業の実施や音楽祭、文化祭の開催による文化活動の推進のほか、図書館が開館30年を迎えることから、節目の鑑賞イベントを実施し、図書館の利用増に努めてまいります。

また、生涯学習や文化活動の拠点であります、ゆめりあの生甲斐ホールにつきまして、舞台装置の全面的な改修を3か年計画で進めてまいります。

なお、教育分野の主要な施策につきましては、教育行政執行方針で表明がなされますが、私の立場としましても、未来を叶える学びがあるまちづくりの推進のため、総合教育会議の場などを通じ、教育委員会との連携をさらに深めてまいります。

6、助け合う絆がある。

住民協働の推進。

住民活動の推進につきましては、地域コミュニティ活動の盛り上がりは不可欠だと考えておりますので、新年度におきましても地域で集まり交流する機会づくりに支援を続けてまいります。加えて、コミュニティ活動の拠点である行政区自治会館の改修事業としまして、新年度は青葉区自治会館の屋根や外壁を改修することとし、この改修に併せ新たに身障者用のトイレを設けることといたします。

また、広聴の場といたしまして、毎年、地域に出向いて実施しておりますまちづくり懇談会を引き続き開催いたしますので、町民の皆さまの貴重なご意見をお聴かせいただきたいと考えております。

健全財政の堅持。

これまで述べさせていただきました各施策の推進には、多額の財源が必要であります。

また、新年度は、国を挙げた取組であるガバメントクラウドの本格稼働や行政事務の基幹システム及び戸籍管理システムにおける標準化対応など、電子機器やネットワーク関連の改修や整備にも大きな経費を投じていくこととなります。

本町が長年堅持してきた健全財政を将来にわたってつないでいくためには、最少の投資で最大の効果を発揮する歳出面での工夫はもちろんのこと、歳入の面におきましても有利な財源、補助、交付金の活用のほか、米の返礼品需要により令和6年度に2億円の大台を初めて超えたふるさと応援寄附金の収入が一過性のものとならないよう努めることなど、財源の確保に取り組んでまいります。

また、同じく歳入であります公共施設の使用料や手数料につきまして、近年の物価高騰等による施設維持管理経費の増嵩の状況を踏まえ、令和8年度からの使用料等改定を見据え、庁内の検討委員会での議論を進めてまいります。

おわりに。

以上、令和7年度の町政執行に向けた、私の所信を述べさせていただきました。

近年における世界情勢は、冒頭にも触れましたとおり楽観できない状況であり、また、国内におきましても、与野党バランスの変化に伴い政策の方向性も見定めづらい面が垣間見えるなど、物価高騰に代表される国民生活への直接の影響の払拭や課題の解決が見通せない状況が続いております。

このような情勢の中、市町村は行政サービスの一番小さな単位であり、国や世界の状況を一変させられはしません。

しかしながら、一番小さな単位が故に、最も住民の声が届く団体でもあります。

私は就任以来、対話の大切さを第一に心掛けて町政の執行に当たってまいりました。

これからも皆さまの声に耳を傾け、まちの課題に真摯に向き合いスピーディーな対応に努めますとともに、中長期的な課題に対しても計画的に取り組み、解決を目指してまいります。

結びに、町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し

上げまして、令和7年度の町政執行方針とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、町政執行方針演説を終わります。

◎教育行政執行方針演説

○議長（小玉博崇君） 日程第4、教育行政執行方針演説を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、令和7年度教育行政執行方針を述べさせていただきます。

はじめに。

令和7年第1回定例会の開会にあたり、教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針と施策を申し上げます。

情報技術の進展や生成AIの普及、グローバル化、急激な人口減少や少子高齢化、地域社会における繋がりや支え合いの希薄化など、子どもたちの取り巻く環境も大きく変化していく中、教育の在り方や学校環境にも変革が求められています。

このような変化の激しい社会の中にあっても、主体的に生き抜くことができるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことができる環境を提供することが私たち教育行政に携わる者の使命であります。

そのためにも、新十津川町第6次総合計画及び第2期新十津川町教育の振興に関する大綱に基づき、「未来を叶える学びがある。」教育行政を確実に進めてまいります。

それでは、主要政策の学校教育の充実と生涯学習の充実について申し上げます。

学校教育の充実。

確かな学力の育成。

確かな学力の育成には、児童生徒の学ぶ意欲を基盤とした、基礎的、基本的な知識、技能の習得が重要となります。

そのため、学校における基礎学力の定着に向けた、主体的、対話的で深い学びを実践するため、小中学校に町費講師や学習支援サポーターを配置し、小学校では高学年を中心に教科担任制の実施、中学校では実技指導教科免許を持つ専科指導の実施、そして、特別な支援を必要とする児童生徒に対しても、適切な支援を行うため、小中学校に支援員を配置し、一人ひとりの能力、学習進度に合わせた学習を可能な限り実現し、子どもたちが意欲をもって毎日明るく登校し、楽しく学べる環境を充実させてまいります。

現在実施している各種検定助成につきましても、すべての学習の基礎となる語彙力の向上を促進するため、小学6年生及び中学生には漢字検定料助成の実施、さらに、英語力向上促進のため、中学3年生には3級以上の英語検定料の半額を助成してまいります。

英語力の向上に関しましては、本年度着任しましたALTを継続雇用することで、次年度も引き続き2人体制により、その充実を図ってまいります。

GIGAスクール構想で整備された1人1台端末は、特別な教具・道具ではなく、日常の文具として、学びの充実のため利活用してまいります。

また、学習指導要領で求められている個別最適な学びと協働的な学びの実現のため、I

CTインフラ環境の充実はもちろんのこと、情報リテラシー教育にも力を入れ、学校と連携し、親学セミナーを実施するなど、インターネットとの正しい付き合い方と保護者にも責務を再認識していただきながら、子どもたちの情報活用能力の更なる育成を図ります。

いじめにつきましては、年2回実施するアンケート調査で些細なことでも積極的に認知を行うことにより、見逃しのないよう防止に取り組むとともに、いじめのない明るい学校づくりに向けた取組について交流し、一人ひとりがいじめの問題について考え、よりよい仲間づくりを目指す児童生徒による話し合いの場として、仲間づくり子ども会議を継続して実施してまいります。

なお、不登校児童生徒の支援につきましては、スクールカウンセラーの派遣や滝川市適応指導教室など関係機関と連携を図り、相談体制と教育機会の確保に努めます。

魅力ある学校づくり。

小・中学校がお互いの指導内容、指導方法の理解を深め、各校の教育に生かし、義務教育9年間の教育活動がより一体的な学習内容とすることが新十津川町の学校教育にとって大変重要なこととあります。

両校の連携を促進するため、本年度設置した小・中連携学校担当者会議を中心に、現在実施している小・中学校間の乗り入れ授業のほか、教員が相互に授業参観するなど、これまで以上に小・中学校、教育委員会が三位一体となって小・中一貫教育を推進してまいります。

また、現在試行的に導入している小・中学校と保護者間の連絡ツールのスマートフォンアプリを本格的に運用することで、保護者の利便性向上と教員の働き方改革を同時に推進いたします。

これらデジタル技術を活用した校務の効率化やペーパーレス化により、学校と家庭の距離を近づけ、子どもたちや保護者だけではなく、教員にとっても魅力ある学校づくりを目指します。

さらには、令和7年度は校長によるリーダーシップの下、より組織的な学校運営が行われることや、教頭の業務改善や支援、学校運営や校務分掌の充実を図るため、小学校に主幹教諭を配置いたします。

施設整備につきましては、小学校では屋上塔屋部の塗装、中学校で屋上防水シートの改修などを行い、長寿命化対策を進めてまいります。

なお、教員住宅は教員の住宅需要が低い時代背景に即して、2棟6戸を町有住宅に用途変更いたします。

キャリア教育の推進・郷土愛の醸成。

子どもたちが希望を持ち、将来の夢に向かって進んでいくため、充実した総合的な学習の枠組みの中でキャリア教育を行います。

農業高校の協力の下で行う田植え、稲刈り体験、文化伝習館での陶芸授業、赤平市植松電機様でのロケット教室、北広島市北海道ボールパークFビレッジ内の農業学習施設クボタ・アグリ・フロントの見学、町内事業者を中心とした職業体験などに加えて、町内のドローンスクールと連携したドローン学習を実施いたします。

また、本年度改訂作業を行いました小学校3、4年生で使用する新たな社会科副読本を令和7年度から使用し、故きを温ねて新しきを知りながら、郷土の理解、そして郷土への

愛をより深めてまいります。

中学校においては、震災学習の一環として、東日本大震災の被災地を訪問するとともに、旅行費用高騰対策として、保護者負担助成額を増額いたします。

健やかでたくましい心身の育成。

学校給食につきましては、保護者の経済的負担の軽減、子育て支援対策として、学校給食費の完全無償化を継続実施してまいります。

また、衛生管理について、さらに徹底するとともに、郷土の食材や食文化への関心を高めるため、新十津川町及び雨竜町産の生鮮野菜の使用率50パーセント以上に努めるほか、令和7年度は、洗米から炊飯、配缶までを一括して調理する炊飯システムを整備するなど、今後も計画的に学校給食設備の更新を進めてまいります。

調理業務につきましては、令和7年度も継続して、栄養教諭を中心に委託民間事業者により、本年度北海道学校給食コンクールで最優秀賞を受賞した経験と実績を糧として、安全・安心で美味しい学校給食を提供してまいります。

なお、児童生徒の通学の安全を確保するため、関係機関と連携し、通学路の見守り活動を継続して実施するほか、交通事故による頭部への被害軽減に大きな効果があることから、小学生と同様に、中学生の自転車通学による登下校時のヘルメットの着用を義務化いたします。

子どもたちを守り育てる体制。

子どもたちが経済的理由などに左右されず、安心して教育が受けられるように、小中学生を対象とした就学援助や大学などへの進学を支援する無利子の奨学金貸付制度を継続実施いたします。

また、高等学校等に通学する高校生の保護者に対し、通学に要する費用の一部を助成するなどの支援を行ってまいります。

新十津川農業高校は、脱炭素、道産森林資源の活用、ジェンダー対応も含めた道内唯一の近代的校舎が外構工事も含めて落成いたしました。

生徒が夢と希望を持って入学し地域からも親しまれる魅力ある学校づくりを推進するため、農業クラブ活動経費、通学に係る経費、資格取得経費などの一部を支援してまいります。

生涯学習の充実。

社会教育におきましては、「自ら学び、地域の中で心豊かに生きる」、「共に支えあう、仲間と地域と環境づくり」を重点目標とした、第8期新十津川町社会教育実施計画に基づき、6つの領域において事業を展開してまいります。

社会の変化に対応した学習活動の提供。

町民による主体的な学習活動を推進するため、子どもから高齢者まで、各世代に応じた様々な学習機会を提供してまいります。町内の社会教育団体につきましては、各団体が抱える課題に対し、団体の在り方も含めた課題解決に向け助言するほか、町のホームページなどを通じて、入会者の増加を図るとともに、各団体の自主的な活動を推進してまいります。

本町の歴史を学び母村十津川村と交流を図ることは、先人の労苦を知り、今ある暮らしに感謝の気持ちを持つとともに、故郷に誇りを持つ大きなきっかけとなることから、中学

生を対象とした母村訪問事業を継続するほか、令和7年度から新たに、母村十津川村小学6年生のスキー体験学習の受入れをスキー連盟とともに実施いたします。

また、設立60周年を迎える獅子神楽保存会が地域文化の継承に向けた取組を学ぶために、行う母村訪問活動を支援いたします。

なお、生涯学習活動の拠点となる総合健康福祉センターゆめりあにつきましては、照明をLEDに改修し、利用者がより利用しやすい環境の整備を図ってまいります。

青少年教育を推進する地域教育の充実。

家庭、地域、学校が互いに協力し合える、子どもの見守り体制を推進し、青少年の健全育成の充実を図ります。

町内の各団体を中心に構成される青少年健全育成町民会議は、平成11年に設立され、これまで多くの皆さまのご協力を受けながら活動いただいておりますが、町民の地域の子どもの見守りに対する意識の向上や、あいさつの定着など、一定の成果が挙げられたものとして、令和6年度をもって発展的に解散されました。

今後につきましても、これまでの活動を整理し、学校運営協議会に、地域と学校をつなぐパイプ役として、生涯学習推進アドバイザーを配置し、小学校の下校時の見守り立哨を継続するなど、地域の皆さまのご協力もいただきながら、効率的かつ効果的な活動を引き続き展開してまいります。

文部科学省は、子どもたちが、将来にわたりスポーツ文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域移行、地域展開を推進しています。

本町におきましても、教員、保護者、関係団体を構成員とした部活動地域移行検討協議会において協議、検討を重ね、令和7年度については、持続可能を基本として、剣道部につきましては、尚武会に活動の場を移行し、他種目につきましても、休日の部活動指導に、スポーツクラブから派遣される指導員を配置するほか、拠点校方式、合同部活動など、生徒が安心して部活動に取り組めるよう近隣市町との連携も含めた地域移行、地域展開を進めてまいります。

シニア世代の学習活動の支援。

ふるさと学園大学や、ゆめりあ部会の活動を通して、シニア世代の学習意欲の向上、体力の維持、増進を図るとともに、生きがいや仲間づくりを通して、家にこもりきりになることなく社会参加を促進できる取組を進めてまいります。

なお、ふるさと学園大学は、より多くの方に参加いただけるよう、健康、体力増進関連のほか、鑑賞事業やニュースポーツ体験、社会見学旅行など、教育委員会ならではの楽しみの要素も加えた様々なジャンルのメニューを展開してまいります。

豊かな心を育む読書活動の推進。

幼児から高齢者まで、町民が生涯にわたり、自由に読書を楽しめるよう読書環境の充実を図るとともに、図書館業務の委託業者と連携することで、民間運営のノウハウを活用しながら、各種行事を開催し、読書活動のきっかけとなるよう進めてまいります。

特に、子どもの読書活動につきましては、令和7年1月に策定しました、新十津川町子どもの読書活動推進計画第4期に基づき、学校図書館司書をはじめ、関係機関と連携し、乳幼児期から中学生期までの各期の特徴に応じた読書活動を推進してまいります。

また、令和7年度は、図書館開館30周年を記念して、ゆめりあホールにおいて絵本ライ

ブを開催するとともに、ロビーに図書館30周年に関連するPRパネルを展示し、利用を促進してまいります。

施設に関しては、図書館内の照明をLEDに改修し、読書に適した照度を確保することで、利用者にとってより充実した読書環境となるよう整備を進めてまいります。

芸術・文化活動に親しむ機会の充実。

芸術・文化に触れることは、人々に楽しさや感動、安らぎを与えると同時に、豊かな人間性を涵養し、創造性を育みます。

文化協会、音楽協会と連携し、町民の文化活動の発表の場を創出するほか、鑑賞事業では、幅広いジャンルの芸術鑑賞の機会を提供することで、文化意識の醸成を図ってまいります。

なお、芸術、文化の発信拠点となる、ゆめりあ生甲斐ホール之音響、照明を含む舞台装置について、令和7年度から3か年計画で改修いたします。

芸術体験事業としては、アートの森彫刻体験交流促進施設かぜのびを活用し、道内外で活躍する芸術家を講師としたアート塾を開催するほか、ものづくりを通して子どもの感性を養い、豊かな発想力や造形技術を身に付けることを目的に、小学4年生を対象とした芸術授業を、小学校と共同で実施いたします。

また、アトリエ・ギャラリーとして施設の運営に貢献されました、デザイナー・彫刻家の五十嵐威暢様のご功績を偲び、来訪される入館者が感動していただけるよう指定管理者と連携し、良好な管理運営を行ってまいります。

なお、町の歴史や開拓の精神を後世に伝える開拓記念館について、訪れたことがある方にも再訪いただけるきっかけとなるよう町の史跡を紹介する特別展を実施するほか、将来的なリニューアルに向けての検討を進めてまいります。

健康維持と技術力の向上を図るスポーツ活動の促進。

スポーツや運動を楽しむことは、身体的健康を維持するだけでなく、心の健康や良好な人間関係の構築に繋がります。

新十津川町生涯スポーツ推進計画に基づき、主体的に1日1回運動することを目標とする1・1運動を普及し、生涯スポーツを推進できるよう、新十津川スポーツクラブをはじめとした各関係機関と連携し、子どものスポーツ体験事業やウォーキング大会による軽運動のきっかけづくりなど、各年代に応じた運動の機会を提供してまいります。

現在、スポーツ施設の管理やスポーツクラブの運営をスポーツ協会に担っていただいておりますが、今後も継続的に安定運営を図るため、スポーツに対する知識や経験を備えた地域おこし協力隊を募集します。

なお、老朽化が進むスポーツ施設については、優先順位を明確にし、計画的に整備を進めてまいります。

令和7年度については、スポーツセンターアリーナのボイラー施設の更新に向けた調査を実施します。

また、そっち岳スキー場につきましては、利用者の安全確保が最優先でありますので、モーターや制御盤などのリフト制御装置一式と受電設備を更新し、安心して冬季スポーツを楽しめる環境を整備してまいります。

おわりに。

以上、令和7年度の教育行政執行に当たり、主要な施策の一端を申し上げました。

本町の歴史を振り返りますと、団体移住による開拓から、わずか1年で簡易小学校が設置されたように、並々ならぬ思いを持って子弟教育に臨んできた歴史があります。

先人の思いを継承し、類まれな郷土の歴史や文化に誇りを持ち、複雑化、多様化する課題と向き合い、地域の発展を支える人材の育成を目指し、本町教育行政の推進に取り組んでまいります。

町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げ、令和7年度教育行政執行方針といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、教育行政執行方針演説を終わります。

ここで、11時20分まで休憩といたします。

(午前11時08分)

○議長（小玉博崇君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午前11時20分)

◎議案第6号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第5、議案第6号、新十津川町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第6号、新十津川町犯罪被害者等支援条例の制定について。

新十津川町犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

137ページをお開きください。

提案理由でございます。

犯罪被害者等支援に関し、基本理念等を定め、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、もって町民が安全で安心して暮らせる地域社会の形成に寄与するため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長から申し上げますので、議決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

[保健福祉課長 窪田謙治君登壇]

○保健福祉課長（窪田謙治君） 議長のご指示がございましたので、ただ今上程いただきました議案第6号、新十津川町犯罪被害者等支援条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

新十津川町犯罪被害者等支援条例。

第1条は、条例の目的を規定しております。基本理念を定め、町、町民及び事業者の責

務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、町民が安全で安心して暮らせる地域社会の形成に寄与することを目的とするものでございます。

第2条は、定義規定で、この条例の用語の意義について定めているものでございます。

第1号の犯罪等につきましては、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為としております。

第2号の犯罪被害者等につきましては、犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族としております。

第3号の犯罪被害者等支援につきましては、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全で安心して暮らすことができるように支援するための取組としております。

第4号の町民につきましては、町内に居住し、勤務し、又は就学する者及び町内で活動を行う者としております。

第5号の事業者につきましては、町内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人としております。

第6号の再被害につきましては、犯罪被害者等が、加害者から再び被害を受けることとしております。

第7号の二次被害につきましては、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見、無理解、差別等に基づく言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害としております。

第8号の関係機関につきましては、国、北海道その他の地方公共団体、警察及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものとしております。

第3条につきましては、条例の基本理念を規定しております。

136ページをお開きください。

第4条は、町の責務について、第5条は、町民の責務について、第6条は、事業者の責務について規定したものでございます。

町は、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、町民及び事業者はその施策に協力するよう努めるものとし、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するものとしております。

第7条は、相談及び情報の提供等について規定してありまして、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、そのための総合的な窓口を設置するものとしております。

第8条につきましては、見舞金の支給について規定してありまして、規則で定めることとしております。

第9条は、日常生活の支援について規定してありまして、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように、必要な施策を講ずるものとしております。

第10条は、安全の確保について規定してありまして、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、安全を確保するため、被害予防に係る助言、犯罪被害者等に係

る個人情報の適切な取扱いの確保、その他の必要な施策を講ずるものとしております。

第11条は、居住の安定について規定しておりまして、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとしております。

137ページをご覧ください。

第12条は、町民及び事業者の理解の増進について規定しておりまして、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとしております。

第13条は、個人情報の適切な管理について規定しておりまして、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、個人情報を適切に管理するものとしております。

続いて、附則についてです。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第6号、新十津川町犯罪被害者等支援条例の制定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第6号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第6、議案第7号、新十津川町長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第7号、新十津川町長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について。

新十津川町長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例を次のように定める。

141ページをお開きください。

提案理由でございます。

ハラスメントの防止等に関し、理事者を対象にするとともに、ハラスメントへの対応をより強化するため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長から申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 久保田篤司君登壇〕

○総務課長（久保田篤司君） 議長よりご指示がございましたので、ただいま上程いただきました議案第7号、新十津川町長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

現行のハラスメントの防止に関しては、行政組織内として、職員に対し規程を定め進め

ておりますが、本条例の制定は、令和6年第1回議会定例会一般質問において、条例化によりハラスメントの無い職場になれるのであれば、前向きに検討したいと答弁したところであり、その後検討を重ねた結果、町長をはじめとした理事者を対象に含め、新たに、解決困難事案に対し、職員からなる処理委員会の設置することなどを盛り込み、職員がより仕事をしやすい環境となることを目的に本条例案を付議させていただくものでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

本条例は、全11条の構成となっております。

第1条では、この条例の目的を規定し、ハラスメントの防止、排除の措置、被害者への配慮等の必要事項を定め、職員の利益保護及び職員が快適に働くことができる執務環境の確立を目的としてございます。

第2条、定義では、対象者、ハラスメント、またその内容などについて定義してございます。

140ページをご覧ください。

第3条は、町長の責務を規定しており、ハラスメント防止に関する研修等の周知啓発、相談体制等を整備するとともに、職員の人格、勤務環境が害され、又は職員に不利益が生じた場合の必要な措置を講じることを規定し、第2項では、ハラスメントに関する問題解決のため、職員が認識する事項について指針を定めることを規定してございます。

第4条では、町長等及び職員の責務として、第1項では、理事者及び職員の責務として、ハラスメントを行なってはならないことを、第2項では、問題解決のための調査等の協力することを、第3項では、ハラスメントに関して指針を認識し行動することを規定してございます。

第5条は、苦情相談への対応を規定してございます。

第1項では、ハラスメントの苦情相談員の配置を、第2項では、苦情相談員として総務課総務グループの職員を充て、第3項では、苦情相談員の役割を定め、苦情相談員での解決が難しい場合に、総務課長、総務課主幹、総務グループ長とともに解決の対応することを規定してございます。

第4項では、第3項による対応では問題解決が困難な場合は、ハラスメント処理委員会に依頼することができることを規定してございます。

第6条第1項では、町長は問題解決のため必要に応じ、ハラスメント処理委員会を設置することを規定し、第2項では、当該委員会の事務を規定し、第1号で、事実確認等の調査、第2号で、ハラスメントの事実認定、第3号で、町長、相談員への報告、第4号では、その他町長が必要と認める事務を規定し、第3項では、7名以内による組織構成を、141ページの第4項では、委員は、職員のうちから町長が任命することを規定するものでございます。

第7条では、対応措置として、ハラスメントの事実認定による懲戒処分、問題解決のために措置を講じることを規定してございます。

第8条では、プライバシーの保護として、苦情相談員、処理委員会の委員などの相談対応職員等は、相談者のプライバシー保護への配慮及び秘密を保持することとし、退職後も同様とすることを規定してございます。

第9条では、不利益取扱いの禁止として、苦情相談を行ったことを理由として、不利益

な取扱いを行うことを禁止することを規定してございます。

第10条では、職務の代理として、ハラスメントを行ったとされる者が、町長等であった事案につきましては、その事案の職務代理者を設置するということが規定してございます。

第11条では、必要な事項の規則委任を規定しております。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行したいとしますものでございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第7号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第7、議案第8号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第8号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

144ページ、次のページをお開きください。

提案理由でございます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長から申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 久保田篤司君登壇〕

○総務課長（久保田篤司君） 議長よりご指示をいただきましたので、ただいま上程いただきました議案第8号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改

正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

本条例は、当該法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が改正され、マイナンバー法の第2条の定義において、第7項の次に1項を加えたことにより、引用条文に項ずれが生じるため、関係条例の整理をするものでございます。

お手元に配付してございます新旧対照表の1ページをご覧くださいませよう、お願い申し上げます。

一部改正条例、第1条関係でございます。

新十津川町税条例の一部改正では、第36条の2第10項中、2ページ、第63条の2第1号中、第89条第2項第2号中、3ページ、第139条の3第2項第1号中、4ページ、第149条第1号中において、このマイナンバー法の第2条の各項に1項を加えるものでございます。

続きまして、一部改正条例、第2条関係でございます。

新十津川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正では、第2条第2号、第3号、第4号中において、マイナンバー法第2条の各項に1項を加える改正でございます。

5ページになります。

一部改正条例、第3条関係。

新十津川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正では、第2条第10項中、第12条第5項の表第39条第1項第1号の部中、6ページになります、において、マイナンバー法第2条各項に1項を加えるものでございます。

議案にお戻りいただきまして、143ページをお開きください。

附則でございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第8号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第8、議案第9号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第9号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

146ページ、次のページをお開きください。

提案理由でございます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長から申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 久保田篤司君登壇〕

○総務課長（久保田篤司君） 議長からご指示をいただきましたので、ただいま上程いただきました議案第9号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

本条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、刑罰として、禁錮、懲役に分かれていたものを拘禁刑に一本化されることから、関係条例を整理するものでございます。

お手元に配付してございます新旧対照表の7ページをご覧くださいませよう、お願い申し上げます。

一部改正条例、第1条関係。

新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正では、第13条の2第3号中及び第4号中、8ページに移りまして、第13条の3第1項第1号中及び第5項第1号中にあります禁錮、を拘禁刑に改めるものでございます。

一部改正条例、第2条関係。

新十津川町情報制度審査会条例の一部改正では、第13条中、懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

9ページになります。

一部改正条例、第3条関係。

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正では、附則第4項中及び第5項中、懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

一部改正条例、第4条関係。

新十津川町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正では、10ページの第54条から第56条中の懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

議案にお戻りいただきまして、145ページをお開きください。

附則でございます。

第1項は、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行日から施行したいとするものです。

第2項以降は 経過措置を規定してございまして、第2項は、施行前にした行為の処罰は、懲役又は禁錮に科し、第3項では、施行後の行為に対して、他の条例の規定により従前の例によるとされる罰則を、拘禁刑とするもので、第4項では、その他の定めによる経過措置により、禁錮のみによる資格喪失事由等の適用について、拘禁刑を禁錮とみなすものでございます。第5項では、施行前に禁錮以上の刑が定められた罪の起訴は、拘禁刑の

起訴とみなすことを規定するものでございます。

以上、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についての内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますよう、お願い申し上げます。
○議長（小玉博崇君） 以上で議案第9号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第9、議案第10号、新十津川町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第10号、新十津川町課設置条例の一部改正について。

新十津川町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

行政事務の効率化を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

新十津川町課設置条例は、町長の権限に属する事務について課を設置し、受け持つ業務を定めております。

このたびその事務におきまして、住民課で所掌する下水道事務を建設課に移行し、下水道に関するすべての事務を建設課で所掌することとするため、本条例の一部を改正するものでございます。

お手元の新旧対照表、11ページをお開きください。

現行の第1条第2号、ケ、下水道に関する事項（下水道の整備及び維持管理に関する事項を除く。）を削り、同条第5号、オ中、の整備及び維持管理、を削り、改正案の第1条5号、オとして、下水道に関する事項を、建設課で所掌するものでございます。

なお、下水道に関する用事で町民の方がお越しの際は、1階の職員が建設課に連絡をし、建設課職員が1階まで出向き、用務を賜るといこととしておりますので、今までどおりの窓口対応と変わりはありません。

議案にお戻りいただきまして、附則でございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上、内容を申し上げまして、提案理由と内容の説明とさせていただきます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第10号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

（午前11時53分）

○議長（小玉博崇君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午後 1 時00分）

◎議案第11号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第10、議案第11号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第11号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について。

新十津川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

158ページをお開きください。

提案理由でございます。

令和6年8月の人事院勧告等に鑑み、令和7年度に係る給与等に関し所要の改正を行うため、これらの条例の一部改正について議決を求るものでございます。

なお、内容につきましては総務課長から申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 久保田篤司君登壇〕

○総務課長（久保田篤司君） 議長よりご指示をいただきましたので、ただいま上程いただきました議案第11号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について、内容の説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、提案理由にもありましたように、令和6年8月の人事院勧告に準拠するほか、育児、介護休業法の改正に伴い、令和7年度に係る給与等について、所要の改正を行いたいとするものでございます。

改正の概要でございますが、一つ目が、給料表の見直しとして、若手及び中堅の優秀者が早期に昇格した場合の給料の上昇幅が大きくなるよう、給与水準を引き上げる改正でございます。

二つ目が、諸手当の見直しとして、配偶者の働き方に係る社会状況の変化に伴い、扶養手当、勤務実態に合わせた管理職の深夜等の勤務手当、物価等を考慮した地域手当などの見直し、また、人材確保の困難性に伴い再任用職員への諸手当の拡充を図るものです。

三つ目が、仕事と育児、介護を両立できるよう、育児期の柔軟な働き方の実現、介護による離職防止のための雇用環境を改善するものです。

それでは、改正条文の説明を申し上げます。

お手元に配付してございます新旧対照表にて、ご説明させていただきますので、新旧対照表の13ページをご覧ください。

一部改正条例、第1条関係。

新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正では、第7条、扶養手当の改正で、第2項第1号では、配偶者の扶養手当を廃止し、第2号以降を1号ずつ繰り上げるものです。第3項では、子に係る扶養手当10,000円を13,000円とするものです。なお、それ以外の孫、父母等の扶養手当は、現行の6,500円に変更はございません。第4項は、用語整理でございます。

14ページになります。

第8条第2号は、第7条の改正による条ずれを整理するもので、第8条の2第3号は、配偶者に事実上の婚姻関係者を含めるものです。

15ページになります。

次に、第12条、勤務1時間当たりの給与額の算出の改正では、この算定により、時間外手当、休日給等を計算するもので、その算出方法を労働基準法に準じ、給料、地域手当のほかに、寒冷地手当を加えるもので、後段は、年間の勤務時間数に祝日、年末年始の休日を除く改正となります。

次に、第17条、管理職員特別勤務手当の改正は、第1項及び第3項は文言整理などによりものでございます。

第2項では、管理職員が、災害対処やその他緊急の勤務をした場合に支給する管理職員特別勤務手当を支給する時間について、現行の深夜午前0時から午前5時までの間を、対象時間を広げ、午後10時から午前5時までの間に改正するものでございます。

16ページ中ほどになります。

次に、第18条、地域手当については、現行では支給する級地は人事院規則を準用していますが、支給割合についても同様に、人事院規則を準用する改正でございます。

次に、第20条、適用除外では、適用除外から第8条の2に規定する住居手当を除く改正でございまして、定年前再任用短時間勤務職員に対し、住居手当を支給するものでございます。

次に、一度議案の150ページにお戻りいただきたいと思えます。

一番上になりますが、第1条の後段、別表第1及び別表第2の改正でございまして、これは、行政職給料表、医療職給料表の改正で、159ページから167ページになりますが、新旧対照表は21ページ以降となりますので、新旧の給料表をご覧いただきたいと思えますので、21ページをご覧ください。

給料表の改正でございまして、職員は、職務給の給料表で給料を支給しておりますが、各給料表の3級以上の1号近辺の号俸をカットし、1号の額を引上げることにより、早期に昇格した場合に、給料の上げ幅が大きくなる表に改正するものでございます。

詳しくは、3級では現行の1号給から4号給をカットし、5号給を1号給とし、それ以下を順次、繰り上げるものです。

4級、5級では、8号給までを、6級では12号給までをカットし、順次繰り上げるものでございます。

25ページの医療職給料表につきましては、3級から5級までを同様の改正をするものでございまして、参考に5級のグループ長職の者が6級の主幹職へ早期に昇給した場合に、改正後は、約1万円程度の増額となる見込みでございます。

新旧対照表の17ページにお戻りいただきたいと思えます。

一部改正条例、第2条関係。

新十津川町職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正。第1条では、定年前再任用短時間勤務職員に対し、寒冷地手当を支給する改正でございます。

一部改正条例、第3条関係。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。第8条の2第2項では、時間外勤務の制限の請求ができる育児の子の対象を、3歳未満の子から小学校就学の始期に達するまでの子、いわゆる未就学児に拡大する改正でございます。

18ページをご覧ください。

第15条は、用語を定義し、第15条の3第1項では、配偶者等が介護を必要と申し出たときは、仕事と介護両立を支援する制度等を当該職員に知らせるとともに、請求等の意向確認のための面談等の措置を講じることを規定するものでございます。

19ページをご覧ください。

第2項では、40歳に達した職員に対し、介護休暇に関する制度を知らせることを規定するもので、第15条の4では、仕事と介護両立を支援する制度の請求が円滑に進められるための措置として、第1号では、介護両立支援制度の職員研修、第2号では、その相談体制の整備、第3号では、勤務環境の整備を規定するものでございます。

一部改正条例、第4条関係。

新十津川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正では、フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出について、一般職職員と同様、祝日、年末年始の休日を除く改正でございます。

20ページをご覧ください。

一部改正条例、第5条関係。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正では、暫定再任用短時間勤務職員に対するもので、附則第2条では寒冷地手当を、附則第3条第7項では、住居手当をそれぞれ支給するための改正でございます。

次に、議案にお戻りいただきまして、議案の151ページ中ほどをご覧くださいと思います。

附則でございます。

第1項は、施行期日で、この条例は、令和7年4月1日から施行したいとするものです。

第2項は、本則第7条の扶養手当の経過措置で、令和7年度は、配偶者の扶養手当は3,000円とし、子1人当たりの扶養手当を11,500円とするものです。

第3項は、号給の切替えについて、別表では、各給料表の切替表を規定してございます。

第4項は、切替前の異動者と新号給による異動者との権衡を図るため、規則の定めにより、必要な調整ができることを規定してございます。

第5項は、その他必要な事項の規則委任を規定してございます。

以上、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第11号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第11、議案第12号、新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第12号、新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部改正について。

新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

新十津川町青少年健全育成町民会議の解散に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

お手元の新旧対照表、31ページをお開きください。

本条例は、公の施設の使用料等の減免の範囲を定めておりますが、令和6年度をもって、新十津川町青少年健全育成町民会議の解散に伴い、別表の2項中で定める新十津川町総合健康福祉センター、新十津川町農村環境改善センターの使用料免除団体から、新十津川町青少年健全育成町民会議を削るものでございます。

議案にお戻りをいただきまして、附則でございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上を申し上げ、提案理由と内容の説明とさせていただきます。議決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第12号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第12、議案第13号、新十津川町公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第13号、新十津川町公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次ように定める。

提案理由でございます。

新十津川町吉野駐車公園を廃止するため、この条例の一部改正について議決を求ものでございます。

内容の説明を申し上げます。

お手元の新旧対照表、33ページをお開きください。

新十津川町吉野駐車公園は、タコの遊具がある特徴的な公園で多くの方から親しまれて

きました。令和6年度に象徴的なタコの遊具が老朽化のため撤去し、今後、普通財産として管理することから、第2条中の新十津川町吉野駐車公園を削除するものでございます。

議案にお戻りをいただき、附則でございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行したいとしますものでございます。

以上を申し上げ、提案理由と内容の説明とさせていただきます。議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第13号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎一括上程の議決

○議長（小玉博崇君） お諮りいたします。

次に上程されます日程第13から日程第16までの案件につきましては、関連がございますので一括上程をいたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第14号、令和7年度新十津川町一般会計予算。

日程第14、議案第15号、令和7年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。

日程第15、議案第16号、令和7年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。

日程第16、議案第17号、令和7年度新十津川町下水道事業会計予算は、一括議題とすることに決定いたしました。

◎議案第14号から議案第17号の上程、概要説明、質疑

○議長（小玉博崇君） それでは、議案第14号から議案第17号までにつきまして、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第14号、令和7年度新十津川町一般会計予算から議案第17号、令和7年度新十津川町下水道事業会計予算までの提案理由についてご説明申し上げます。

別冊の各会計予算書、1ページをお開きください。

議案第14号、令和7年度新十津川町一般会計予算。

令和7年度新十津川町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82億6,221万8千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による継続費。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費による。

債務負担行為。

第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、

期間及び限度額は、第3表債務負担行為による。

地方債。

第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表地方債による。

一時借入金。

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

続きまして、205ページをお開きください。

議案第15号、令和7年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。

令和7年度新十津川町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,447万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5千万円と定める。

続きまして、223ページをお開きください。

議案第16号、令和7年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。

令和7年度新十津川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,666万6千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2千万円と定める。

続きまして、239ページをお開きください。

議案第17号、令和7年度新十津川町下水道事業会計予算。

令和7年度新十津川町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第1条、処理区域内面積、年間総処理水量、1日平均処理水量及び建設改良費は、第1表業務の予定量による。

予定収入及び予定支出。

第2条、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予定額は、第2表予定収入及び予定支出による。

企業債。

第3条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表企業債による。

一時借入金。

第4条、一時借入金の限度額は、5千万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用又は営業外費用に不足が生じた場合とする。

他会計からの補助金。

第6条、下水道事業の運営経費に充てるために、一般会計からこの会計へ補助を受ける額は、1億1,304万5千円である。

なお、議案第14号、一般会計予算から議案第17号、下水道事業会計予算までの概要につきましては、副町長から申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計の予算概要について説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました議案第14号から第17号までの令和7年度一般会計、特別会計、事業会計の予算案の概要を申し上げます。

お手元の令和7年度新十津川町当初予算案の概要に基づきまして、説明をさせていただきます。お手元にご用意をお願いいたします。

1ページをお開き願います。

はじめに、Ⅰ、予算編成方針についてですが、令和7年度においては、ゼロカーボンの更なる進展を図るため、公共施設照明のLED化を実施するほか、持続可能な公共施設を目指しての改修工事や、防災力強化に向けた非常用電源受電設備の整備、消防分団詰所の建設など、計画的な公共施設整備のための予算を計上いたしました。

また、物価高騰の影響を受けている町民の支援に取り組み、子育て、教育支援など各種事業についても立ち止まることなく事業展開すべく、予算の措置を行ったところでございます。

1の予算総額でございますが、今ほどの方針を踏まえ予算編成を行った結果、一般会計82億6,222万円、特別会計、企業会計までを含めた総額は89億5,169万円となり、下段のグラフにもありますように、一般会計においては、ここ10年で2番目の予算規模となっております。

次に、3ページをお開き願います。

Ⅱの主要事業でございます。

主要事業は、本町の第6次総合計画に基づき、大きく6項目に区分してございますので、これらに沿って説明させていただきますが、事業の中には、継続的事业もございまして、これらについては、説明を割愛させていただきます。

まず、1、住みやすい暮らしがあるということで、（1）環境の保全です。

一つ目、公共施設LED化事業1億2,806万円。ゼロカーボン推進のため、順次、公共施設照明のLED化を行ってまいります。

次に、ごみ処理適正化推進事業6,117万円です。ごみの適正な分別や減量化を集中的に進めるため、学習会や資源ごみステーションの看板更新などを行ってまいります。

環境保全啓発事業203万円です。本町では、一昨年6月、ゼロカーボンシティ宣言を行ったところですが、脱炭素社会の実現に向け、環境イベントの開催や、地域が実施する環境活動への支援など、町一丸となった環境事業を進めることとしてございます。

(2) 生活基盤の充実です。

公営住宅建設事業として、5億913万円。令和4年度に計画をスタートさせた、公営住宅さくら団地全4棟20戸のうち、第2期工事として、残りの2棟10戸の建設を行い、併せて、現さくら団地の解体工事を進めます。

4ページをお開き願います。

道路・河川維持管理事業1億1,339万円です。道路照明のLED化や舗装の補修、排水路の改修工事を行います。これによりまして、町内道路照明の水銀灯は、すべてLED化されることとなる予定でございます。

次に、道路・橋りょう整備事業3億9,533万円。ふるさと公園への主要連絡路であります文京西4線や、建て替え中のさくら団地周辺などの町道の整備を行うとともに、老朽化に対応するため計画的な橋りょうの修繕工事を進めることとしてございます。

次に、5ページをご覧ください。

2、笑顔がつづく健康がある。

(1) の地域福祉の推進でございます。

二つ目です。放課後児童クラブ運営管理事業258万円。増加する学童保育へのニーズに対応するため、放課後児童クラブの定員、現行40人を65人に増やすこととして、働く保護者の支援を行うとともに、保護者との連絡調整をスムーズにするため、登園管理システムを導入いたします。

次に、在宅生活支援用品購入助成事業91万円です。福祉用具の購入費用の助成について、コミュニケーションロボットの対象品目を拡充するほか、新たに補聴器を対象品目に追加いたしてございます。

次に、(2) 健康づくりの推進です。

妊産婦健康診査・相談事業576万円。出産予定日超過分の妊婦健康診査費用の助成を拡充するほか、新たに陣痛タクシー事業として、分娩施設までの往路分タクシー代を助成することとしてございます。

6ページにお移りいただきまして、带状疱疹予防接種事業580万円。主に65歳以上の方を対象に、带状疱疹予防接種費用の助成を始めることとしてございます。

次に、3、活気あふれる産業があるについてです。

(1) 農林業の振興でございます。

三つ目、有害鳥獣駆除対策事業1,424万円でございます。有害鳥獣駆除対策協議会と共に、農林業や生活環境に被害を及ぼす有害鳥獣の対策を実施いたします。また、対策の担い手を継続的に確保するために、新たな地域おこし協力隊の募集を行うこととしてございます。

7ページに移っていただきまして、(2) 商工業の振興でございます。

プレミアムポイント事業5,425万円です。町内における消費活動の喚起による経済活性化を図るとともに、物価高騰の影響を受ける町民を支援するため、期限付きのトクとっぷポイント1万円分を1口5,000円で付与する事業に取り組むこととしてございます。

次に、中小企業者応援事業1,600万円です。これまでに引き続き、中小企業者が行う店舗整備、特産品開発、販路拡大などへの助成を行うとともに、事業継続を支援するために、令和7年度から9年度までの3年間の時限措置として、新たに店舗模様替えなどの改修を助成対象に追加することとしてございます。

次に、(3)観光の振興です。

観光PR推進事業529万円。日本を代表するアウトドアブランドでございますモンベルが展開するフレンドエリアに登録いたしまして、町の知名度アップや観光PRによりまして、交流人口の拡大を図るとともに、町内をレンタサイクルなどで楽しく周遊できるよう、重ね捺しスタンプを観光施設に設置する予定としてございます。

次に、8ページになります。

4の心やすらぐ備えがあるについてでございます。

(1)消防・救急体制の充実。

消防団第三・四分団詰所建設事業1,679万円。旧宮前区自治会館跡地に第三分団と第四分団の合同詰所を建設するため、地質調査及び実施設計業務の委託費用を計上してございます。

次に、(2)防災体制の強化。

地域防災力強化推進事業944万円でございます。町民の防災意識の向上を図るため、地震を想定した総合防災訓練を実施いたします。また、災害時における一人ひとりの防災行動計画でありますマイタイムラインに関する研修のほか、社会福祉協議会が実施する災害ボランティアセンター設置運営訓練に支援を行うこととしております。

このほか、避難所となる施設の整備といたしまして、発電機からの電源供給が可能となるよう、みらいえの非常用電源整備工事を計上してございます。

次に、9ページになります。

5、未来を叶える学びがある。

(1)学校教育の充実でございます。

2つ目、小学校・中学校校舎等維持管理事業8,448万円。小学校及び中学校校舎の長寿命化対策のため、小学校校舎の外壁補修や中学校校舎の屋上防水工事を実施することとしてございます。

(2)生涯学習の充実。

部活動地域活動事業346万円。部活動の地域移行を進めるための外部コーチを確保し、子どもたちが活動できる環境を整えることとしてございます。

次に、総合健康福祉センター管理運営事務1億1,988万円。総合健康福祉センター、ゆめりあの維持管理のほか、文化祭や音楽祭、芸術鑑賞の場であります生甲斐ホール舞台機構の改修に着手いたします。改修は、令和9年度までの3か年計画で、令和7年度は、吊り物装置の改修を行う予定としてございます。

最後に、10ページをご覧くださいまして、6、助け合う絆があるについてです。

(1)住民協働の推進、健全財政の堅持、その他でございます。

2つ目になります。行政区自治会館維持管理事業4,051万円。行政区自治会館の長寿命化対策のため、青葉区自治会館の屋根と外壁の改修を行うほか、新たに車いす用トイレを設置する計画としてございます。

次に、情報発信事業348万円。まちの情報発信といたしまして、札幌駅前通地下歩行空間への広告掲示や、ホームページ、SNSを活用して、移住定住、ふるさと納税、観光のPRを行う計画としてございます。

主要事業の説明は、以上となります。

11ページにつきましては、建設事業計画の一覧となります。

建設事業の合計は12億5,979万円で、前年度比較で2億7,247万円の増となっております。

12、13ページは、歳入、歳出の科目ごとの比較と、主な増減要因を記載したものとなりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、令和7年度当初予算案の概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第14号から議案第17号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

これより、予算概要についてのみ質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

◎予算審査特別委員会の設置、正副委員長の選任

○議長（小玉博崇君） お諮りいたします。

昨日の本会議で、議会運営委員長から、令和7年度予算に関連する条例案及び各会計予算案の審議については、予算審査特別委員会を設置し、審議を行うとの報告がありました。

については、議会運営委員長報告のとおり、予算審査特別委員会を設置し、審議を行うことにしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、令和7年度予算に関連する条例案及び各会計予算案の審議については、予算審査特別委員会を設置し、審議することに決定いたしました。

続けてお諮りいたします。

委員会の構成につきましては、同じく議会運営委員長報告のとおり、議長を除く議員9名ということで決定したいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の構成は、議長を除く議員9名と決定いたしました。

特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、互選となっております。

この後休憩をいたしますので、休憩中に予算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、13時55分まで休憩といたします。

（午後1時44分）

○議長（小玉博崇君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午後 1 時 55 分）

○議長（小玉博崇君） 休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に、加藤敏晃議員。

副委員長に工藤健議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

お諮りいたします。

令和 7 年度予算に関連する条例案である議案第 6 号及び議案第 11 号並びに令和 7 年度予算案である議案第 14 号から議案第 17 号までについて、予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号及び議案第 11 号並びに議案第 14 号から議案第 17 号までを予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案第 18 号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第 17、議案第 18 号、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第 18 号、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について。

電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。

電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約を変更することについて、関係市町と協議をしたいので、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長から申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 佐藤武久君登壇〕

○住民課長（佐藤武久君） ただいま上程いただきました議案第 18 号、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について、内容のご説明を申し上げます。

最初に、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の内容と委託の経緯について、ご説明いたします。

本町では、平成25年9月30日から、戸籍の正確な保管や、証明書発行時間の短縮などを目的とし、戸籍の電算化を開始しております。その導入と運用につきましては、経費の圧縮を理由として、中空知5市5町の共同で実施してきたものでございます。

そして、戸籍システムの運用につきましては、滝川市にその中核となるサーバなど、システムの主要部分を置いて、その維持管理を滝川市が行うこととしておりますことから、これまで、本規約に基づき当該維持管理業務を滝川市に委託してきたものでございます。

このたびの本規約の変更につきましては、この戸籍システムが令和7年度中に標準準拠システムに移行されますことから、そのシステム構成が変更となりますので、関係規定について変更を行うものでございます。

規約の変更内容につきましては、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきます。新旧対照表の35ページをお開きください。

第2条でございますが、この規定は、委託する事務の範囲を規定しているものでございます。

第1号の現行欄をご覧ください。

第1号の事務の内容としましては、戸籍等事務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を設置し、使用し及び管理することとなっております。

この事務につきましては、このたびの標準化によって戸籍システムのサーバを自前で所有しないで、富士ファイルの北海道クラウドによる環境に移行して、クラウドサービスを利用する方法に変更となりますことから、サーバ機器などを設置するという概念がなくなりますので、改正案のとおり設置し、という文言を削除するものでございます。

次に、第5条及び第7条第2項の変更内容でございますが、新旧対照表には記載されておりませんが、本規約の第1条に、「電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務」という文言がございまして、この文言を同じその規約の第1条の中で、「以下、委託事務」と略称するとしております。

そこで、新旧対照表の現行欄をご覧いただきたいと思いますが、第5条には、「その委託を受けた事務」、第7条第2項には「電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務」という文言がございまして、これらの意味するところが、先ほど第1条で略称するとして「委託事務」と同じと考えられますことから、「委託事務」と表現した方が適切ではないかということで、このたびの規約変更に合わせて、改正案のとおり変更するものでございます。

次に、議案書に戻りまして、173ページをお開きください。

中段にございます附則について、ご説明申し上げます。

附則の内容といたしましては、この変更規約の施行期日を、令和7年10月1日とするものでございます。

以上、議案第18号、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第18号について、提案理由並びに内容の説明を終わり

ます。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第18、議案第19号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第19号、公の施設の指定管理者の指定について。

町は、公の施設の管理を代行させるため、次のとおり指定管理者を指定する。

提案理由でございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称。

（1）所在地、樺戸郡新十津川町字大和208番地8ほか。

（2）名称、新十津川町新規就農者技術修得センター。

2、指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者。

（1）所在地、樺戸郡新十津川町字中央5番地1。

（2）名称、一般財団法人ピンネ農業公社。

（3）代表者、理事長、鎌田和久。

3、指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

以上を申し上げまして、提案理由と内容の説明とさせていただきます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第19号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日13日は、休会となっております。

14日は、午前10時から開会しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会いたします。

皆さん、大変お疲れ様でした。

（午後14時06分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年第1回新十津川町議会定例会

令和7年3月14日（金曜日）

午前10時00分開議

◎議事日程（第3号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

第3 議案第2号 令和6年度新十津川町一般会計補正予算（第11号）

（質疑、討論及び採決）

第4 議案第3号 令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

（質疑、討論及び採決）

第5 議案第4号 令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

（質疑、討論及び採決）

第6 議案第5号 令和6年度新十津川町下水道事業会計補正予算（第3号）

（質疑、討論及び採決）

◎出席議員（9名）

1番 加藤 敏晃 君

2番 工藤 健 君

3番 深瀬 美奈子 君

4番 三師 優美 君

5番 大畠 光敬 君

7番 杉本 初美 君

9番 樋坂 里子 君

10番 西内 陽美 君

11番 小玉 博崇 君

◎欠席議員（1名）

8番 鈴井 康裕 君

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長 谷口 秀樹 君

副町長 寺田 佳正 君

教育長 久保田 純史 君

代表監査委員 岩井 良道 君

監査委員 奥芝 理郎 君

総務課長 久保田 篤司 君

住民課長 佐藤 武久 君

保健福祉課長 窪田 謙治 君

産業振興課長兼

農業委員会事務局長 鎌田 章宏 君

建設課長	千 石 哲 也 君
会計管理者	平 川 宏 之 君
教育委員会事務局長	小 松 敬 典 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	坂 下 佳 則 君
--------	-----------

◎開議の宣告

○議長（小玉博崇君） 皆さんおはようございます。

ただいま出席している議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、1番、加藤敏晃議員。2番、工藤健議員。両議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（小玉博崇君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、配付してあります通告表の順に進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

最初に5番、大畠光敬議員、登壇の上、発言願います。

〔5番 大畠光敬議員登壇〕

○5番（大畠光敬君） 議長のご指示がございましたので、一般質問をさせていただきます。

テーマは、町内の保育施設に関する保護者の相談窓口についてです。

本町の子ども・子育て支援事業計画第3期でも分析されているとおり、全国的な傾向として、女性の就業率は年々増加しております。本町においても、昨年7月18日から8月4日に実施されたニーズ調査の結果、働く保護者の増加に伴い、保育施設の利用希望が高まっていることが明らかになっております。

例えば、新十津川保育園におきましては、令和元年には定員90人に対し102名の利用希望がございました。その後、令和2年度の増築により、定員が110人に拡大し、令和6年度には108人の園児を受け入れております。

私自身も3人の子どもを持つ親として、長女と長男を新十津川保育園に預けておりましたが、保育士の皆さまをはじめ、関係各位の方々に大変お世話になりましたことを、この場をお借りして、改めて感謝申し上げたいというふうに思っております。

また、この春から新十津川幼稚園が認定こども園として運営される予定でございます。

町長の町政執行方針にも、質の高い保育サービスの充実が掲げられておりますが、こういったハード面において、保育ニーズに応える環境整備が進められ、一定の成果が見られている状況かと思えます。こうした取組が、株式会社リクルートが実施した住み続けたい町ランキングの子育て環境、教育環境部門で本町が全道1位に輝いた要因の一つであると

考えます。

しかしながら、子どもと家庭を取り巻く環境は日々変化しており、今後も住み続けたい町として評価され続けるためには、ハード面の充実だけではなく、ソフト面の改善も欠かせません。特に保育現場においては、保育士と保護者の間で、保育方針や方法について誤解や行き違いが生じるケースがあったと伺っております。

こうした問題が頻繁に起こってしまうことは避けるべきですが、今後、万が一このような行き違いが生じた場合には、話し合いや第三者の関与によって適切に解決できる仕組みが重要であると考えております。このような観点から、保護者との連携強化、保育内容の透明性の向上が必要ではないでしょうか。

現在本町の保育園では、空知総合振興局による指導監査、父母の役員会に保健福祉課の担当者が同席、保育園内に主任児童委員の連絡先を記載した投書箱の設置があるのは確認しております。

しかし、これらの仕組みだけでは、私は不十分ではないかと考えております。例えば、投書箱の設置場所によっては、周囲の目が気になり投稿しにくいというようなお声や、対面での相談にハードルを感じる保護者もいるのではないのでしょうか。また、内容によっては、児童委員に直接申し出ることにためらいを感じる場合もあるかもしれません。

そこで、町長にお伺いいたします。

現在の投書箱や主任児童委員さんへの相談に加え、新たに相談しやすい窓口を設置することは可能でしょうか。私は、プライバシーに配慮し、匿名で通報できるような仕組みを導入することも有効ではないかと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） 改めて、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、5番議員のご質問にお答えをしたいと思いますというふうに思います。

町内の保育施設、新十津川保育園につきましては、平成18年度から現在に至るまで、公設民営保育園として学校法人華園学園が指定管理者となり運営しております。

保育の方針に関して、保護者と保育士との間で誤解が生じたとの話があったことは、私も承知をしているところではございますが、今後におきましても、こういった誤解を招くようなことがないように気を付けていきたいと考えております。

現在、保育園利用者等からの苦情への対応ということでございますけれども、町が定めます新十津川保育園における苦情解決処理取扱要綱というものがございます。内容を申し上げますと、学校法人華園学園理事長が苦情解決責任者という者を指名し、同責任者が苦情受付担当者を指名します。そして、保育園で対応するという事となっておりまして、園内に、先ほど議員がおっしゃいました、ご意見、ご質問用紙投函箱を設置しております。

また、苦情解決を中立かつ公正に行うため、同理事長が第三者委員を置くことになっており、現在、主任児童委員2名、行政区長1名の計3名の方が委員の委嘱を受けております。さらに、公共の苦情解決相談機関としまして、北海道社会福祉協議会に設置されている北海道福祉サービス運営適正化委員会というものがあるのですけれども、そこに相談することも可能でございます。

このように、保育園、第三者委員、公共の苦情解決相談機関の3つの窓口で苦情申出を受け付けるということになっておりますけれども、保育園を所管する町、いわゆる保健福祉課も窓口の一つであることは至極当然のことです。

それで、保健福祉課ではどういうことをやっているかということですが、保護者からの要望を、第三者委員を通じて受けまして、本年の1月27日から2月7日までの期間、保護者及び保育園職員を対象にしたアンケート調査を実施し、皆さまから意見聴取を行ったところであり、集計結果及びご意見を踏まえた対応方針につきましては、3月10日に保護者の皆さまへ公表させていただいたところでございます。また、アンケートにつきましては、内容を精査しながら、今後も継続して実施していきたいというふうに考えております。

今回、保護者の不安を解消するための相談窓口を充実させ、保護者が気軽に相談できる新たな窓口の設置は可能かとのご質問につきましては、5番議員のお話にもありましてしており、保育園に設置されている投函箱に用紙を入れるところを他の人に見られることへの抵抗感ですとか、また、第三者委員に直接連絡するという事柄ですとか、役場庁舎で窓口に出向いて対面で相談することへのハードルが高いと感じられる方は、一定程度いらっしやるというふうに存じ上げております。

これらのことを踏まえまして、気軽に相談することができる窓口の一つとして、新たにLINE等を活用した方法を検討したいというふうに考えております。LINE等に登録をさせていただいた上で、ご意見をお寄せいただくということになるのですけれども、状況において、その一つ一つの案件において、また詳しくこちらからお尋ねすることも想定されることから、質問にありました匿名での通報が可能なシステムではなく、氏名を明らかにさせていただいた上での利用としたいというふうに考えております。

保育園、第三者委員、公共の苦情解決相談機関といった窓口に加え、LINE等を活用した相談窓口を開設することで、相談方法の選択肢を増やすとともに、問題解決に向けて各窓口との連携強化を図ってまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、保護者と保育園が深い信頼関係を築けるよう、意見聴取及び問題解決に向けての体制づくりに努めてまいりますことを申し上げ、5番議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 大畠議員、再質問はございますか。

再質問を許します。

○5番（大畠光敬君） 議長のお許しをいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。先ほど町長より、現時点のお考えをお答えいただきました。

保護者及び保育園職員を対象に、1月から2月にかけてアンケートを実施し、その結果を保護者の方々にご報告いただいたこと、また、LINE等を活用した気軽な相談窓口の設置を検討していただけることは、大変心強いお答えであり、関係者にとりましても、前向きな動きだと感じております。

私も保育施設のサービス向上には、保護者の声を定期的に収集することが極めて重要だと考えます。さらに、定期的なアンケートを通じて得られたデータを公開することで、保護者が保育施設の取組を理解しやすくなり、保護者と施設の信頼関係の強化にもつながるのではないのでしょうか。

そこで私は、町が年に少なくとも2回以上、定期的なアンケートを実施することを提案

させていただきたいというふうに思います。この取組によって保護者が感じる不安を早期に発見し、迅速な対応が可能になると考えます。

また、現在我々議会では、Googleホームを活用した広聴活動を行っており、これは、操作が簡単で迅速に設置できる手法です。メールアドレスを記載していただくことで、我々は個人情報の保護が求められておりますが、顔を合わせずに相談ができ、迅速なフィードバックも可能でございます。

そこで、お伺いいたしますが、町長が先ほど言及されたLINEの活用も含めて、町内の保育施設に通う保護者から気軽に相談を受け、意見を収集するための新たな窓口の設置について、今後どのようなスケジュールで進める予定か、実施時期などを町長にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） それでは5番議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず最初にアンケートの件につきましては、今年、行ったようなものを今後も継続的に行いたいというふうに思っております、その設問等々につきましては、また改めて、その時その時の事情に合ったものを掲載していくものとして考えております。ただ、その回数については2回以上ということでおっしゃいましたけれども、その回数についても、今後、検討させていただきたいというふうに思っております。

あと、今回、LINEということでこちらからお話させていただきました。Googleでもできるのではないかなというように、一応ご提案をいただいたところではあるんですけども、一応、LINE、Google、すべての中で今一番適切なものは何かということを考えて進めていきたいと思っておりますけれども、いずれにしても、今ある保育園や第三者委員ですとか、公共の苦情解決相談機関というところが既存のメニューとしてあるんですけども、新たにそれに対して窓口を増やすことによって、そのシステム体制をもう1回構築し直さなければならないというふうに私は考えております。その辺に多少の時間はかかるかなと思っておりますが、早くに解決をして、提供ができるように進めていきたいなというふうに思っております。

申し訳ございません、いつということはおちょっと申し上げられませんが、本当に早急に検討を図って、皆さんにお知らせをして進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上申し上げます、5番議員に対する再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 大畠議員、再々質問はございますか。

○5番（大畠光敬君） ございません。

○議長（小玉博崇君） 以上で、大畠光敬議員の一般質問を終わります。

次に1番、加藤敏晃議員、登壇の上、発言願います。

〔1番 加藤敏晃議員登壇〕

○1番（加藤敏晃君） 議長の指示がありましたので、私から町長に一般質問をいたします。

テーマは、公営住宅の入居資格とパートナーシップ制度の必要性についてです。

現在当町の公営住宅では、同性パートナーとの入居や同居は認められていないという問

題があります。

当町在住のとあるLGBTQの当事者は、以前、同性のパートナーの方と新十津川町の公営住宅に同居したいと問い合わせましたが、「同性との同居であるため、条例に定める親族に該当しない」という理由で断られてしまった。という事実がありました。

この条例に定める親族とは、新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例の第6条、入居者の資格に関する条文の中を指し示しており、親族には婚姻の届け出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの、その他、婚姻の予約者を含むと定めています。

これによると、事実婚状態のお相手とは同居することは可能です。しかし、先ほど申し上げたケースでは、同性のパートナーであるため、事実婚状態のお相手とみなされず、同居できなかったということになります。

公営住宅の設置目的は、住宅に困窮する低額所得者が健康で文化的な生活を営むことができるようにするためであります。

しかし、現状では同性パートナーの場合、たとえ住宅に困窮する低額所得者であっても、性別を理由に入居や同居ができない状態になっています。

公営住宅の目的を踏まえると、入居や同居の判断は、性別や性的指向ではなく、困窮具合や支援の必要性などによってなされるべきであると考えます。

この問題については、当町にパートナーシップ制度を導入し、同性パートナーも事実上婚姻関係と同様の事情にあるものと認めることで、性別や性的指向によらず、公営住宅の本来の目的を果たすことができるようになります。

お話を伺った当事者の方は、現在は別々に住んでいますが、いつかは自分の子どもやパートナーと一緒に一般的な温かい家庭を築きたいと話していました。

このことから、パートナーシップ制度を導入し、同性のパートナーであっても、町に対して宣誓を行うことで、事実上の婚姻関係と同様の事情にあるものと認め、公営住宅で同居できるようにすべきと考えますが、パートナーシップ制度の導入に対する町長のお考えを伺います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） それでは、1番議員のご質問にお答えをします。

初めに、公営住宅の入居及び同居における親族に関する要件についてのお話をさせていただきます。

先ほどお話にありましたけれども、このことにつきましては、入居の資格要件としまして、現に同居し、又は同居しようとする親族があることとされておりまして、その親族というものは、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む、とされておりまして、

また、入居の当初から同居されていない方を、後から同居させようとする場合については、町長の承認を受けなければならないこととされておりまして、当該同居させようとする方が当該入居者の親族でないときは、承認をしないこととされておりまして、この場合の親族にも、先ほどの事実婚の事情にある方などが含まれるというふうになってございます。この同居親族に係る要件につきましては、本町においては、家族向けの賃貸住

宅の供給が十分ではないということから、同居親族を有する世帯に対して公営住宅を供給しようとするものでございます。また、平成23年の地方分権改革により、公営住宅法で規定されていたものが廃止された経緯がございますが、法の趣旨、目的に照らして、適切な範囲内で、地域の実情に応じて、事業主体、いわゆる町が要件を加重するということが可能であるとされておりましたので、本町では、地域の実情に鑑みて、同居親族に係る要件を継続し、条例により定めているところでございます。

公営住宅の目的は、1番議員がおっしゃるとおり、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することによってございまして、これを実現するため、あらゆる住宅に困窮する方々を対象として考えていかなければならないもので、同性パートナーの関係にある方につきましても、親族に含め、同居者として認めることは、頭から否定されるものではございません。しかし、現行においても、住宅に困窮する方々すべてを資格要件に該当するものとしているわけではなく、先ほどご説明申し上げましたとおり、一定の合理的な理由により、それを限定しているというものでございます。

そういったことから、同居者の資格に該当する方にパートナーを加えるかどうかにつきましては、社会的情勢等を考慮した上で、早急に対応する必要があるかどうかについて適切に判断する必要があるものと考えております。

そこで、その社会的情勢等を考えますと、同性パートナーの関係にあるということは、いわゆる同性婚と同様の事情にある方と言えらると思っておりますけれども、現在、この同性婚ということについては、法律上、明確に認められているものではございません。

また、政府が示す見解としても、憲法においては、同性婚の成立を認めることは想定されておらず、認めるべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、国民的なコンセンサスと理解を得た上でなければ進めることができないものと考えている。また、現時点において、同性婚の成立を認めることは想定されていないということを超えて、同性婚を認めるか、否定するかについて、いずれかの立場に立つものではないとされております。これも明確に認められているものではございません。

これらのことにより、同性パートナーの関係にある方々を、社会的に否定するものでは決してございませんが、現時点においては、法律上の取扱いや政府見解としては、そのような状況となっております。

また、パートナーシップ制度の状況に関しましては、道内において導入している自治体は、179市町村がある中で、現在、28団体、全体の約15.6パーセント、空知管内で見ますと、令和7年度から新たに導入を検討されている自治体はいくつかあるようですが、現時点では3団体にとどまっているようでございます。

導入をされている自治体で制度を利用されている方の数につきましては、大都市では一定数いらっしゃるということが予想されますが、近隣市町村や、同規模の市町村に確認したところ、ごく少数にとどまっているとのこととございました。

さらには、パートナーシップ制度を公営住宅に導入するということは、家族というものに対しての考え方を町として一定程度、統一しなければならず、同性パートナーの関係にある方々への効果としてよりよいものとするためにも、公営住宅以外のいろいろな制度についても、どのように適用していくかを合わせて考えなければならぬところもござい

すので、その制度設計にも十分な検討が必要になるところもございます。

令和6年第1回定例会における一般質問におきましては、同種のテーマとして、パートナーシップ制度の導入について答弁をさせていただいたところでございますが、その中では、パートナーシップ制度そのものにつきましては、本来では、国において課題を整理し、公共の福祉に照らした公平性の確保にまで議論を尽くし、結果、従来の制度を変えていくことになった場合は適正な手続きを経て法整備がなされていくのが正しい形であると考えており、他の自治体への導入の広がりにも注視をし、また、先んじて導入された自治体における効果や課題なども学ばせていただいた上で、本町にも必要ありの判断に至ったときには、円滑な導入が図られるよう執り進めてまいりたいと考えております。と、お答えしたところでございます。

この考え方につきましては、基本的には変わっておりませんが、今回の質問において、1番議員から当事者から直接聞き取りをされた状況をお聞きいたしましたので、これを本町への導入を検討する場合の判断材料、そして、きっかけの一つとさせていただきたい。先ほど申し上げましたとおり、公営住宅以外の制度も含めた中で、同性パートナーの関係にある方々への行政サービスの在り方について検討をしていきたいと考えております。以上、1番議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員、再質問はございますか。

再質問を許可します。

○1番（加藤敏晃君） 今ほどの町長の答弁において、公営住宅以外の制度も含めた中で、同性パートナーの方々へのより良い行政サービスのあり方について検討いただける旨の前向きな回答をいただいたと考えております。

今回の問題において障害となっている、現に同居し、または同居しようとする親族があること、という入居者資格につきましては、条例によって定められているため、住宅に困窮している同性パートナーが実際に現れてからでは、条例改正などの対応が間に合わない恐れがあることを申し添えいたします。

日本国内においてパートナーシップ制度を導入している自治体は、2025年3月1日時点で、少なくとも488、人口カバー率は、同じく2025年3月1日時点で90.841パーセントとなっております。そして、パートナーシップ制度を導入している自治体では、連携協定を結ぶ動きが進んでおります。連携することにより、転居に伴う手続きの負担を軽減することができ、自治体と当事者の双方にメリットがあります。

検討に際しましては、この自治体間連携についても併せて検討いただきますよう申し添え、私の一般質問を終了いたしたいと思っております。以上です。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めますか。

○1番（加藤敏晃君） もし答弁がありましたら。

○議長（小玉博崇君） 答弁ありますか。

はい、町長。

○町長（谷口秀樹君） それでは、1番議員の再質問にお答えをしたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたとおり、同居者の資格に該当する方にパートナーを加えるかどうかにつきましては、いろいろ社会情勢等々を考えて、早急に対応することが必要かどうか

かについても適切に判断する必要があるというふうに考えています。また、対象者が現れた場合、パートナーと同居の上、家族と同様の暮らしをしたいというお気持ちは十分に理解をしたいというふうに思いますけれども、本来公営住宅の目的である住宅困窮者への対応というところから言いますと、現行の入居要件に合致した場合については、住居の確保という目的は達成できるところではございますので、住宅困窮という情勢にある場合は、そのように対応していただき、大変申し訳ないんですけれども、本町でのパートナーシップ制度が必要であると判断し導入された場合は、同居という形をとっていただきたいと考えております。

あと、自治体の488自治体ですとか、人口率が90.84ということで、カバー率が大きいということで今ほどおっしゃいましたけれども、その辺も含めて、周りの自治体、近隣の自治体が多分、ここからすごい遠いところの自治体を見据えて物事考えるのもちょっとどうかなと私個人的には思いますので、この近隣のやはり動向について注視して、今後進めていきたいなというふうに思います。

そういったことを申し上げまして、1番議員の再質問の答弁に代えさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員よろしいでしょうか。

以上で、加藤敏晃議員の一般質問を終わります。

次に3番、深瀬美奈子議員、登壇の上、発言願います。

〔3番、深瀬美奈子議員登壇〕

○3番（深瀬美奈子君） 議長のご指示をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

本町の空き家対策について、町長に伺います。

本町では、平成30年4月に策定された新十津川町空き家等対策計画に沿い、空き家対策がなされています。また、空き家バンクが上手に活用されており、令和6年度空き家等実態調査結果によると、令和元年には77件あった空き家が、令和6年には56件に減少しています。

新十津川町空き家等対策計画は、国の空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく計画で、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活に影響を及ぼすことを防ぐ役割を果たしています。具体的には、町独自の調査により、空き家の情報を把握し、空き家等対策審議会で危険な状態があり、問題があると判断された空き家は、町長による助言や指導がなされています。

指導を受けた所有者は、空き家を解体することになりますが、解体には助成が使用できる場合もあり、危険空き家が放置されることを防ぐ仕組みとなっています。

指導に応じない場合は勧告や命令がなされ、それでも応じない場合は、行政代執行が行われます。

この場合の行政代執行とは、住民の安全を確保するために行政が空き家の解体を代理で行うことを指し、その費用は所有者が負担することになり、場合によっては、財産の差し押さえによって強制的に徴収されます。

空き家の持ち主がわからない場合は、略式代執行といって、所有者への通知を行うことなく代執行することができます。

この場合は、行政が解体費を負担することになり、税金から解体費が支払われることに

なります。

本町では危険な空き家が生まれないように、空き家はその所有者により適切に管理されるための計画が構築されていると言えらると思っております。

では、次に町民の方の目線に切り口を変えてお話させていただきます。

架空の人物ではありますが、空き家の所有者Aさんと、その息子Bさんの2人の目線でお話させていただきます。

Aさん85歳女性、20代の頃に苦労して建てた一軒家は築60年になりましたが、家族との思い出が詰まった大切な大切なお家です。子どもたちは50代、孫も成人して子どもや孫も都会で暮らしていますが、年末年始はひ孫を連れ戻りなんかして帰ってきます。旦那さんは昨年亡くなられてしなくなってしまう、今は高齢者向け在宅サービスや高齢者向け除雪サービスを利用しながら何とか暮らしています。子どもたちに迷惑をかけたくないから、家の整理をしたり、家を売って賃貸に入りたいという気持ちはありますが、若い頃と比べると体力も気力も衰えてしまい、ずっと連れ戻った旦那に先立たれた一人で心細い気持ちもあり、なかなか行動に移すことがたやすくありません。毎月届く広報には、空き家バンクの情報であったり、解体費助成の情報が載っているので家をどうにかした方がよいことは知っています。だけれども、たまに帰ってきた休暇中の子どもに、空き家の話ばかりしつこくするわけにはいかず、相続の話もしっかりとはできていません。

次に、Aさんの息子Bさんの目線に移ります。

Bさん55歳男性、老いた母親1人を新十津川に置いておくのは心配だが、ずっといた場所から無理に引き離すのも悪いと思っています。家の問題もどうにかしたいけれども、親が生きているうちからそんな話をするのも気が引けます。空き家になってしまったら家を手放さそうと考えているのですけれども、売れるのだろうか心配に思っています。解体となると数百万とかかかると聞きますし、何とか方法はないでしょうか。相続の手続きも煩雑だと聞いており不安に思っています。

架空の人物を例に挙げさせていただきましたが、私が町民の方から聞いた内容を盛り込み、お話させていただきました。

町内の高齢者の方の状況は、行政の方が数字や情報を持っていらっしゃると思いますので、このような事例が今後どのぐらい発生するのかなというのは想像つかれていらっしゃると思います。

現在、危険空き家が放置され、生活が脅かされない町に住めてとてもありがたいことだと思っております。危険空き家が生まれぬ町であり続けていきたいとも思っております。

そのためには、空き家の所有者が空き家を適切に管理できるように、更に空き家の所有者に寄り添っていくことが必要になると、そういった未来が近く迫っているのではないかと考えております。

自分の望むサービス、頼れる選択肢がメニューとしてあること、そして、その情報が必要な方の手元に届くことが非常に重要だと思います。

そして、解体が必要な空き家も多々出てくると思いますが、解体するだけでなく、大切な思い出のあるおうちを未来に引き継いで、活かしてもらえようようなバトンを渡せるとなるといいと思います。

このような思いで未来を見据えて、空き家対策を行っていくために、空き家を流動化す

る策を提案させていただきます。

空き家の流動化のための手段は様々あると思うのですが、新十津川町では町職員定員適正化計画に則って人員削減を進めてきた経緯があるため、職員で行う業務をむやみやたらと増やすことは逆に業務の質の低下にもつながりかねないと考え、行政の外の人間に頼り、行政の仕事を削減しながら効果を上げられる方法がないかないかと思い、考え、調べさせていただきました。

そこで、民間活力を導入してみてもいいでしょうか。

具体的な民間活力として、以下の3企業をご紹介します。

一つ目は、0円物件です。

0円物件は、2020年度国土交通省空き家対策担い手強化連携促進モデル事業に採択されており、売れない空き家をただであげることの特化したサイトでございます。道内での連携先は、美唄市、比布町、当麻町、鷹栖町、妹背牛町、愛別町が挙げられます。協定によりできることについて問い合わせたのですが、固定資産税納税通知書に、町独自の案内をこちらの0円物件の方で、0円物件の情報とともに掲載したようなチラシ物を同封することであったり、空き家バンクと並行して0円物件というサイトを設置することで、空き家バンクで売れなかった空き家を手放すための選択肢を設けることができます。

二つ目の紹介する企業が、さかさま不動産です。

不動産売買のプロセスを逆に設定しているサイトとして、空き家の所有者さんの中には、変な人に貸してしまったり、売ってしまったりすることで、地域コミュニティに悪い影響を与えてしまったりは困る、与えてしまったらどうしようという心配をしたり、家財が家に残っているので貸せない、売れない等の事情を抱えて、空き家情報を非常に出せない方がいらっしやいます。

このサイトでは、購入希望者が自分がどのような理由で空き家が欲しいのかといった情報を投稿するため、空き家の持ち主さんは、空き家情報を掲載する必要がなく、この人にだったら譲ってもいいという人が見つかったら連絡するだけで良いというものになります。

三つ目が、株式会社エイジテクノロジーズです。

令和4年度国土交通省住宅市場を活用した空き家対策モデル事業に採択され、自治体支援サービスとして相続登記をきっかけに、空き家の発生を抑制し、利活用につなげたり、相続をスマホで済ませることができるサービスを提供しています。道内の協定先は、当麻町で、2023年に協定を結んでいます。

これらの民間企業と提携して、空き家の発生を抑制する策を打ってみてはどうでしょうか。また、空き家を流動化する策を打ってみてはどうでしょうか。町長のお考えを伺います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） それでは、3番議員のご質問にお答えをしたいと思います。

空き家の問題につきましては、人口減少や少子高齢化、また、都市部への人口の集中などの要因が相まって、特に増加が顕著となってきた1990年代の後半から全国的な課題として認識されているところでございます。

そこで町では、平成27年には、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、その中で、市町村に対し空き家等のデータベース整備などの取組が求められ、さらに令和5年の法改正では、空き家の活用推進、特定空き家化を防ぐための管理の確保、除却の円滑化などについて盛り込まれたほか、税制の面でも、空き家の譲渡所得の特別控除といった特例措置が整備されたところでございます。

また、昨年4月からは、不動産の相続登記が義務化されたということなども、空き家対策に関する法や制度については、全国レベルで充実が図られているところでございます。

このような動きの中、国にあっては、空き家対策の強化を図る具体的な方策を見いだすため、民間事業者等と連携した空き家の流動促進に関するモデル事業などに取り組んで来ておりますことから、3番議員の今回のご質問の主旨も、こういった取組を導入し、空き家の流通を促すことにより、本町における危険な空き家の発生防止につながられるのではないかと提案型の質問であるというふうに捉えさせていただきました。

これまで述べたことを踏まえまして、本町の空き家の状況について申し上げます。

町が毎年実施している空き家等の全町実態調査では、長期にわたり水道が閉栓されている住宅と、地域から情報提供いただいた空き家の件数について把握をしており、令和元年度は77件、令和6年度は56件と、この5年間で21件、率にして約27パーセントの減少となっているのは、先ほど議員が申し上げられたとおりでございます。

また、減少の要因については、住宅耐震化促進事業における解体費用の助成というものが町ではございまして、その住宅を解体された件数が、令和元年度からこれまでの間で98件に上り、また、これまで町が、子育て及び教育の支援を前面に押し出して取り組んでまいりました定住促進事業におきましても、令和元年度以降の中古住宅の取得が26件ありまして、事業を通じて中古住宅の流動化や除却が進んでいることなどが上がっております。

そして、現在町の空き家、空き地、アパート情報バンクでは、登録をいただいてから数か月の間に売買成立となる物件が多い状況にあるほか、令和6年度からは空き家流動化奨励金の制度を設けて、定住者の増加を目指して住宅流通の更なる促進にも努めているところでございます。

ご質問にありました、町民の方からの声という、ある意味その設定ということでは、いろいろと住まわれている方の困りごとを3番議員が実際に表現をされたんだというふうに思いますが、私もそのような声があることについては認識を新たにさせていただきたいというふうに思っております。

しかしながら、今回伺ったケースにつきましては、売り手であれ買い手であれ、それぞれの思いや事情があるのは当然のことで、財産そのものの価値だけでなく、売買に係る契約や登記手続きの手間、それを任せる経費も含めた上で、お互いに折り合いがついて売買価格が決まっていくのが市場の原理だというふうに考えております。

また、本町の空き家の流動化は、関連施策においてそれぞれ執り進めておりまして、その効果も表れておりますことから、局面が大きく変わらないうちは、更に大きな施策を新たに打ち出す必要性はないというふうに私は捉えております。

以上のことから、空き家の流通が滞ることを危惧して、それを防ぐために住宅流通市場の分野に行政が介入をしていくことは、本町の状況から判断するに、適当なタイミングではないというふうに考えております。

町といたしましては、空き家、空き地、アパート情報バンクへの登録について引き続きPRをしていきますとともに、いろいろとご相談を受ける中で、所有者の不安、心配事、先ほど設定でお話された状況も伺った際には、出来得る限りのアドバイスや情報提供を行っていく中で、3番議員も触れられました民間事業者が取り扱うサービスなども紹介しながら、ご相談いただいた方の不安などを少しでも解消できますよう努めてまいりますことを申し上げまして、3番議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 深瀬議員、再質問はございますか。

再質問を許します。

○3番（深瀬美奈子君） 議長のお許しをいただきましたので、再質問させていただきます。まず、ただいまのご答弁の中で、市場原理に沿って、行政としてできることを支援を行っていくというふうにおっしゃっていただきました。市場原理もとても大切だと思います。なんですけれども、町内在住の不動産屋さんにも伺ったところ、空き家を引き取って欲しいというお電話をいただき、現地に赴いたところ、あまり価格がつけられない、0円でも引き受けることが厳しいっていう物件があったり、また、百何十万だとか、少しだけだけど金額付けることができますっていうふうにお伝えしたところ、自分が必死に建てて、お金もかけて周りの家よりもずっとお金がかかっているんだと、こんな金額になるはずがないというようなお叱りを受けたというようなこともございました。市場とは難しいなということをお学ばせていただいたんですけれども、市場に出回ることができない、もう地域の業者では対応することができない物件が生まれてきているという実情がございます。

その辺りなかなか数字として出てこないの、どのようにお伝えすればいいのかなというのは難しく、今回の質問を作る中で悩んだんですけれども、そういった情報もあることも含めてご検討いただければと思います。

そういった事情があるんですけれども、町民の方に寄り添って、市場原理も大事ですけど、町民の方に寄り添ってメニューを作ることもぜひ検討していただけないかと思っております。先ほど提案させていただいた0円物件さんですね、通告書を提出してからの打ち合わせになってしまって、ちょっと情報の記入漏れが出てしまって申し訳なかったんですけれども、こちらの事業者さんでできることとして、固定資産税納税通知書に情報を入れることができるというふうな話を伺いました。これは、協定を行わないと民間のいち会社のチラシがそこに入るっていうのはおかしなことですので、できないことだそうなんですけれども、そういった形で、もしかしたら新十津川町に物件を持っていて、困っている方に情報を届けるっていう方法があるのかもしれないかもしれません。こちらの方もご検討いただければと思います。町民の方が空き家の悩み事一つでも少なくなっていくように選択肢を作っていければ良いかと、私は思っております。

それでは再質問に移らせていただきます。

空き家の流動化に地域おこし協力隊制度を活用してみてもどうかと思っております。空き家の所有者が空き家の貸し、借りであったり、売買できない理由として、先ほども申し上げさせていただいたのですが、管理や仏壇の処分に悩んでいること。また、貸した後の責任について、地域コミュニティを荒らしてしまわないかと不安に思っていることが挙げられます。

これらは空き家の流通を滞らせる原因の一つであると思うのですが、ここに地域

おこし協力隊制度を活用してみてもどうかと思います。

地域おこし協力隊とは、これまでは都市部に集中した人口を過疎地に分散させるといいますか、そういった制度として設けられてきたんですけれども、この制度が設定されてからに月日が経ち、今は都市部から移住した隊員が地域課題を発見し、地域課題の解決を担うような意味合いも持ってきている制度となります。

隊員が空き家の所有者に寄り添い、空き家を活用したいという人との橋渡しをすることで、信頼関係を築き、流動化を促進できると考えます。

協力隊採用の手間はかかりますが、職員の人的リソースの確保の課題が解決できると、私自身は考えております。そのため協力隊制度を活用するのは、現実的な解決策になり得ると考えます。

具体的な例として、鷹栖町で町民参加型リノベーションDIY講座を行っていたり、上砂川町では、空き家対策で取られた協力隊ではないんですけれども、町民住宅を現代風にリノベーションし、町民住宅の付加価値をアップする取組を行っておりました。

また、喜茂別町で募集中の内容となりますが、空き家情報の収集と地域住民の移住検討者の連携、空き家の活用の啓蒙といった活動を行ってくれる協力隊を募集中であります。

胆振管内の壮瞥町では、空き家相談窓口を設置し、1人の隊員で3年間のうちに32件、60名以上の実績を上げられています。この協力隊員は、任期終了後別の町に移るとのことだったんですけれども、3年間でこれだけの成果を上げてくれるというのは良い取組なのではないかと、私は思っております。

このような地域おこし協力隊の活用が道内でございますが、新十津川町の空き家解決策となり得ると、私自身は考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） それでは、3番議員の再質問にお答えしたいというふうに思います。

先の質問でもお答えしましたとおり、財産処分や賃貸をする、しないにつきましては、価格の不満や借り手に感じるかもしれない不安なども加味して、いわゆる個々が判断すべきものというふうに思っております。そういった不安をど解消するサービスとして提供する事業者が近隣にも多くいらっしゃることから、町が地域起こし協力隊を雇用してまで取り組むべき課題ではないというふうに考えております。

ただ、先ほど議員が質問のところで提示されました、いろいろな業者さんがいらっしゃいましたけれども、そこと連携協定を結ぶことによって、少しでも何かそういったところに情報が流れるということであれば、そういった業務の内容も含めてですけれども、そういったことも検討していくべきかなというふうに、お話を聞いていて思ったところです。

ただ、先ほどの繰り返しになるんですけれども、現在において、本町の空き家状況といえますか、議員もご存知かと思うんですけれども、他の市町村と比べて非常に悪いか、今ここを何とか掘っていかないと新十津川町の状況が悪い町になっていくのかっていうことになりますと、決して私はそういうふうには思っておりません。今までいろいろなことを地道にやってきた成果が、このように単なる空き家ということであると、数字だけで言うと、かなり減ってきておりますし、危険空き家と申し上げるものも、だいぶ減ってきてい

るというふうに私は認識しております。そういったことで、こういった現在の状況におきまして大きな課題を抱えているという状況には捉えておらず、行政が前面に立って手を出す段階ではないと判断することから、空き家対策として、新しい事業を立ち上げるという考えは、今のところ持ってはいないということ、あと、所有者の不安ですとか、心配事など伺った際には、できる限りのアドバイスや情報提供を行っていく中で、民間事業者が取り扱うサービスなども紹介しながら、ご相談いただいた不安など解消が少しでも図られるように努めてまいりますことを申し上げ、3番議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 深瀬議員、再々質問はございますか。

再々質問を許可します。

○3番（深瀬美奈子君） 議長のお許しをいただきましたので、再々質問をさせていただきます。

先ほどの町長のご答弁にございましたが、私自身も新十津川町は空き家対策、特に危険空き家が生まれにくいという部分で、すごくきちっと積み重ねてきてくださっているおかげで今があると思っております。

そして、新十津川町のこの空き家対策のことであったり、危険空き家がないという状況は、近隣市町村の中でもとても良い状況で、新十津川町のイメージアップにつながる部分だと思っております。なので、今ある新十津川町の良い状態を基礎に、更に新十津川の魅力としてこの部分をピックアップといいますか、未来に向けて新十津川の強みにしていくことができる段階にあるのではないかと思っております。もちろん課題もございますが、これは新十津川の強みになり得るのではないかなと思っております。

そこで、未来をつくっていくためには、現在地を詳細に知ることが必要だと思います。新十津川町が10年後も20年後も今のように空き家が流動し、危険空き家というものが町の中になく適切に管理されているという状態を保っていくために、必要な情報を仕入れてくる必要があるのではないかと思っております。

国のデータ、私も見させていただきました。5年間に1回の調査で、新十津川町のデータも出ていたんですけども、なかなかやはり細かい部分までは読み取ることが難しいのかなという印象を受けました。新十津川町の規模だからこそ、細かいところまでどこにどういった物件があって、独居の方なのか、高齢者の方なのかという部分を把握することで、より細かい現在地を知ることができ、より確実な未来をつくっていくことができると考えるのですけれども、そういった調査を行う必要はないでしょうか。町長のご見解を伺います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） それでは、3番議員の再質問についてお答えをしたいと思います。

空き家、空き地のデータについては、本当に3番議員おっしゃられるように、やはりまず自分の今の足元をちゃんと調べて、将来的なことを見定めることが大切だっというのは本当に私もそのように感じております。

そういった中で、毎年空き家等の全町実施実態調査っていうのをしておりますし、また、町が独自に調べているものではございませんけれども、5年に一度実施される国勢調

査で、おおよそそういったものは網羅されてまいります。そういった中での有効なデータについては、本町でも活用しているところではあります。

また、それと加えて、10年20年といったスパンを想定することは容易なことではないんですけれども、行政運営を進める上では総合計画を最上位の計画というふうに定めまして、その目標に向かった事業を取り進めております。具体的に言いますと、今回ご質問の分野につきましましては、総合的な住宅政策の展開のために策定する新十津川町住生活基本計画というものがございます、それに今回の話が該当するんだらうというふうに思います。

今後の住環境のために必要な政策については、この計画の見直しの中でも検討していくということになりますので、当然ながら、少なからず空き家については、そういったところで議論がされるというふうになってまいります。

そういった意味で、今後未来に向けての空き家対策については、そういった場面場面にそういった計画が改定されることになりますから、安心できるとはちょっと何とも今は言えませんが、そういった意味では現実を把握するということでは大丈夫かなというふうに思っております。

そういったことを申し上げまして、3番議員の再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 深瀬議員よろしいでしょうか。

以上で、深瀬美奈子議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、一般質問を終了いたします。

ここで、11時20分まで休憩といたします。

(午前11時09分)

○議長（小玉博崇君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午前11時20分)

◎議案第2号の質疑

○議長（小玉博崇君） 日程第3、議案第2号、令和6年度新十津川町一般会計補正予算第11号を議題といたします。

これより質疑に入りますが、議案の量が多いことから、議案のページを3つに区切って質疑を行います。

質疑を行う際は、議案のページ、予算科目、事業名を最初に示した上で発言するよう、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

はじめに、1ページから57ページ、歳入までについて質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで、歳入まで質疑を終わります。

次に、58ページの1款議会費から83ページの7款商工費までについて質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 議案書、まず72ページをお願いいたします。2目の環境衛生費か

らお伺いたします。事業番号2番、ゼロカーボン推進事業ですが、ここに対しまして減額になっておりますけれども、実行委員会への負担金ですが、環境イベントですとか、環境推進学習会は、大変町民の方々には好評であったというふうに承知をしておりますが、減額となった理由についてお伺いたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（佐藤武久君） ただいまの10番議員の質疑にお答えいたします。

ゼロカーボン推進事業でございますが、今ほどおっしゃってございましたとおり、実行委員会に負担金を支出して事業を行っているものでございます。内容としましては、まず環境イベント「エンカルミーツ」というものを開催しましたが、その執行見込み額が126万7千円。環境教育学習ということで、ゆめクラブ等への講師の講演会ですとか、あと提案事業ということで、実行委員会の皆さま方から提案していただいた事業に対する経費を負担するというので、そういったものには35万9千円、あとはCO2の削減チャレンジ事業ということで、北海道が提供しておりますCO2の排出量がわかるアプリですね、それを登録していただいて、申請していただいた方に500ポイント、とくつつぷカードポイントを付与するという事業とかもやっております、それとその他の事務費等で大体9千円ということで、執行見込み額といたしましては163万5千円となっております、議案にありますとおり36万5千円の減となっているところでございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） よろしいでしょうか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 続いて同じところでお聞きいたしますが、今年度はゼロカーボンシティ宣言を踏まえた実行元年であるということでこういった事業をされましたけれども、住民の方々への良いきっかけづくりになったのではないかなというふうに思いますが、こういったイベントですとか学習会をとおして、その中で本町の住民の方々の環境に対する意識ですとか、そういった関心度、そういったものはどのような度合いなのかなということで捉えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（佐藤武久君） ただいまの10番議員のご質問にお答えいたします。

住民の方の関心度ということでございますが、正直、直接アンケート等を取ったりとかは実際はしておりませんが、いろいろイベントですとか、環境学習の中で子どもたちのお声ですとか、あと実行委員会の提案事業に出られた方のお声ですとか、そういったものを直接お聞きするにあたり、そういった環境への関心を持たれて、そのきっかけづくりと今回の事業がなっているのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

4番、三師議員。

○4番（三師優美君） 質問させていただきます。議案70ページ、71ページ、3款2項1目、事業番号9番の幼児教育無償化事業のところ質問させていただきます。実績見込みによる減額ということで減額されているのですが、主な要因についてお伺いたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（窪田謙治君） ただいまの4番議員の質疑にお答えいたします。

幼児無償化事業につきましては、3歳児から5歳児までの園児の保育料等を無償化する
というものなんですけれども、新十津川幼稚園の対象園児が、当初見込み70人というところ
で見込んでいたんですけれども、そこが52人ということで、人数がちょっと少なかったと
いうところです。それに伴いまして、保育料、副食費等が減額となったことによるものが
原因となっております。以上です。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑ございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） 同じく70ページの3款1項3目障害者福祉費のところ、事業番
号12番の子ども通園センター負担金の財源構成の関係でお伺いいたします。こちら、デジ
タル田園都市国家構想交付金を財源構成で充てているように見受けられるのですが、どう
いった内容で、このデジタル田園都市国家構想交付金を当てているのか、詳しくお伺いし
たいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（窪田謙治君） ただいまの1番議員の質疑につきましては、確認の上、
後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） 60ページ、2款1項1目の一般管理費の事業番号10番の職員研修
事業の131万円の減額の内容につきまして、オンラインの研修で済んだので研修旅費の支
出が少なくなったということなのか、研修の受講自体が少なくなったのかお伺いしたいと
思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

減額の内容でございますが、当初、オンラインというそういったものではなくて、実際
には、外国研修の部分と自治大研修の部分が参加者がいなかったことによる減となってご
ざいますが、今年度は、昨年度よりも研修に参加いただく方が増えて、目標の95名という
ことで予算を組んでいたんですけれども、85名の方に参加いただいたんですけれども、費用が
ちょっと大きくなりますし、宿泊数も多くなりますので、外国研修、自治大の研修が主な
要因となっております。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑ございませんか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 議案書72ページをお願いいたします。4目予防費からお伺いいた
します。事業番号2番、インフルエンザ予防接種事業ですが、今年度から高校生も自己負
担なしで接種が受けられるようになりました。住民の方から大変要望のあった案件ですの
で、良かったなと思うんですが、今年度の接種状況ですとか、周知方法ですとか、そう
いった辺りをお伺いしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（窪田謙治君） ただいまの10番議員の質疑にお答えいたします。

インフルエンザの予防接種の状況につきましては、行政報告の中の11ページの方にも掲載させていただいておりますが、10月1日から1月31日までに実施した接種者は、高齢者が1,309人、高校生相当年齢以下が延べ602人、妊婦が10人ということになっています。

周知につきましては、広報、防災無線、あとホームページ等で皆さまにお知らせしているところですし、チラシの方も各行政区を通じて、回覧で接種の勧奨をしているところです。以上です。

○議長（小玉博崇君） 10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 同じくお伺いしますけれども、高校生に限ってという数字の把握ということは、されないということよろしいですか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（窪田謙治君） 10番議員のただいまのご質疑にお答えいたします。

高校生の内訳資料が手元にございませんで、後ほど回答させていただきます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございますか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） 62ページをお開き願います。2款1項7目、事業番号1番、町有林保育管理事業の減額理由につきまして、こちらは、予定していた木の伐採の量が少なくなると植樹の数が減ったという見方でよろしいかどうか確認させていただきたいと思いません。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田章宏君） ただいまの1番議員のご質疑に回答をいたします。

こちらにつきましては、令和5年度に伐採した箇所への植栽ということで本年度予算計上をしております。5年度伐採につきましては5.08ヘクタール実施いたしましたが、本年度植栽するため、地ごしらえと実測をした結果、植栽できる面積が2.95ヘクタールとなったため、植栽業務と、それに伴いまして苗木も減ってしまいましたので、その分で減額となっております。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） 続きまして68ページをお願いいたします。3款1項3目、事業番号3番、総合健康福祉センター管理運営事業の委託料で409万円減額になっておりますが、こちらの内訳についてお伺いしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小松敬典君） それでは、1番議員の質問にお答えさせていただきます。

内訳としまして、燃料費、重油代が48万8千円、それから、ゆめりあホール管理運営委

託業務2人の方を年間雇用をするというような内容になっておりますが、1人分につきましては、半年分10月以降の雇用となったため、1人分の委託料として360万4千円を減額したものでございます。以上です。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

7番、杉本議員。

○7番（杉本初美君） 79ページの事業名、ピンネ農業公社運営負担金についてお伺いいたします。このトラクターの部分の損傷で修繕するっていうことでございますけれども、このトラクターってどのぐらい年数かかっておられるものでしょうか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田章宏君） ただいまの7番議員の質疑にお答えをいたします。

今回修繕いたしますトラクターにつきましては、町が平成25年度に中古で購入しております。その当時、平成17年製のトラクターを購入しております。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 7番、杉本議員。

○7番（杉本初美君） この修繕に対して、中古で対応されていますすべて。それとも、新品も取り替えているんでしょうか、よろしくお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田章宏君） ただいまの7番議員のご質疑に回答をいたします。

今回の修繕につきましては、部品は中古ではなく新品で対応してございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございますでしょうか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） 80ページをお開き願います。6款2項1目林業振興費の事業番号3番、森林整備促進事業の関係で、こちらは、助成対象機器の購入がなかったから減額するというのでいいのか確認させていただきたいと思っております。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田章宏君） ただいまの1番議員のご質疑に回答いたします。

森林整備促進事業につきましては、4本の補助事業を実施してございます。今回減額する部分につきましては、木材運搬支援事業、こちらが415万8千円事業を見込んでおりましたが、209万円の実績、208万8千円減額、それと2点目、民有林整備促進支援ということで、こちらにつきましても事業費減少ということで334万4千円見込んでおりましたが、23万1千円の実績ということで、311万3千円減額、また、3点目が森林作業道の維持補修に対する支援ということで、こちら当初予算2,000メートル見ておりましたが、1,050メートルの実績ということで、95万円の減額となっております。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

7番、杉本議員。

○7番（杉本初美君） 63ページの事業番号6番、交通安全対策についてお伺いいたします。1番、自主返納者が増えたっていうことで増額になっておりますけれども、これは良き

取組と、早めの自主返納が大切だと思っております。それで、この男女の比率とですね、どの年代の方が一番多かったのかということと、最高齢者の年齢と、その方は現役で運転されてたのかなと思っておりますので、答弁お願いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（佐藤武久君） ただいまの7番議員のご質疑にお答えいたします。

実際の申請者の内訳ですが、全体で2月28日現在、行政報告にもありましており47人となっておりますが、年齢のまず一番高齢の方で言いますと、区分でお話させていただきます。60歳から69歳までが4人、70歳から79歳で19人、80歳からで24人となっております。最高齢がいくつかということは、ちょっと今現在資料を持ち合わせておりません。

あとは男女別ということでございましたか？男女別の人数につきましても、ただ今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 住民課長。

○住民課長（佐藤武久君） 地区別ということでございますが、行政区でお話していきます。11行政区それぞれ、これもちょっと資料持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（小玉博崇君） ほか質疑はございませんか。

5番、大島議員。

○5番（大島光敬君） 78、79ページの6款農林水産事業費の3の畜産業費の項目でございます。畜産振興協議会の補助金が116万9千円の減額となっております。暑熱対策ということの予算だったかと思えますけども、利用状況ですとか、そういった内訳等が分かりましたらお願いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田章宏君） ただいまの5番議員の質疑に回答をいたします。

今回の暑熱対策支援事業につきましては、当初予算で50万円、上限額の4件、200万円を計上しておりました。今回の実績につきましては、3件の方から申請があり83万1千円ということで116万9千円が減額となっております。ちなみに、設置したのにつきまして、畜産用の換気扇、大きな扇風機型のビッグファン、牛舎の換気装置ということになってございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ほか質疑はございませんか。

保健福祉課長、答弁できますか。

保健福祉課長の答弁を求めます。

○保管福祉課長（窪田謙治君） それでは、1番議員からご質疑がございました、71ページ、3款1項3目の中の子ども通園センター負担金で、デジタル田園都市国家構想交付金の財源更正についてですが、子ども通園センターで、登退園のシステムを導入するに当たりまして、その交付金が充当されたことにより伴う財源更正となります。

続きまして、10番議員からご質疑がございました、73ページ、インフルエンザ予防接種事業で、高校生の接種の状況についてですが、高校生の対象者が157人、接種された方は48人、接種率は30.6パーセントとなっております。高校生に対して個別に案内等はして

おりませんで、広報誌、チラシ等ほかの周知と一緒に周知となっております。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員、西内議員、よろしいでしょうか。

先ほど杉本議員の質問に対する答弁は、後ほどとしまして、次の質疑に移りたいと思います。

次に、84ページの8款土木費から105ページの13款職員費までについて質疑を求めます。
質疑はございませんか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 98ページをお願いいたします。3目学校給食運営費でお伺いいたします。事業番号2番、学校給食提供事業で、今年度の当初予算で、賄い材料費に物価高騰対策として692万6千円を計上をしたということでございますが、その見込みで十分な提供をしていただいたと思いますけれども、そういった栄養価ですとか、量や質、そういったものを十分な給食提供するにあたって、今年の物価を考えますと大変ご苦労されたのではないかなというふうに考えますが、特段今年、工夫された点ですとか、大変だったなというところがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小松敬典君） それでは、10番議員の質問にお答えさせていただきます。

今年、年度当初から690万ほど物価高騰対策分として賄い材料につけさせていただきましたが、栄養教諭の日頃からの計画的な執行の中で、何とかやりくりできました。夏休みまで、それから冬休みまでと、冬休み明けてから3期に渡ってカロリー計算、それから執行額を見ながら、最低必要なカロリーを摂取させるために工夫されて執行してまいりましたので、特段、1月の下旬ぐらいに少し足りないかなというような学校給食センターの方からお話ありましたけども、2月を終えた時点で、特段この予算の中でできるということになりましたので、問題なく執行しているところでございます。以上です。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで8款土木費から13款職員費までの質疑を終わります。

それでは、先ほどの杉本議員の答弁がまだ整ってございませんので、整い次第、また戻って質疑に入りたいというふうに思います。

◎議案第3号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第4、議案第3号、令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第5、議案第4号、令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第6、議案第5号、令和6年度新十津川町下水道事業会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、令和6年度新十津川町下水道事業会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（小玉博崇君） それでは、先ほどの杉本議員の質問に対する答弁が、まだ整っておりませんので、ここで暫時休憩とさせていただきます。

（暫時休憩）

○議長（小玉博崇君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎議案第2号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） それでは、先ほどの杉本議員の質問に対し答弁が用意できましたので、答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（佐藤武久君） 大変失礼いたしました。7番議員のご質疑にお答えいたします。

まず、男女別の人数でございますが、男21、女26、最高齢の年齢でございますが、女性で90歳の方になります。

あと地区別の人数でございますが、行政区ごとにお答えいたします。まず大和区4件、橋本区8件、みどり区4件、菊水区5件、青葉区5件、中央区5件、文京区7件、弥生区2件、花月区4件、総進区2件、徳富区1件、計47件でございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 住民課長。

○住民課長（佐藤武久君） 現役で運転されている方がどのくらいいるか、例えば、もう既に運転されていない方がどれくらいいるかというそういった分析については、申し訳ありませんが、聞き取り等は行っておりませんので、データは持ち合わせておりません。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 杉本議員よろしいでしょうか。

○7番（杉本初美君） 返納された方の中で最高年齢の方は、今90歳って聞いたんですけども、その方は現役で運転されていたんでしょうか。そこだけです。

○議長（小玉博崇君） 住民課長。

○住民課長（佐藤武久君） ただいまの7番議員のご質疑にお答えいたします。

今の90歳の方の現役で運転されていたかどうかという部分については、実際申請を受ける際に、そういった確認はしておりませんので、把握していない状況にあります。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） よろしいでしょうか。

これをもちまして、1款議会費から7款商工費までの質疑を終わります。
以上で議案第2号について質疑を終わります。
これから議案第2号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより議案第2号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第2号、令和6年度新十津川町一般会計補正予算第11号は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
お諮りいたします。
予算案及び条例案審査のため、3月21日の予算審査特別委員会が終了するまで、本会議を休会したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。
したがって、3月21日の予算審査特別委員会が終了するまで、本会議を休会することに決定いたしました。

3月21日は、予算審査特別委員会終了後に本会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでした

(午後0時00分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年第1回新十津川町議会定例会

令和7年3月21日（金曜日）

午後2時00分開会

◎議事日程（第4号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第7号 新十津川町長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について
(質疑、討論及び採決)
- 第3 議案第8号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(質疑、討論及び採決)
- 第4 議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(質疑、討論及び採決)
- 第5 議案第10号 新十津川町課設置条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第6 議案第12号 新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第7 議案第13号 新十津川町公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第8 予算審査特別委員会審査報告
- 第9 議案第6号 新十津川町犯罪被害者等支援条例の制定について
(討論及び採決)
- 第10 議案第11号 新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について
(討論及び採決)
- 第11 議案第14号 令和7年度新十津川町一般会計予算
(討論及び採決)
- 第12 議案第15号 令和7年度新十津川町国民健康保険特別会計予算
(討論及び採決)
- 第13 議案第16号 令和7年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算
(討論及び採決)
- 第14 議案第17号 令和7年度新十津川町下水道事業会計予算
(討論及び採決)
- 第15 議案第18号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について
(質疑、討論及び採決)

第16 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について
(質疑、討論及び採決)

第17 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員 (10名)

1番	加藤敏晃君	2番	工藤健君
3番	深瀬美奈子君	4番	三師優美君
5番	大畠光敬君	7番	杉本初美君
8番	鈴井康裕君	9番	樋坂里子君
10番	西内陽美君	11番	小玉博崇君

◎欠席議員 (0名)

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷口秀樹君
副町長	寺田佳正君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
総務課長	久保田篤司君
住民課長	佐藤武久君
保健福祉課長	窪田謙治君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	鎌田章宏君
建設課長	千石哲也君
会計管理者	平川宏之君
教育委員会事務局長	小松敬典君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	坂下佳則君
--------	-------

◎開議の宣告

- 議長（小玉博崇君） 皆さん、予算審査特別委員会、大変お疲れさまでした。
ただ今出席している議員は、10名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午後 2 時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小玉博崇君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、3番、深瀬美奈子議員。4番、三師優美議員。両議員を指名いたします。
-

- 議長（小玉博崇君） 日程第 2に入る前に、これから提案されます議案第 7号から議案第10号及び議案第12号から議案第13号の議案につきましては、3月12日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、直ちに質疑に入りますのでよろしく願いいたします。

◎議案第 7号の質疑、討論及び採決

- 議長（小玉博崇君） 日程第 2、議案第 7号、新十津川町長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

- 1番（加藤敏晃君） お伺いさせていただきます。条例の第 7条の関係でございます。懲戒処分につきましては、新十津川町職員の懲戒等処分に関する規程に基づいて実施されるものと思いますが、この規程は、町長などの特別職を除く新十津川町職員の処分について定めるものとなっております。もし仮になんですけれども、ハラスメントを行ったとされるものが、町長や副町長、教育長である事案の場合では、先ほどの規程の対象にはなりません、懲戒処分等とありますので、同様の対応や処分がされるという認識でよいかどうか確認させていただきたいと思っております。

- 議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（久保田篤司君） 1番議員のご質疑にお答えいたします。

理事者が実際に該当者となった場合ということでございますけれども、事案が認定された場合ということになりますと思いますが、その場合におきましては、懲戒処分自体が職員に対するものでございますので、町長自らが自らを戒めるといふか、実際にどのような処分をするかというのを決めることとなると思っております。ただその場合におきましても、その処

分に対して、何かあれば議会等で長の不信任議決議権ですとか、調査権がございますので、そういった権限を行使いただいて、処分の妥当性などを検討いただくことになるのかなというふうに思います。

また、副町長となった場合については、それは自治法の163条で、首長が、いつでも解職できるというものでございますし、教育長におきましても、議会の同意を経て、罷免できるというふうになってございますので、そういった形でも処分が可能となるものでございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

8番、鈴木議員。

○8番（鈴木康裕君） それでは質問させていただきます。目的のところに、職場におけるハラスメント防止ということで、140ページの（8）職場での定義ですが、当該職員が通常勤務している場所以外の場所、懇親の場等であっても、と書いてあります。懇親の場、どこまでが懇親の場なのか、滝川行って2次会までなのか、例えば、泥酔して家へ帰って送り届ける場合までなのか、また、いろいろ工事現場、また、農地視察などのときに、2人で行って、こういうような扱いを受けたよとか、不法投棄の現場行って、あれちょっと取ってこいとか、こういうような場合も含まれるのか、その点が一点。

もう一点、第6条でございます。委員会のメンバーが7人ということで、委員は職員のうちから町長が任命するとあります。この委員会すべて新十津川町内だけの人間っていうか、役場内だけの人間でございます。果たして、これで公平性が保てるものかどうかお聞きします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 8番議員のご質問にお答えいたします。

職場の範ちゅう、範囲ということになるかと思いますが、こちらにつきましては、その懇親会と言われるものについては、すべてが該当するということではございますが、ただ、その対象があくまでも職員と理事者ということで、今回のこのハラスメント条例自体が、その範囲に及ぶものでございますから、その中でその方々がおられれば、それは一つのハラスメントが起きうる範囲に該当するということになるかと思いますが。

また、後段のご質問でございますけど、7名というところでございますが、こちらについては、これも同じように職員に対してのものを見る方がむしろメインというところもありますが、こちらについても、職員の中から7名、それもなるべくであれば、各課の年代が違う方を想定してございます。ただ、先ほども申しましたが、その中で議会として、例えば、理事者の部分で何かというところになれば、処分の調査権等もありますので、自治法の100条に基づいて、百条委員会なるものもあります。そういった中での公平性というのは、まだ調査等も担保できるのかなというところでございまして、今この条例としましては、職員の中から7名を選ぶような形で進めることとしてございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） お伺いいたします。ハラスメント防止条例でございますが、従前からはこういったハラスメント防止に係る内規がございましたが、このたび条例化しよう

とされる際に、プロセスにおいて、こういった条例案を職員の皆さま方と確認しあったりですとか、どのような形でと言いますか、上程されるのは町長ですけれども、ほかの全職員の方々がきちっとこの内容を確認されたのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 10番議員のご質疑にお答えいたします。

実際に総務民生常任委員会の方でもご説明させていただいた部分もあるんですけども、重複になりますが、職員の説明ということで、実際に職員の説明併せて意見募集というのを1月の中旬に実施してございます。その後におきましても、職員労働組合との説明の部分もありますので、そちらでも1月末に実施しまして、そこでも意見募集をしてございます。

その2点について、実際に範囲を設けた中で、その時ということではなくて、いつまでに何かあればご意見くださいということでありましたけれども、実際には事務の取扱いの部分で1件ございましたが、この取扱いについて何か新しい形なり、不安というところのご意見等は特にありませんでした。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） では、更に確認させていただきますけれども、この条例案は、職員皆さま方の総意として、このたびご提案されたというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 10番議員のご質問にお答えいたします。

実際にこの条例を進めるいろんな手続きの上において、ご意見を求める場合もあれば、ない場合もありますが、ただその中で、特にそれに対し反対するような意見はなかったもので、総意を得て進めているものというふうに認識してございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございますか。

5番、大畠議員。

○5番（大畠光敬君） 私も、第2条の職場の定義についてお伺いいたします。先ほど鈴木議員の方からも質疑があったかと思いますが、職員の方いろんな場面で、職場内、職員同士だけではなくて、町民の方ですとか、いろんな方に業務上関わることがあるかと思うんですが、もしその場合に何かあってはいけませんけれども、職員の方が何か不利益を被るようなハラスメントの事案があった場合についての対応をどのように考えていらっしゃるのかをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 5番議員のご質疑にお答えいたします。

この条例は、元々あるとおり、町長等ということで理事者、職員というところでの定義となつてございまして、それ以外の方に対しての罰則なり、そういったものは特にございませんので、この条例において、これに対する何かできるかというのと、この条例では及ば

ないものと考えてございます。

また、どちらかというところカスハラと言われるカスタマーハラスメント的な要素はあるかと思えますけれども、そういった部分につきましては、北海道にカスタマーハラスメント防止条例というのが今制定されまして、令和7年4月1日から施行されます。そこでは、北海道が実際に規定しているものとなりますので、その中で今後、様々なところが対策等も市町村なり北海道事業所、関係機関からなるカスハラ対策推進協議会というのが設置されるようです。そこで、今後いろんな形でこれに対する対策というのを出てくるのかなというところでございまして、それを今後、連携しながら進めていくことになるというふうにございまして、それを今後、連携しながら進めていくことになるというふうにございまして、以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

鈴木議員、討論は反対ですか、賛成ですか。

○8番（鈴木康裕君） 反対です。

○議長（小玉博崇君） それでは、反対討論を許します。

登壇の上、発言をお願いいたします。

〔8番 鈴木康裕君登壇〕

○8番（鈴木康裕君） 議長のお許しを得たので、議案第7号、新十津川町長及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定についての反対討論をさせていただきます。

そもそもが、この条例の議論は、令和4年第3回定例議会の小玉議員の一般質問並びに令和6年第1回定例議会の大島議員の一般質問が発端でした。

両議員とも町長を含む特別職や議員、職員も含め、ハラスメントを絶対に許さないという自治体のスタンスを明確に示し、毅然とした対応し、健全な行政運営に取り組むべきものだとの提言でございました。

しかしながら、町長の答弁は、地方自治における二元代表制の趣旨に鑑み、理事者を含む町側と議会議員を一緒に対象として条例を制定するのは適当ではないとの答弁でした。

しかし、実際には全国で15以上の市町村で、特別職、議員、職員を含めたハラスメント防止条例が制定されております。空知管内では月形町も同様な条例を制定しております。

また、現に今回、1月15日に政策審議会にて職員への説明及び意見募集、1月29日に組合執行部への説明及び意見募集、そして、2月21日は総務民生常任委員会にて説明と、4月1日の施行に超高速で条例を制定しようとしております。

我々議会の提言を無視し、町の方だけで一方的に条例制定に向かっていった理由は一体何なのでしょう。ここ数年続いている町職員の多くの中途退職者への歯止めのためなのでしょう。

それと第7条（対応措置）ですが、非常に曖昧な表現でございます。町長がどうしてもできると、逆に町長のハラスメントに対しては、先ほど少し答弁がありましたが、どうするのかははっきりこの第7条には記載されておられません。他の市町村の対応を見ますと、町

長及び議員については、その事実の公表、職員に対しては懲戒処分等となっていることが多いようです。

また、条例にはハラスメントを受けた人への対応が全く書かれておりません。心に深く傷を負った者への配慮が全くなされてない。これは金銭的な解決よりも、まず最初に加害者が被害者に対して謝罪をする。このことが一番重要だと私は思いますが、どう感じますでしょうか。

これを条例にするのであれば、後に続く議員等の条例にも配慮していただきたかった。これは、内部的規約程度で、条例とはちょっと似つかわないのではないかと、私は思います。

この条例には、急いでまとめた影響か数々の疑問点があり、議員軽視とも見られます。

私は、この条例を廃案にして、今後町長を含む特別職や議員、職員をも含めた条例を作り直すのが最善と考えます。

さらに、この条例を読みますと、役場内だけの対応で、議員や町民への公表を含んでおりません。ハラスメントを隠ぺいするというような感じがしておりまして、昨今の兵庫県、フジテレビと同じように、これがわかりますと炎上し、大ごとになる、そんな恐れもある条例だと思います。

以上の点から、私は、この議案第7号、新十津川町長及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について、反対をさせていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小玉博崇君） ほかに反対討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 続いて、賛成討論はございませんか。

5番、大島議員。

〔5番 大島光敬君登壇〕

○5番（大島光敬君） 議長のご指示をいただきましたので、議案第7号、新十津川町長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例の制定についての賛成討論をさせていただきます。

私は、令和6年第1回定例会において、町長にハラスメント防止条例の制定についてをテーマに一般質問をさせていただいておりました。

私はその際に、町民の見本となるべく、まずは町が率先してハラスメントへの対策に取り組んでいる姿勢を示すために、令和4年の小玉議員の質問の際には、条例制定は適当ではないと判断したが、現在は取り組む意思があるかと伺ったところ、令和3年8月に新十津川町ハラスメントの防止等に関する規定を制定していること、また、当時は規定があり、ハラスメント防止は当然なので、改めて条例を制定するまではないと考えていた。しかし近年は、他の自治体において、特別職によるハラスメントの事案が発生していることで、特別職などハラスメントを防止する立場にあるものだからこそ、特別職を含めたハラスメント条例の制定をすることで、職員が仕事のしやすい環境になるのであれば、条例化に向けて前向きに検討したいと答弁がございました。

また、町長からは、二元代表制に鑑み、理事者を含む町側が議会、議員側を対象にした条例の制定は適当ではない。議員から職員へのハラスメントの疑いがあった場合は、町又は町長として、議会側に事案の調査や処置の申し入れは現状でも可能であること。議会側

でハラスメントに対し、毅然とした態度を示すには、必要と思われる形で、議員発議で条例制定を考えるべきとも答弁がございました。

これを受けまして私は、パワハラは、その他ハラスメントに対しても、日本の法律では直接的な罰則が設けられていないが、町やこの場合で言うと町は、防止策を講じる義務があること、今回の条例の第7条につきましては、迅速かつ適切に必要な処置を行っていただくことは至極当然ではございますが、ハラスメントという案件が非常にデリケートなものであり、事実の公表は慎重であるべきとも考えます。

また、その処置の中には、場合により懲戒処分等の速やかな決定や謝罪等の対応も含まれていることと理解していること、また、町長が当事者となった場合は、第10条で規定しております副町長等がその職務を代理するとなっていること、さらに、既に内規で規定していたものを改めて条例化する際、そのプロセスにおいて、条例案を全職員や新十津川町職員労働組合に確認している点、以上の点を踏まえ、先ほど私も質疑をさせていただきましたが、その部分に対しては今後検討していくことも、我々議会も必要なのではないかなとは思っておりますが、まずは職員をハラスメントから守るため、私は一刻でも早く制定すべきと考えております。

また、この条例制定が、この町に住むすべての方々へ、ハラスメント撲滅への第一歩、いわゆるシンボリックな条例になるようにと願うばかりでございます。

よって私は、この議案第7号、新十津川町長及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について、賛成とさせていただきます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） ほかに賛成討論の方はいらっしゃいますか。

2番、工藤議員。

〔2番 工藤健君登壇〕

○2番（工藤健君） 議長のお許しがございましたので、議案第7号、新十津川町長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例について、賛成討論をさせていただきます。

この条例は、ハラスメントに対する組織のトップマネジメントの立場にある方、いわゆる町長が、職場のハラスメントは組織の活力をそぐものであることを意識し、こうした問題が生じない組織文化を育てるという意味が感じられ、かつ、自らが範を示しながら、その姿勢を明確に示すという取組を行おうとすることが、この条例に記載されております。

したがって、私は、この議案第7号、新十津川町長及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について賛成し、議員各位のご賛同をいただきとうございます。よろしく願いいたします。

○議長（小玉博崇君） ほかに賛成討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

この採決は、起立により行います

議案第7号について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小玉博崇君） 着席ください。

起立多数です。

よって、議案第7号、新十津川町長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第3、議案第8号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第4、議案第9号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第5、議案第10号、新十津川町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、新十津川町課設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第6、議案第12号、新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、新十津川町公の施設の使用料等減免条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第7、議案第13号、新十津川町公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、新十津川町公園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎予算審査特別委員会審査報告

○議長（小玉博崇君） 日程第8、予算審査特別委員会審査報告を行います。

令和7年度予算に関連する条例案並びに一般会計予算ほか2特別会計予算及び1事業会計につきましては、3月12日の定例本会議におきまして、予算審査特別委員会に審査を付託してございますので、審査結果の報告を予算審査特別委員会委員長からお願いいたします。

〔予算審査特別委員会委員長 加藤敏晃君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（加藤敏晃君） 予算審査特別委員会から審査報告を申し上げます。

3月12日の定例本会議において、本委員会に付託されました議案第6号、新十津川町犯罪被害人等支援条例の制定について。

議案第11号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について。

議案第14号、令和7年度新十津川町一般会計予算。

議案第15号、令和7年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。

議案第16号、令和7年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第17号、令和7年度新十津川町下水道事業会計予算について、審査を終えましたの

で、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査の経過でございますが、付託された6件の議件を令和7年3月14日から21日にわたり、所管課長等の説明を受け、審査を行いました。

審査の結果、すべての議件において原案可決すべきものとして決定をいたしました。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） 日程第9に入る前に、これから提案されます議案第6号及び議案第11号並びに議案第14号から議案第17号までの案件につきましては、議長を除く9名による予算審査特別委員会で審査したものであります。

したがって、委員長報告に対する質疑を省略し、ただちに討論に入りますので、よろしくお願いたします。

◎議案第6号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第9、議案第6号、新十津川町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、新十津川町犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第10、議案第11号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第11、議案第14号、令和7年度新十津川町一般会計予算を議題といたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小玉博崇君） ご着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第14号、令和7年度新十津川町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第12、議案第15号、令和7年度新十津川町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小玉博崇君） 着席下さい。

起立多数です。

したがって、議案第15号、令和7年度新十津川町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第13、議案第16号、令和7年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小玉博崇君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第16号、令和7年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第14、議案第17号、令和7年度新十津川町下水道事業会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小玉博崇君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第17号、令和7年度新十津川町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

○議長（小玉博崇君） 日程第15に入る前に、これから提案されます議案第18号及び議案第19号の案件につきましては、3月12日の定例本会議で、提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

◎議案第18号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第15、議案第18号、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第16、議案第19号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（小玉博崇君） 日程第17、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（小玉博崇君） 令和7年第1回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでした。

（午後2時47分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員